

目 次

○第1号（3月1日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名について	4
日程第 2 会期決定について	4
日程第 3 諸般の報告について	4
村長挨拶並びに提出議案の概要説明	5
日程第 4 一般質問について	9
◇高田清一君	10
◇杉井保夫君	24
◇南 千晴君	37
◇清水健一君	51
◇早坂 通君	58
日程第 5 同意第 2号 農業委員会委員の任命における認定農業者及び認定 農業者に準ずる者の数を委員定数の4分の1以上と することについて	72
日程第 6 議案第38号 屋外運動場改修工事請負変更契約の締結について	73
日程第 7 陳情について	75
散 会	75

○第2号（3月2日）

議事日程 第2号	77
本日の会議に付した事件	78
出席議員	79
欠席議員	79
説明のため出席した者	79

事務局職員出席者	79
開 議	80
日程第 1 議案第 4号 榛東村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	80
日程第 2 議案第 5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	81
日程第 3 議案第 6号 榛東村総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について	86
日程第 4 議案第 7号 榛東村土地開発基金条例等を廃止する条例の制定について	87
日程第 5 議案第 8号 榛東村社会教育施設整備基金条例の一部を改正する条例の制定について	90
日程第 6 議案第 9号 榛東村税条例等の一部を改正する条例の制定について	92
発言の訂正	94
日程第 7 議案第 10号 榛東村温泉資源保全審議会設置条例の一部を改正する条例の制定について	95
日程第 8 議案第 11号 榛東村社会福祉施設整備基金条例の一部を改正する条例の制定について	97
日程第 9 議案第 12号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	98
日程第 10 議案第 13号 榛東村総合農政推進資金融通措置条例の一部を改正する条例の制定について	99
日程第 11 議案第 14号 榛東村太陽光発電所維持管理基金条例の一部を改正する条例の制定について	100
日程第 12 議案第 15号 榛東村ちびっこ広場設置条例の一部を改正する条例の制定について	101
日程第 13 議案第 16号 榛東村都市計画審議会の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について	103
日程第 14 議案第 17号 榛東村青少年問題協議会条例の一部を改正する条例について	104
日程第 15 議案第 18号 平成28年度榛東村一般会計補正予算(第6号)について	106

日程第16	議案第19号	平成28年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算 (第4号) について……………	112
日程第17	議案第20号	平成28年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予 算(第2号) について……………	114
日程第18	議案第21号	平成28年度榛東村介護保険特別会計補正予算(第 4号) について……………	116
日程第19	議案第22号	平成28年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補 正予算(第1号) について……………	118
日程第20	議案第23号	平成28年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予 算(第3号) について……………	119
日程第21	議案第24号	平成28年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正 予算(第3号) について……………	121
日程第22	議案第25号	平成28年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算 (第4号) について……………	124
日程第23	議案第26号	平成28年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予 算(第2号) について……………	126
日程第24	議案第27号	平成28年度榛東村上水道事業会計補正予算(第4 号) について……………	128
日程第25	発委第1号	榛東村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定 について……………	130
日程第26	議案第28号	平成29年度榛東村一般会計予算について……………	131
散 会			134

○第3号(3月14日)

議事日程	第3号……………	135
本日の会議に付した事件……………		136
出席議員……………		137
欠席議員……………		137
説明のため出席した者……………		137
事務局職員出席者……………		137
開 議……………		138
日程第1	同意第1号 榛東村固定資産評価審査委員会の委員の選任につい て……………	138

日程第 2	同意第 3号	榛東村農業委員の任命について	139
日程第 3	同意第 4号	榛東村農業委員の任命について	139
日程第 4	同意第 5号	榛東村農業委員の任命について	139
日程第 5	同意第 6号	榛東村農業委員の任命について	139
日程第 6	同意第 7号	榛東村農業委員の任命について	139
日程第 7	同意第 8号	榛東村農業委員の任命について	139
日程第 8	同意第 9号	榛東村農業委員の任命について	139
日程第 9	同意第10号	榛東村農業委員の任命について	139
日程第10	同意第11号	榛東村農業委員の任命について	139
日程第11	同意第12号	榛東村農業委員の任命について	139
日程第12	同意第13号	榛東村農業委員の任命について	139
日程第13	同意第14号	榛東村農業委員の任命について	139
発言の訂正			142
日程第14	議案第28号	平成29年度榛東村一般会計予算について	142
日程第15	議案第29号	平成29年度榛東村国民健康保険特別会計予算につ いて	145
日程第16	議案第30号	平成29年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算に ついて	147
日程第17	議案第31号	平成29年度榛東村介護保険特別会計予算について	148
日程第18	議案第32号	平成29年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予 算について	150
日程第19	議案第33号	平成29年度榛東村公共下水道事業特別会計予算に ついて	152
日程第20	議案第34号	平成29年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算 について	155
日程第21	議案第35号	平成29年度榛東村学校給食事業特別会計予算につ いて	159
日程第22	議案第36号	平成29年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算に ついて	161
日程第23	議案第37号	平成29年度榛東村上水道事業会計予算について	163
日程第24	議案第39号	村道の路線認定について	166
日程第25	請願・陳情について		167
日程第26	委員会の閉会中の継続審査について		168

日程第 27	総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について	168
日程第 28	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について	168
日程第 29	議会運営委員会の閉会中の継続調査について	168
日程の追加		169
追加日程第 1	議案第 40 号 榛東村都市計画審議会の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について	169
追加日程第 2	議案第 41 号 平成 28 年度榛東村一般会計補正予算（第 7 号）	170
議長挨拶		171
閉 会		172

平成 2 9 年 第 1 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 1 号

3 月 1 日 (水)

平成29年第1回榛東村議会定例会会議録第1号

平成29年3月1日（水曜日）

議事日程 第1号

平成29年3月1日（水曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 2 会期決定について
 - 日程第 3 諸般の報告について
 - 日程第 4 一般質問について
 - 日程第 5 同意第 2号 農業委員会委員の任命における認定農業者及び認定農業者に準ずる者の数を委員定数の4分の1以上とすることについて
 - 日程第 6 議案第38号 屋外運動場改修工事請負変更契約の締結について
 - 日程第 7 陳情について（付託）
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	高田清一君	2番	清水健一君
3番	松井保夫君	4番	小山久利君
5番	山口宗一君	6番	小野関武利君
7番	松岡稔君	8番	南千晴君
11番	岩田好雄君	12番	岸昭勝君
13番	早坂通君	14番	金井佐則君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村長	真塩卓君	副村長	倉持直美君
総務課長	小山美子君	企画財政課長	清村昌一君
税務課長	山本正子君	住民生活課長	久保田邦夫君
健康保険課長	安田睦君	産業振興課長 (兼農業委員会事務局長)	青木繁君
建設課長	久保田勘作君	上下水道課長	清水義美君
会計課長	清水喜代志君	教育長	阿佐見純君
教育委員会 事務局 会長	青木芳弘君		

事務局職員出席者

事務局長	岩田健一	書記	津久井久美
------	------	----	-------

◎開会・開議

午前9時開会・開議

○議長（金井佐則君） 皆さん、おはようございます。

平成29年第1回の定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

平成29年第1回榛東村議会定例会が招集されましたところ、議員各位には極めてご多端の中ご参集いただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、皆さんご存じのとおり、この3月6日から17日にかけて新型輸送機MV22オスプレイも参加し、相馬原演習場などで陸上自衛隊とアメリカ海兵隊による合同訓練が実施されることになりました。北関東防衛局から今回の合同訓練について、私たち議員も村側と一緒に説明を受け、議員の中から村民の生命、身体を守るべく要請等、いろんな意見が出ました。

特に3月7日、8日は県立高校の入試が行われます。県及び近隣自治体と特段のご配慮を要請したところであります。

また、本村では、中学校の卒業式が13日に予定されております。静かな中で一生の思い出となる式典が挙行できるよう、できるだけ配慮をお願いをいたしました。

そして、昨年の暮れの沖縄北部沿岸でのオスプレイ不時着事故後、初めてとなる今回の合同訓練に対し、心配する住民の気持ちを察し、安心・安全を第一に国における万全の配慮を強く要望したところであります。

日米同盟で国民全体が利益を受ける一方、沖縄など一部が特別な犠牲を強いられている現状を鑑み、沖縄などの負担軽減になるのなら、基地を抱え共存共栄を標榜する榛東村として、今回の合同訓練に理解を示すことにやぶさかではありません。

再三にわたる国連の忠告を無視した北朝鮮の核実験、長距離弾道ミサイルの発射、そして中国の不穏な海洋進出など、東アジアを取り巻く情勢はまさに一触即発の状態であると言えます。このような状況下、今回の日米共同訓練が実施されます。広く世界の情勢を見渡し、どうして今回の合同訓練が計画されたのか、その背景を理解することが特に重要なことと思います。

オスプレイは危険だから来て欲しくないというのは人情であります。誰でも思うことであります。訓練などないのが一番いい、でも必要だから行うのであります。訓練をしなければならぬ背景を理解することは重要であると思います。そして、こうして滞りなく3月議会が開会できるのも防衛がきちんと機能しているからであると思います。どうか、今回の日米合同訓練が当初の目的を達成し、事故もなく無事終了するよう切に願うばかりであります。

なお、本定例会につきましては15期議員最後の議会となります。4月には任期満了に伴う村議会議員選挙が執行され、新しい体制が整います。村民の代表として引き続き議員を志す方もおろうかと思っております。当選という満開の桜が咲くよう心よりお祈りを申し上げる次第であります。

それでは、本定例会につきましては、通告のありました5名の議員による一般質問、村長より送付

のあった人事案件、条例改正、補正予算並びに新年度予算案が提出されております。議員各位におかれましては円滑な議事が進行し、また適正妥当な議決に達せられますよう、特段のご理解とご協力を
お願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

なお、本日は大勢の傍聴の方々がおみえでございます。大変ご苦勞さまでございます。

傍聴されます皆様方に申し上げます。傍聴人心得をお守りの上、静肅に傍聴されますようお願いを
いたします。

なお、携帯電話、スマートフォン並びにタブレット等 I T 機器におきましては電源をお切りになり、
使用は禁止をいたします。

ただいまから平成29年第 1 回榛東村議会定例会を開会いたします。

出席議員は12名であります。よって、地方自治法第113条の定足数の規定に達しておりますので、
本日の会議は成立いたします。

なお、村長以下、説明のための管理職は全員出席であります。

直ちに、お手元に配付いたしました日程により会議を行います。

◇

◎日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（金井佐則君） 日程第 1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定より、議長において行います。

8 番南千晴さん、11 番岩田好雄君を本日の会議録署名議員に指名いたします。

◇

◎日程第 2 会期決定について

○議長（金井佐則君） 日程第 2、会期決定についてを議題といたします。

第 1 回定例会の会期については、本日 1 日から14日までの14日間としたいと思いますが、これにご
異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 異議なしと認め、本定例会の会期は本日 1 日から14日までの14日間と決しま
した。

◇

◎日程第 3 諸般の報告について

○議長（金井佐則君） 日程第 3、諸般の報告についてを議題といたします。

本定例会に提出され受理した議案36件、同意14件、陳情 3 件であります。

次に、代表監査委員により現金出納検査に関する報告書が提出されております。その写しを配付し
てありますので、後ほどご確認をお願いいたします。

◎村長挨拶並びに提出議案の概要説明

○議長（金井佐則君）　ここで、村長より挨拶並びに本定例会に上程する議案等の提案理由について説明したい旨の申し出がありましたので、これを許可いたします。

真塩卓村長。

〔村長 真塩 卓君登壇〕

○村長（真塩 卓君）　改めまして、おはようございます。

29年第1回定例会の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げたいというように思います。

議員各位におかれましては、年度末、本当に極めてご多忙の中、全員のご出席を賜りまして、ここに平成29年第1回定例村議会が開会できますことに厚く御礼申し上げます。

先ほどは全国の議長会より、そして知事より感謝状等をいただきました岩田、岸両議員に対し、改めて村からも感謝と御礼を申し上げたいというように思います。本当におめでとうございます。

本定例会に上程いたします50議案の主なものについて申し上げたいというように思います。

同意第1号は、榛東村固定資産評価審査委員会の委員の選任についての同意をお願いするものでございます。これにつきましては3月14日の最終日に提出したいというように考えております。

同意第2号につきましては、農業委員会委員の任命における認定農業者及び認定農業者に準ずる者の数を委員定数の4分の1以上とすることについて同意を求めるものでございます。

同意第3号から第14号につきましては、榛東村農業委員会委員の任命についての同意をお願いするものでございますけれども、これも先ほどと同じように最終日の14日に提出したいというように考えております。

議案第4号から第17号につきましては、榛東村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。条例の一部改正をお願いするものでございます。

議案第18号から議案第27号までにつきましては、平成28年度一般会計ほか8特別会計、上水道事業会計におきます予算補正をお願いするものでございます。これらのほとんどにつきましては国、県等における入札執行残あるいは確定見込み額を中心に行うものでございます。よろしく願いいたします。

議案第28号から第37号につきましては、平成29年度の各会計の当初予算でございます。一般会計、特別会計及び企業会計合わせた予算総額は106億円で、これは前年度に対しまして2億500万円の増となっております。村を取り巻く財政状況は依然として厳しい状況にありますけれども、住民福祉の向上のため積極的な予算を編成させていただきました。

平成29年度は第6次総合計画の2年目に当たります。総合計画に基づく事業を本年度に増しまして積極的に展開してまいる所存でございます。

また、昨年8月に初めて実施しました子ども議会における子ども議員からの提言についても、積極的に予算化をさせてもらいました。

それでは、初めに、一般会計の歳入でございます。

ご存じのとおり、村税は前年度に比べまして7,500万円の増、合計といたしまして15億300万円を見込んだところでございます。譲与税、各種交付金については平成29年度地方財政計画、いわゆる地財計画等に基づきましてそれぞれ増減しておりますけれども、地方交付税は地財計画で2.2%の減とされております。前年度から2,500万円減の11億5,000万円を、また臨時財政対策債は6.8%の増とされたことから1億9,000万円を計上いたしました。国庫支出金及び県支出金については、事業費の増加に伴い増額となっております。

次に、歳出でございますけれども、第6次計画の施策の大綱といたしまして6本の柱立てをしております。この6本の柱、項目ごとに主要事業を申し上げます。

柱の1つとして、「健やかで生き生きとしたむらづくり」といたしまして、昨年4月から実施した幼稚園あるいは小学校、中学校の給食費引き下げ、そして国保税の引き下げについては、平成29年度も継続して実施していきたいというように思っております。そして平成27年度から実施している任意の予防接種の助成事業、不妊・不育治療費等の助成事業、子育て支援事業、いわゆる子育て支援モバイルサービス等でございます。これも継続して実施していきたいというように考えております。

平成29年度の新規事業といたしましては、まず、最近になって決まったんですけれども、県立の健康科学大学というものがございます。その大学と連携いたしまして健康づくりの推進に関する協定を結んで榛東村の健康寿命の延伸を研究していきたいということで今考えております。これについては県立科学大学の学長と協定を結びたいと。

これについては、また後で、いろんな場面で皆さんのところへ説明をしていきたい。何と云っても、今までの榛東村で実施する特定健診等の結果、あるいは健康に関する情報を科学大学のほうへ提供し、また科学大学のほうでも実際に村に入って検討しながら、これを榛東村として今後の健康寿命を延ばす方策等を提言いただき、それを行政で実行していくということで考えております。これについては群馬県35市町村でございますけれども、初めての試みでございます。これについてもやっていきたい。これは29年度の最近決まった計画でございます。

何と云っても、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせるよう、住民や地域の団体、民間企業、福祉サービス事業者、村、社会福祉協議会などが主体的にかかわりまして協力することにより地域の支え合い、助け合いによる共助社会の実現を目指しまして、地域福祉計画、地域福祉活動計画を策定したいというように考えております。

また、これまで健康づくり教室は40歳以上の者を対象としてきましたけれども、健康づくりは若年から行うことにより高い効果が期待できるということから、若年層の健康意識を高めるために体改善健康づくり事業として、40歳未満の人を対象とした健康づくり教室も実施したいというように考えております。

2つ目の柱として、「人と文化を育むむらづくり」といたしまして、小・中学校に学習支援員を引

き続き配置いたします。本年度から実施している放課後子ども教室を充実、強化するほか、新年度においては学校・家庭・地域連携協力推進事業を解消いたしまして、家庭教育支援事業を実施することといたしました。

また、次期の学習指導要領の改訂によりまして、平成30年度から英語教育が必修科されます。これは小学校の3年生からです。そしてさらに、教科化ということで小学5年生からされることになっております。これらを踏まえまして、ALT、言うなれば外国語指導助手を1名増員したいというように考えております。小・中学校でオンラインのスピーキングを試行的に導入することを考えております。これはインターネットのテレビ電話を使用いたしまして、このスピーカーとリアルタイムで英会話を行うものでございます。県内においては本村が他市町村に先駆けて実施するというように考えております。

また、本年度に引き続きまして小・中学校で伝統芸能保存会、皆さんに披露していただく機会を設ける予定としております。そのほか、小・中学校の児童・生徒に伝統芸能を紹介するリーフレットを配布するための予算も計上させていただきました。これにつきましても子ども議会における子ども議員からの提言に基づくものであります。次代を担う若者たちに理解を深めてもらい、一人でも多くの後継者が生まれるよう支援を行ってまいりたいというように考えております。

ハード事業につきましては、本年度に引き続き総合グラウンドの第2期改修工事を行います。この改修工事は平成29年度で完了する予定となっております。

3つ目の柱でございます「快適で住みよいむらづくり」といたしまして、新年度も高崎渋川バイパスのアクセス道路整備を重点的に行うほか、狭あい道路、そして生活道路、農作業道路等の改良を行ってまいりたいというふうに考えております。

また、皆さんご存じのとおり、空き家というものが榛東村でも大分ふえております。この空き家対策といたしまして実態調査を実施して、平成29年度内に空き家対策基本計画を策定したいということで予算計上もさせていただきました。

4つ目の柱でございます「豊かで活力あるむらづくり」を推進するために、ふるさと納税の返礼品として本村の農畜産物等の普及促進を図りたいというように考えます。また、茨城県の大洗町、東京都の葛飾区、神奈川県の大井町等とのイベント交流を通じまして、29年度においても引き続き実施することといたします。本村の農畜産物、工業品等のPRを積極的に行ってまいりたいというように考えております。

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動を支援する事業あるいは効率的・安定的な農業経営を育成する事業については、事業費を増額計上いたしました。

5つ目の柱でございます「自然と安全・安心を守るむらづくり」といたしまして、本年度、調査設計を行っている村内の防犯灯について、新年度の早い時期に完全にLED化を図りたいというように考えております。また、これも子ども議会の子どもの議員からの提言を踏まえまして、防犯カメラを増

設する経費も計上させてもらっております。

さらに、消防関係でございますけれども、消防団の第1分団の消防ポンプ車を更新し、消防力の向上を図りたいというように考えております。

最後の6つ目の柱といたしまして、「自主自立のむらづくり」といたしまして、まず予算編成のプロセスの改革を実施いたします。

後年度における公債費の負担を減らすため、本年度は農業集落排水事業特別会計において村債の繰上償還を行います。新年度は一般会計において繰上償還を行い、この財源は減債基金を充てることとさせてもらっております。また、広報広聴関係では、広報の充実を図るため村のホームページを全面的に刷新、リニューアルをしたいというように考えております。

予算の編成過程におきましては、村議会の議長から要望された事項がございます。これについても少し説明を申し上げたいというように思います。

8項目ほどございました。まず、高齢者が免許証を自主返納しても安心して引き続き生活できるよう対策を講じることという要望もありました。これにつきましては65歳以上の方で免許証の自主返納者に対する補助金制度を設けて、これを29年度から施行をしたいというように考えております。

ごみの減量化を推進するために分別化することという要望につきましては、村ではアルミ缶の分別収集を行うことについて、その収支を検証いたしました。資源ごみであるアルミの売却、これ収入を上回る経費が必要となってくるという結果になりました。現状のまま広域の処分場に持ち込みまして、広域圏で売却をすることが得策であるという私どものほうの結論に至りましたけれども、今後も引き続きさまざまな方法を検討してまいりたいというように思っております。

それと、ふるさと公園のミニ鉄道の路線を拡張することという要望につきましては、ミニ鉄道軌道の将来的な拡張に配慮しまして、ふるさと公園の南側方面の改修工事、そこへ道路が挟んでおりますけれども、それを改修工事をして、その上でミニ鉄道の拡張が図ればというように考えております。これらを29年度にやりたいというように考えております。

そして、ふるさと公園のトイレを改修することという要望につきましては、レストガーデン内におむつがえのコーナーを設置することといたしました。

また、ふるさと納税の返礼について、なるべく村内産を利用することという要望につきましては、村内の生産者等が潤って活性化に寄与する返礼品の選考に努めてまいりたいというように思います。

その他の要望事項につきましては、引き続き検討してまいりたいというように考えております。

また、昨年10月には農業委員会長から、平成29年度榛東村農政施策に関する建議書が出てまいりました。農政施策全般にわたり貴重なご意見をちょうだいしているところでございます。これにつきましても、農業委員会法の改正に伴いまして、新体制への移行が円滑に行われるよう取り組んでいるところでございます。また、新規就農支援、そして認定農業者支援につきましては、平成29年度予算に所要額を計上させてもらったところでございます。

制度拡充等に関するご意見については、関係機関に対しまして要請・要望活動を行ってまいり所存でございます。

続きまして、特別会計についてご説明申し上げます。

議案第29号につきましては、平成29年度榛東村国民健康保険特別会計の予算につきましては、総額19億385万2,000円で、前年度に比べて575万8,000円、0.3%の減少となっております。

さらに、後期高齢者医療特別会計予算についても1億1,078万4,000円でございます、前年度に比べると423万円ほどの4.0%程度の増加となっております。

それと、介護保険特別会計予算につきましては総額12億1,335万2,000円で、前年度に比べると1,970万円、1.7%の増加となっております。

住宅資金等の貸付特別会計についても、これについては前年度と比べて244万円ほどの減少となっているというようなことになっております。

議案第33号につきましては、公共下水道の特別会計でございます。総額4億5,440万円で、前年度に比べて3,085万円、7.3%の増加となっております。

また、農業集落排水特別会計、これにつきましては前年度と比べて1億5,000万円程度、46.3%ほどの減少となっております。これの減額要因は、この28年度において起債の繰上償還を行ったということで減少しているところでございます。

それと、村の学校給食特別会計は総額1億3,900万円、前年度と比べて1,780万円、1.3%の増加となっているところでございます。

太陽光発電の特別会計についても、これについては減少をしております。前年と比べて205万円程度の減少ということで見込んでおります。

それと、企業会計でございますけれども、議案第37号におきまして上水道事業会計、これについては収益的収入が3億1,000万程度、収益的な支出が2億7,000万程度ということになっております。

それと、議案第38号でございますけれども、工事請負変更契約の締結でございます。それと39号につきましては村道の路線の認定を行うものでございます。いろいろな村の開発とかそういうものによって村道に認定する箇所が出てきましたので、これについてお願いするものでございます。

以上、村議会の開会に当たりまして所信の一端を述べるとともに、提出議案の大要についてご説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます、挨拶にかえさせていただきます。よろしく申し上げます。

◎日程第4 一般質問について

○議長（金井佐則君） 日程第4、一般質問についてを議題といたします。

一般質問は、会議規則第58条の規定により行います。

質問の順位は届け出順といたします。

一般質問に先立ちまして、議員並びに答弁者をお願いを申し上げます。

質問者は通告制による50分の制約がございます。つきましては質問内容を明確にし、質問時間は極力短くお願いをいたします。また、答弁者は時間内で懇切丁寧な答弁をお願いをいたします。

質問順位 1 番高田清一君の質問を許可いたします。

1 番高田清一君。

〔1 番 高田清一君登壇〕

○1 番（高田清一君） 皆さん、おはようございます。1 番高田清一でございます。

近年、村有林及び民有林とも有効活用のなかなか目途が立たない、また整備も行き届いていないという状況が見られます。村としても林業に対する考え方及び山林の有効活用、活性化に向けての考え方を改めて問い直す時期に来ているのではないかというふうに思っております。

先日、私も水沢から上野街道、1 級村道ですね、これ今、農道というところですけども通ってみました。何十年と榛東に住んでいながら、改めて上から下を見ますと、高崎、前橋、そして渋川にかけて非常にすばらしい夜景を見ることができました。そうしますと、このような恵まれた地域性を生かした山林の有効活用、また観光資源化につなげていければということをつくづく再度確認した、感じのところでございます。

本日は、今後の山林、林業に対する対応策及び一部賃貸契約について見直し対応などについて執行の考え方を問いたいというふうに思います。

また、切実な問題になっております、先ほど村長のご挨拶にもありましたけれども、空き家対策、そして昨年3月の定例会一般質問において執行のほうから答弁をいただきました内容についての確認をしたいというふうに思っております。

以降、自席に戻り続けさせていただきます。

○議長（金井佐則君） 1 番。

〔1 番 高田清一君発言〕

○1 番（高田清一君） まず、本村の先ほど言いました山林、林業の活用についてということで確認をいたします。

村で発行しました第6次総合計画を見ますと、土地の利用状況というのが記されております。その中で、本村の山林利用は、全体2,794ヘクタール中400ヘクタールで、全体の14.3%を占めております。これは畑の514ヘクタールの18.4%に次ぐ大きな比重を占めているというのがわかります。

その次に、これは日本学術会議の答申というような資料がありましたので、私もちょっと読ませていただきました。その中では、山林というのは生物の多様性保全だとか、それから地球環境保全、二酸化炭素吸収、土砂の災害防止等々、非常に大きな役割を占めているということが改めてわかるわけでございます。

これを踏まえて、山林に関しての本村の考え方、またその活用について考え方を教えていただきたいと思います。

○議長（金井佐則君） 青木産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 本村の山林の活用につきましては、村の森林整備計画というのを定めております。これは平成19年度より定めておる計画でございますが、その中において水源涵養機能、山地災害防止機能及び土壌保全機能、快適環境形成機能、保健レクリエーション機能、文化機能、生物多様性機能といった6つの公益的機能と木材等生産機能を果たすものと記されております。

このうち、木材等生産機能は、長期的な木材市場の低迷から短期的に成果を得られることが見込めないため、長期的展望に立ち育林に努めながら、公益的機能を果たすことを主体に山林の活用及び振興もあわせて図るものと考えております。

また、森林林業の活性化につきましては、榛東村森林整備計画の基本方針に基づき、県、村、森林所有者、森林組合、森林管理署・機関等々、相互に連絡を密にして長期的な展望に立った林業諸施策を総合的に推進する必要があり、同時に、長年にわたり培ってきた林業技術が継承されることも大切と感じている次第です。

以上です。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） 村としても、その林業に対する考え方、山林の有効活用及び地域性を生かした活性化を図る動きというのは考えておられると思うんですけども、今急を要している状況でもあろうかと思しますので、そこら辺は早急に対応をとっていただきたいというお願いをしておきます。

それからもう一つ、これも第6次総合計画の中にあつたんで、ちょっと引用してみたんですが、本村林業の経営状況についてということで記されております。「価格の低迷や高齢化により、年々生産意欲が低下しており、放置山林は増加する一方となっている。このことから、森林の有する治水等の公益的な役割に焦点を当てながら、十分な管理体制を整備することは望ましいと考えられます」ということで、村も十分危機感を持っているわけですが、この中に基本方針として、林業に関しては管理を徹底して行うとともに、林業経営の安定化を各種機関と連携しつつ進めていきますというふうにあります。

これを踏まえて、現状の課題、それから、このようなことについてどのように進めていこうとしているのか教えていただきたいと思います。

○議長（金井佐則君） 青木課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 先ほども述べました森林整備計画、今ご質問にあった件につきまし

でもこの中でいろいろと示されております。育林に努める、長期的な経済性の森林を生産して経済化を図るといのは短期的には考えられないということから、本当に育林に努める。また環境保全に努める。環境保全につきましては、間伐等も非常に重要な管理の一環だと思います。

いずれにしましても、そういう保全に努めながら、また将来的な木材市場の低迷を脱した将来に向けていろいろ努めていかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） それに関連して、民有林も非常に維持管理が難しい状況にきているというふうに思うんですが、この民有林に対する国、県、村の補助金事業、また補助を今現実に行っているかどうか、また補助金事業があるかどうかを教えてくださいたいと思います。

○議長（金井佐則君） 青木課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） ちょっとこちらのほう、今手元に資料はございませんが、国、県の事業において民有林の間伐等も実施しております。いずれにしましてもそういういろんな制度、もともとの森林整備計画につきましては国のほうの森林・林業基本計画というものがございまして、それに次いで農水省で全国森林計画を定め、また群馬県が利根川上流及び下流地域森林計画を設けて、そういうそれぞれのセクションでいろいろ計画を設けながら村のほうの計画も定めた経緯がございまして。いずれにしても国、県、村、また森林組合等関係機関とともに取り組んでいくような計画を策定してございますので、それに基づいて取り組んでいくべきと考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） しつこいようですけれども、関連して、民有林の所有者に対しての財政的な支援、これは維持管理も含めてですが、財政的な支援を行う考え方があるのかどうかということと、先ほど言いましたように、関連機関と連携してとあるんですが、この関連機関と連携して具体的にどのように進めようとしているかの考え方がありましたら、教えてください。

○議長（金井佐則君） 青木課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） ちょっとそこまで、この計画の中には示されているんですが、細かい詳細なところまでちょっと読み込んでございませぬので、後ほどお答えしたいと思います。

以上です。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） じゃあ、後でお願いをいたします。

林業経営が先ほどから厳しい、厳しい。確かに農業ともども林業経営も非常に厳しい状況かなというふうには思うんですが、ちなみに霞山カントリー関係のところに民有林、それから神社関係も含めてですが、何とか土地の賃貸でその経営をしのいでいるというのが実情です。

このような中で、そのような民間についても、霞山カントリーのほうから賃借料の減額という通知が今来ております。その関係者は非常に四苦八苦している、苦しんでいるというお話を聞いているわけですが、村にもその減額の話があったという話は聞いているんですが、村としてのその賃借料の減額に対しての考え方を教えてください。

○議長（金井佐則君） 清村課長。

〔企画財政課長 清村昌一君発言〕

○企画財政課長（清村昌一君） 平成28年12月27日付で株式会社霞山カントリー倶楽部から村に対して借地料減額の要望書が提出されております。この要望書によりますと、借地料は固定資産税の3倍程度が通常の状態であるという主張のもと、半額程度までの減額を求めてきたものでございます。

平成15年に今の霞山カントリー倶楽部の親会社というんでしょうか、ロイヤルビレッジゴルフクラブと賃貸借契約を締結し、25年10月からは現在の株式会社霞山カントリー倶楽部と賃貸借契約を締結しているわけでございますけれども、この間、相手方の要望に沿い3度減額をしてきております。平成26年7月1日に、年額3,000万円から年額2,500万円に減額を行ってからまだ2年余りしか経過していないということですので、度重なる減額の要求には応じられないということで、この旨、本年2月21日付で相手方に通知を發出いたしております。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） 今までの霞山とのこの賃借料契約交渉については、相手の経営者とお互いの担当が顔をつき合わせて、互助互恵の精神にのっとった上で、お互いさまでやりましょうよということでやってきたわけですが、今現在のやり方というのは、弁護士名を通じて、いや応なしに、もう減額に応じるか否かという通知が来ているようなやり方を今しているわけですね。そうしますと、今までの考え方というのは全く今通じないような状況になっているわけです。何が言いたいかといいますと、やはり交渉するに当たって、分断作戦の中の個々に交渉するというのは非常に弱いというのが、誰しもそうなんですが、非常に弱い状況に置かれていると。ある意味、民有地等々については、既に同意するで、やむを得なく回答している人もいるわけですね。

そうしますと、昔、村が協議会を設置して全体としての統制をとって、全体の協議会の中での内容を精査して対応するというのを村が主導でやってくれたという話もうわさでは聞いたことあるんですが、このような形で、村が主体性を持って全体を取りまとめて交渉に当たる、交渉のテーブルに着く

というような形でやっていただけるといふ考え方はないでしょうか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） これにつきましては、前提として、前にそれがあつたかといふようなことも一つあるかと思ひます。村としても、これについて民地との協議会とか、そういう人たちと連携してといふような会議とかそういう事実はございませぬ。

ただ、村も、その当時も減額とかいろいろありましたので、村の考え方を申し上げて、民地の代表者だと思ふんですけれども、そういう人たちに、村としてはこういう考えですよ、村と同じような考えでどうですかといふことはたしか話したといふことは聞いております。しかし、それに対して、全体で協議会とかそういうもので話し合つたといふ経緯はございませぬ。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） この新聞、ちょっと控えておいたんで見させていただきます。1月26日の東京新聞に、「大間々カントリー倶楽部民事再生法の適用申請」といふことで、負債56億円といふふうにあるわけですが、これは大間々カントリー倶楽部が民事再生法を適用申請したよといふ話と、それと同時に、昨年末には倉渕のロイヤルオークゴルフクラブ、それから渋川市の市民ゴルフ場、それからもう一つ、みなかみの月夜野カントリークラブがいずれも閉鎖されたといふ新聞報道がありました。

これを見ますと、霞山も経営状況まで中身を精査しないとなかなかわからない面があるかと思ふんですが、霞山カントリーがすぐにでも撤退するか否かは別にして、撤退する可能性はなきにしもあらず、またはあるんではないかといふふうには私も感じてゐるわけです。グループの中から霞山カントリーを分社したといふことは、そこだけで独立採算でやろうとしている。いざとなつたらそこを切り離すよといふことがある意味見えてゐるような気がしないわけでもないわけです。

そうしますと、撤退することを前提として対策を立てるといふことはどうかとも思ふんですが、もしかしたら撤退するかもしれないといふことを踏まえた中で、その場所の何万坪といふ広大な土地の有効活用、それから先ほど言ひましたように観光開発、災害のない特性を生かした、立地を生かした企業誘致等々を早急に進めていく必然性に今迫られてゐるといふことは、もう重々、執行の方も認識してゐるんでしょけれども、再度そこら辺のところの考え方について説明をお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 高田議員おっしゃるとおり、県内のゴルフ場において民事再生法の申請をしたといふ事実については承知してあります。なので、今までであつたら、ちょうど会員券の返還の時期に来ているところが、それに応じるだけの資産がない、資力がないといふことで、ほとんどのところがそれを何かやらないよな方向を一つとりながら、民事再生法とかそういうものにやつたといふ

ことが今までありました。しかし、現在においては、経営難とかそういうものを含めて再生法を適用をしてということであることは、私どものほうも承知をしているところでございます。

本村においても、平成15年において榛名カントリーが事実上倒産をして、村のほうとしても借地料が、はっきり言うと1,200万程度未納となったというところでございます。

お尋ねいただきました霞山カントリー倶楽部の撤退後のことについて、現在、ゴルフ場として現に経営しているところでありますので、村としては今後も継続して営業していきける、いくということを考えております。これが地権者にとっても最善であるということを考えているところでございます。

先ほど高田議員のほうからおっしゃいましたけれども、撤退したらどうかという、これは仮定とかそういう問題についていろいろ、高田議員もおっしゃったとおり、これについて村として、仮定についてここで見解を述べるということは差し控えさせてもらいたいというように思います。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） 非常に答弁も難しい中で、明快な回答なりが得られないことをわかっていながらも、私もしているわけですが、ただ、だろろうという話とはともかくとしても、仮定の話はともかくとしても、そういう危険性をはらんでいると、要はリスクマネジメントの面からもそういうことを意識して、心の中では準備をしておくというのも必要だというふうに思いますので、そこら辺を心がけていただければというふうに思います。

次に移ります。

先ほど山も大分荒れているという話をしたんですが、例として、八幡川の上流のところ非常に荒れているという話を聞きましたので、私も現地に足を運びました。これは地図はそちらにお渡ししているんですが、これを大きい地図で拡大してきました。これが桃泉貯水池ですね、桃泉貯水池から上っていきまして、ここが一番上のT字路、突き当たりのところですね、この突き当たりのところから右に入った村有林の道路なんです、渡してある地図で赤くしてあります。これの突き当たりから左が上野原の所有の山林で、右が村有林となっているわけなんです、ここの赤で記した道路が、写真もちょっと執行のほうにお渡しをしてあるんですが、拡大した1枚、ひどいのだけ1枚を紹介したいと思います。これは道路、道路という状態じゃないような状況なんです、こんな大きい石が落っこっていますし。とてもじゃないけれども、人がやっと歩くぐらいであって、山を整備するために軽トラぐらいが入りたいとはいっても、軽トラすら入れられないような状況が今生まれているわけです。

何が言いたいかといいますと、このような状態では、山の整備等々をやろうとしてもできない。要は、この地図で言う右の村有林の整備に入ろうとしてもできない。また、上野原の山の整備に入ろうとしても、ここの道が使えないということがありますので、ぜひこの道路整備、せめて舗装とは言わないまでも、この軽トラが行けるぐらいの状況までの整備をしてほしいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（金井佐則君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 先ほどお伝えしました榛東村森林整備計画にも、作業路も、その他森林整備のために必要な施設の整備などが示されております。作業路網は一般車両の走行を想定した林道、主として森林作業用車両の走行を想定した林業専用路、集材、造林作業機械の走行を想定した森林作業道と分類しております。それぞれ整備を推進すると記されておりますので、先ほどお示しいただいた現場、これは作業道に当たりますが、コンクリート舗装されている道でございます。それらの保全も既存の砂防堰堤等の観察、また山林のり面の状況等を観察するためにも、そういうところも保全に努めなければならないと考えておりますので、林業振興関係の予算を使って、そういうところの保全に取り組みたいと思います。

また、道路網の整備等につきましては、県、村、森林所有者、森林組合、森林管理署等と相互に連絡を密にして、さまざまな制度を活用しながら取り組む必要があると考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） 課長の前向きな答弁いただいたんで安心しているわけですが、再度確認をさせていただきます。

そこについては、29年度に整備を何とかしてもらえるということによろしいのでしょうか。

○議長（金井佐則君） 青木課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 状況と、あと予算の内容を見まして、しかるべきタイミング、雨期に入る前、梅雨に入る前には、雷雨とかも想定されますので、その前までには軽トラック等が通行できるような状態に保全したいと思います。

以上です。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） 前向きな答弁ありがとうございました。それは雨期の前にやっていただけるといことで期待をしておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

その他、山道の道路に関しても、全部が全部見回っていく態勢をとる、整備するというわけにはいかないでしょうけれども、要望・要請があった場合には、できる限り現地を見ていただいて、状況を見きわめながらの対応をお願いをしたいというふうに思います。よろしくお願いをいたします。

次に移ります。

先ほど村長の挨拶でもありましたが、空き家対策ということで何点か確認をさせていただきたいと

思います。

村長も認識をしているんでしょうけれども、非常に空き家が多くなっていると。地区においても空き家ばかりで弱ったなという状況なんですけど、2013年度現在でも県内で15万戸以上が空き家となっていて。県で16.6%あるんですが、村の状況は何%ぐらいあるのでしょうか。

○議長（金井佐則君） 久保田建設課長。

〔建設課長 久保田勸作君発言〕

○建設課長（久保田勸作君） 平成26年度に調査をしております、112戸ほど空き家が確認されております。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） これは単純に空き家というだけではなくして、これは防犯上、防災上、それから倒壊の危険防止の面、それから、ある意味不法投棄防止、それからこのごろ少し目立っているのが、猫がすみついてしまっているとかという問題まで今発生している状況なんですけれども、こういう面からも、景観的な観点からを含めても、先ほど村長の方針にもありました、二度確認をするようになってしまうんですけれども、今現在どのような対策を考えているか、具体的にありましたらお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） これは挨拶の中でも申し上げましたけれども、本当に2年も前から私も村内くまなく歩かせてもらって、そのときに、本当にこの空き家対策というのをやらなきゃならないということを感じさせられて、今度の予算において空き家対策等の対策事業、これはとりあえず状況等を把握したりしなければなりませんけれども、この辺についても700万を超える事業費を計上させてもらったところでございます。そういう内容について策定委員会を設けたいと。これについては、空き家の実態調査をデータベースによって作成を行いまして、所有者の意向あるいは調査等を実施いたしまして、空き家の有効活用の検討、これは壊すのか、リフォームするのか、そういうようなことの実態調査をしてそれで計画を策定したい。何といたっても村の現状に即してやっていきたいと。

そして、2年前も私申し上げましたけれども、これについては、そこで子供たち、あるいは大雨とかそういうものでもう崩れる寸前のものが相当あると、危ないと。火災が起きたらどうするんだということから、これに着目したところでございますけれども、これは計画等を29年度絶対実施していきたいというように考えています。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） これは正確な話を教えていただきたいんですが、壊すと税金が上がるという

話がありまして、だから壊さないんだという話をよく聞くわけなんです、これは具体的にどうなっているんだと、本当にそうなのかと。どのぐらい違うのかというの、もし差しさわりなければ教えてくださいたいと思います。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 少し数字は違うかもしれませんが、専用住宅の場合、土地の固定資産税というものが評価額をですね、家が建っていると、たしか200平米までが専用の土地のために使う土地だからということで低く抑えられています。それが、うちを壊すと、その分について、もう更地ですから評価額そのもので課税されると。通常それが言われているのが、建っているときの固定資産税と建っていないときの固定資産税は6倍になりますよということは、確かにそのとおりです。しかし、固定資産税は村ですから、壊してやったことが安全につながるとすれば、これも検討して、例えば——例えばがひとり歩きすると困りますけれども、一挙にそれが6倍とかそういうように上がるようなことじゃなく、早く活用してくださいという意味を込めても、その間、固定資産の評価を、課税標準を下げていく、それで3年とか5年かけて。そのまま宅地になっていたら、これはしっかり課税していくという、そういう方法もあるんじゃないかと考えております。今度の研究でやらせてもらいたい。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） 市と村を比較して、財政的な余裕等々、規模の大きさ等々もありますので、そこら辺比較するつもりもないんでしょうけれども、ちなみに幾つかの市だけちょっと引用しました。これは前橋なんです、前橋では空き家活用センターを開設しましたということで、転勤や相続などで使わない空き家を持っている人の活用に対しての相談を受け付けたり、それについて住宅支援を行ったり、老朽空き家等対策事業ということでいろんな施策を講じていると。

また、高崎では空き家緊急対策制度というのを設けて、空き家のまま管理したりとか、空き家を解体したりとか、空き家を活用したりとか、もろもろのところでの相談及び支援を行っているという状況もあります。

ちなみに村では、調べたところによりますと、北群馬郡榛東村の空き家に関する補助金一覧ということで、榛東村住宅リフォーム補助金制度というのがありました。これについては外部工事とか内部工事、建設設備工事についての支援制度というものがあつたんですが、平成27年3月31日で終了と、インターネット上まだ載っかっているんですけども、終了というふうになっているわけですけども、この制度は今終了したままなのでしょうか。お願いします。

○議長（金井佐則君） 青木課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 榛東村では、平成25年度と26年度の2年間、住宅関連産業を中心とした地域経済の活性化とあわせまして、消費税8%引き上げに伴う消費落ち込み対策を兼ねまして榛東村地域経済活性化対策住宅リフォーム補助制度を実施した経緯がございます。

内容は、持ち家の方の20万以上のリフォーム工事、村内業者が施工という条件で、補助率10%、上限額10万円として補助しますが、10万円のうち2割を榛東村商業振興券にかえて交付するというものでございました。

以上です。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） そうしますと、いまいちちょっとわからなかったのは、このやめた理由を再度説明お願いしたいんですが、このやめた理由と、この再開をするべきと思うんですが、そこについての考え方をお願いします。

○議長（金井佐則君） 青木課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 住宅関連産業を中心とした地域経済の活性化ということとあわせまして、消費税が5%から8%に引き上がって消費の落ち込みが懸念されたため、当初から2年間という限定で制度化した経緯がございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） 現状、在住者をふやすとか、もろもろのそこら辺の作戦を立てている中で、他の市町村からの転入者や、それから村内の在住者が移住する場合、また新たに事業をスタートさせたい等々、いろんな形、条件があろうかと思うんですが、そうした場合に、メンテナンスやリフォーム費用などに関する支援制度も空き家対策の一環として必要なのではないかというふうに思っているわけですが、支援制度を検討していくべきと思うんですが、しつこいようですが、再度考え方をお願いします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） これにつきましても、先ほど申しあげましたけれども、29年度の新しく発足する空き家対策事業について、これは税のことも含めて、先ほど高田議員おっしゃった27年度で終えてしまったと、これは青木課長のほうから答弁をさせてもらいましたけれども、これらも含めてどういう方策がいいかどうか、この1年かけてやっていきたいと。それが30年度に反映できればいいなというように考えています。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） 確認をさせていただきます。

29年度予算歳入の中に社会資本整備総合交付金（空き家再生等推進事業）とあるんですが、これは村長の説明した内容とリンクしているという考え方でよろしいのでしょうか。

○議長（金井佐則君） 久保田建設課長。

〔建設課長 久保田勘作君発言〕

○建設課長（久保田勘作君） 29年度の予算につきましては、先ほど村長が説明した内容と同じでございます。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） そうしますと、これは具体的な内容とか計画案というのは、今現在ではもう考えられておられるのでしょうか、それともこれから検討していくということなんでしょうか。

○議長（金井佐則君） 久保田課長。

〔建設課長 久保田勘作君発言〕

○建設課長（久保田勘作君） 内容につきましては、策定委員会等によりまして、今後実態調査、先ほど申し上げましたけれども、これからデータベースの作成等々、あと所有者等の意見調査等を実施して、今後、29年度に有効活用の検討をしていきたいと考えております。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） 空き家について、もう一つだけ確認して終わりにしたいと思うんですが、空き家活用について民間企業及びその他の事業を展開しているところと連携をとる、またコラボをしていくというような考え方はちなみにあるのでしょうか。

○議長（金井佐則君） 久保田課長。

〔建設課長 久保田勘作君発言〕

○建設課長（久保田勘作君） 近隣市町村の状況を参考にして検討していきたいと思えます。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） 執行のほうも認識していることですので、このくらいで空き家対策については終わりにしたいと思うんですけれども、非常に緊急を要しているという状況の中で、できる限り早急な対策及び支援をお願いして、次に移りたいと思えます。

昨年の3月の定例会で幾つか質問をさせていただきました。その中で、執行のほうからの回答をいただいたわけですが、その何点か確認をさせていただきたいというふうに思います。

まず、農業担い手として新規就農者や認定農業者に対し国、県の補助金を有効に活用し支援を行いたいとお答えをいただきました。具体的に何の制度を活用し、何をどのぐらい実施したかを教えてください。

○議長（金井佐則君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 平成28年度中、従来あります国、県、村の補助金制度を活用するよう努めてまいりました。現時点における活用内容を高額順に紹介しますと、「野菜王国・ぐんま」総合対策が1件、補助額848万円。これはイチゴハウスに係る補助金でした。あと、認定農業者経営改善補助金が4件、これは平成27年度実績は3件でございましたが、ことし1件ふえて、現時点では4件となっております。補助額は113万2,000円。蚕糸業継承対策事業補助金が、これ村内に2件ございますが、そちらのほうに68万6,000円。以下、酪農ヘルパー制度利用促進事業、これも2件ございますが、そちらのほうへ9万8,000円と続きます。

なお、認定農業者経営改善補助金につきましては、認定農業者を初めとする関係者からいただいた活用しやすい制度という意見から、要件を緩和して29年度から適用するよう手続中でございます。より多くの認定農業者の皆様にご利用されることを期待している次第です。

以上です。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） もう一つ確認をさせていただきます。

耕作放棄地対策として、県の補助金で農業地利用集積促進事業、また耕作放棄地再生利用総合対策事業というのがあるという説明をいただきました。これを村で実際に農業従事者が活用したという実績はあるのでしょうか。

○議長（金井佐則君） 青木課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） たしかそれ、28年度中はまだないと記憶しております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） 活用していないのであれば、こういう制度なりがあるのであれば、できるだけそれを有効活用すべきだろうということからして、この仕組み、この制度があるということを村民に対して、農業従事者に対しての説明をする必要、または活用していないのであれば活用するような働きかけをすべきと思うんですが、具体的に村民に対してこういう制度があるから活用しなさいよ、してくださいよ、できますよという、そういう働きかけをしたのでしょうか。

○議長（金井佐則君） 青木課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 所有者に対してそのような機会があればその説明をしているわけですが、その事業のいろんな条件等もございますので、活用というか、そういう機会と申しますか、そういうタイミングがなかったものではないかと考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 1 番。

〔1 番 高田清一君発言〕

○1 番（高田清一君） 私、別に執行を責めているつもりはないんですが、何ごとに対しても村民が知らないとか、そういう制度があるということ、じゃあインターネットで調べるよとか、どこに問い合わせるよというところでの、そこまではなかなか動いてくれない、動かないんじゃないかというふうに感じます。そういう意味では、何らかのツール、また広報、もろもろあらゆる手段、ツールを使って、こういう制度があるよとか、活用したほうがいいですよという働きかけを、ぜひとも執行のほうからしていただければというふうに思います。

それからもう一つ、農作業受託に関して組織化という話を私はさせていただきました。農協や農業担い手の関係者とか、関係機関と連携して検討する旨の回答をいただきました。この組織化について、具体的に28年度にある程度進んだのか、それから連携に向けて動きをしたのか、これを教えてください。

○議長（金井佐則君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 農業受託につきましては、これまで榛東村農業機械利用組合が組織的に活動しており、これ以外につきましては個人的裁量受託にとどまっております。その個人的裁量受託に携わる複数の方は、現在、平成29年4月に農事組合法人の立ち上げを準備しております。その支援をする一方で、同法人の活動に期待している次第です。

以上です。

○議長（金井佐則君） 1 番。

〔1 番 高田清一君発言〕

○1 番（高田清一君） それに関連して、耕作放棄地対策中間管理機構の活用の一環として、対策として、28年度に重点地区を設定し自主検討するとの回答をいただいたんですが、これは何か具体的にそこでの検討した上での進捗状況があったら教えてください。

○議長（金井佐則君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 平成28年5月ごろでしたが、広馬場地区を中間管理機構重点地区に

設定しました。その第1号として、ことし1月の農業委員会において0.64ヘクタールのブドウ園に対し中間管理機構を介入させた貸借権を適用させました。こちらのケースにつきましては、貸し手と借り手の2者による農地集積計画による利用権の期限満了とともに、貸し手と中間管理機構、中間管理機構というのは農業公社等になるわけですが、それと中間管理機構と借り手の形態に切りかえて、借り手が将来的に各種の支援策を受ける機会を増すよう配慮することを念頭に切りかえた次第です。

以上です。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） この農業関係で最後に、もう一つだけ確認させてもらいます。

農業用免税軽油、この申請について非常に書類が多いと。複雑であって、これは農業に従事している人がこれを簡単に申請、提出できないですねというお話を去年、1年前にちょうどしたわけなんですけれども、これは何か具体的にその活用に対して、先ほども言っているように知らしめるとか、少しこんな形で県への働きかけをしたよとか、どんなふうになったよとか、何か進展がありましたら教えてください。

○議長（金井佐則君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） その前年の普及活動に対して、ことしはどういうふうに取り組んでいるかというご質問かと思うんですが、今、軽油価格が徐々に上昇しているわけですが、とりあえず、前年と同じスタイルで周知している次第です。

以上です。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） 私も常日ごろ、車で動いたり、それから朝ちょっとした散歩の中でもやはり常日ごろ言っている。これは重々皆さんが認識していることなんでしょうけれども、非常に、相変わらず田んぼと畑が見るにしのびないという状況です。これも十分対策を立てていると言われれば、それで終わりなんですけれども、みんながその気になって協力して何とかしていく、アイデアを出していく、そこのところが必要かというふうに思います。

いずれにしても、本村の基幹産業である農業の活性化を図っていくということは必要不可欠であろうかというふうに思います。農業に従事している人も、そうでない人も、活性化に向けた、先ほど言いましたように意見を出し合って、みんなで何とかする動きを加速していければというふうに思います。

先ほどから執行の回答をいただいているわけですが、難しい中でも非常に前向きな回答をいただいていると思っておりますので、執行の皆さんは地道に前向き推進をお願いして、私の質問を終わりに

させていただきます。ありがとうございました。

○議長（金井佐則君） 以上で、1番高田清一君の一般質問を終了いたしました。

ここで休憩をとります。10時35分開会いたします。

午前10時17分休憩

午前10時35分再開

○議長（金井佐則君） 休憩前に続きまして一般質問を行います。

2番松井保夫君の一般質問を許可いたします。

3番松井保夫君。

〔3番 松井保夫君登壇〕

○3番（松井保夫君） 皆さん、改めましてこんにちは。8区、そして自衛隊出身議員の松井でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

さて、今、日本全国乾燥注意報が発令されておまして、我が榛東村においても火事が何件か起きております。そういう中で、被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

また、8区としては、ホテルの会に補助金等をいただいて、あと、八幡9号線についても拡充の整備等終了しております。なお、一部舗装になっていないところはありますけれども、久保田建設課長も今回3月31日で定年になられますけれども、最後の仕事としてあそこを舗装にさせていただきたいなと、こう思っておるところでございます。

また、防犯カメラ、防犯灯、そして村でやっている事業については、子供たちのためにいろいろ村長は考えていらっしゃる。これについても心から感謝を申し上げたいと、このように思います。

さて、こういう中で1月4日、平等と信頼、この2つをことしの目標として真塩村政がスタートしておりますけれども、任期ももう2年がたとうとしております。こういう中で、村長には榛東村の村民の方々の声、そして役場の職員、特に若手の職員の声を政治に反映させていただきたいと、このように思っているところでございます。

例を出させていただきますと、日産のカルロス・ゴーン社長が4月1日付をもって退任をされます。2000年に社長になったときに日産の社員に3つ質問をしたそうでございます。1つは日産の弱いところ、2つ目は日産の強いところ、3つ目は社長になったら何を一番最初にしたいか、こういう質問を全社員にしたそうでございます。カルロス・ゴーン社長が就任したときには7,500億の赤字があったそうでございます。翌年の2001年には300億円の黒字になったそうでございます。

ただ、皆さん、社員の中の意見を聞いたからこうなったとは限りませんけれども、やはり社員の意見というのを反映させるのは大事だと、こう私も思っております。こういう面で、榛東村の村民の方々、そして職員の中には、特に若手の職員の中にはすばらしい能力を持った方がいらっしゃると思っています。どうか、こういう意見を村政に反映をさせていただきたい、このように思っています。

私はここに立つといつも言うんですけども、私の議員としての信念は一切変わっておりません。榛東村の村民にとってよいものであればどんどんアクセルを踏んでいく、悪いものについては速やかにブレーキを踏む、そしてこの榛東村4,890世帯、1万4,317名の安全・安心を守るためにこの4年間やってきたつもりでございます。

本日については、5点質問をさせていただきます。

1つについてはふるさと納税、2点目については高齢化社会進展の対応について、3点目が自衛隊との共存共栄、4点目が危機管理について、5点目が榛東村のこの庁舎を含む備品を持っておりませんが、これの管理方法について質問させていただきたいと思っています。

以後、自席に戻り質問を継続させていただきます。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 杉井保夫君発言〕

○3番（杉井保夫君） それでは、第1個目でふるさと納税について質問いたします。

平成28年度のふるさと納税の実績と現状、この2つについて担当課長お願いします。

○議長（金井佐則君） 青木課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） ふるさと納税の実績ということで、平成29年2月15日24時現在、昨年の4月1日から2月15日までの入金日で集計した結果、寄附金総額は5億435万円、5万2,827件となっております。このうち48%に当たる2億4,332万7,000円は昨年12月1日に寄せられた寄附金です。以上です。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 杉井保夫君発言〕

○3番（杉井保夫君） ふるさと納税の基本的なものの考え方です。1万円を寄附してくれた人、これについては村に入る金は約20%、2,000円、そして「さとふる」、中間業者ですね、これに入るのは12%、1,200円、諸経費を18%、1,800円として、生産者返礼品として50%を返礼、今しているわけですから、榛東村の生産者には1万円のうちの5,000円が入る、こういう認識で、課長いいですか。

○議長（金井佐則君） 青木課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） そのとおりでございます。

ただ、さとふるの委託料につきまして、今質問の中で12%とおっしゃっていましたが、12%プラス消費税になっておりますので、ご理解ください。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 杉井保夫君発言〕

○3番（杉井保夫君） わかりました。基本の話なんで、基礎的な話なんでね。

そういう中で、例えば5億3,000万の納税があった場合について、2億6,500万近い金が榛東村の生産者に全て入っている、こういう考えでいいんですか。

○議長（金井佐則君） 青木課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 返礼品を扱う業者につきましては、事業者、個人もございますが、19社現在ございます。そのうち12社が村内の事業所や個人事業主ですが、榛東産の米を扱っている事業所を含めると13社となります。この13社につきましては結果的にその5割に相当する部分が販売額の一環となって、そちらの経営を潤すものと認識しております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 杉井保夫君発言〕

○3番（杉井保夫君） 聞くところによると、このふるさと納税の返礼品の50%近いものは肉として扱われているという話を聞いたんですけども、これは全て榛東村の肉ですか。

○議長（金井佐則君） 青木課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 全て榛東村とは認識しておりません。榛東村に限られている牛の頭数、また豚の頭数等を考えても、それらは村外のお肉を加えていかなければ返礼規模に対応できないと認識しております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 杉井保夫君発言〕

○3番（杉井保夫君） ふるさと納税については、当初100万、200万で始まったふるさと納税ですね。それが既に今は5億超しているわけですから250倍ぐらいの金額になっておるわけです。そういう中で、先ほど村長が冒頭で説明をされたとおり、29年度については榛東で生産したものを返礼品としてお返しすると、こういう考えで村長よろしいですか、先ほどの説明は。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 青木課長が答えたとおり、返礼品の中に完全に榛東村産ではないものも、特に生肉についてはそうでございますけれども、JAを通じたり何かして榛東村のものも入っているという中で、これがどのぐらい入っているのかわかりません。生肉とかそういうものは先ほど50%という話でしたけれども、たしかそれは40%程度というように思います。そのほかのものについては、鶏卵とか、榛東の中でつくっているハムとかソーセージですか、そういうもので本当に榛東村産のものでやっているという中において、このパーセントを何しろどんどんふやしていくという努力は、これ

は6次産業も含めてやっていかなきゃならない、そういう検討をしていかなきゃならないというように思っております。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 栢井保夫君発言〕

○3番（栢井保夫君） 冒頭、村長がお話ししたのはそういうことだと思うんですよ。要は、5億円の納税があった場合について、返礼品というのは生産者に入る。今、榛東の場合は50%が返礼品ですから、半分は生産者に入ると。それがやはりこの榛東村の生産者の方に行くというのが物の考え方だと私は思うんですよ、ふるさと納税の当初の考え方です。それで、このふるさと納税については、皆さんも新聞でかなり見ていらっしゃると思うんですね。

高市総務大臣においてはこう言われています。返礼品の是正、検討。これはなぜかという、中之条町は金券を配っています。これはもうだめですよ、こういう話なんです。金券では全然地域が活性化しない。金ですから交換ですよ、こういう話なんです。

もう一つあります。これは読売新聞です。全国の72%の方々が是正をしていただきたいと。なぜかという、うちは今50%の返礼品をしているんですけども、ほかは43%か42%だと。しかしながら、これでも市町村で何かをやろうとしたときにお金が少なすぎてしまうんですね。ですので、返礼品をもっと減らして、それで市町村に入る金をもっと大きくしましょうというのが、この読売新聞の考え方だと思うんですね。こういう検討を各市町村し出しています。

それともう一つは、埼玉県の所沢市が返礼品を廃止しています。なぜかという、お金が入っても、その所沢市として使うお金がない。要は返礼品でみんな返してしまうから。ということで、所沢市はこういうふうなことをしています、今。私は、もう榛東村も50%返礼品で使うとかというのは、やはり考えていったほうがいいと思うんですね。さとふるが間に入っているんですよ。5億円からになったらもういろいろ考えていかなければならない時期だと思います。

そういうことで、担当課長、いろいろ検討をよろしくお願いをしたいと思います。

それと、私もかなり目を光らせているつもりなんですけれども、このふるさと納税が5億円に上がった時点で相当村に負担がかかっておるんです。これはワンストップ特例というのがあるんですけども、これで産業振興課の職員は夜も寝ずに、昨年の暮れからことしにかけてやっていたと思うんです。こういうものも含めて、やはり今後検討すべきだと思うんですけども、課長どうですか。

○議長（金井佐則君） 青木課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 確かに先ほど申し上げました約5万3,000件、これは4月1日からですけども、ワンストップ特例の場合は税金の申告にかかわる制度でございます。それにつきましては、昨年の1月1日から12月31日までが対象となりますので、その対象者といいますか、そのワンストップ特例のできる方々約5万8,000件ですね、そのうちワンストップ特例を申請した件数が1万

2,000件、内容としますと1万人です。その方々が全て榛東村のほうにその申請書を出したわけでございます。その申請書を今度は、ことしからマイナンバーを付して各関係自治体、今回確か700自治体と記憶しているんですけども、その自治体に送らなければならない、その作業で追われたことは確かです。さすがに徹夜はございませんでしたが、期限に追われて非常に苦慮したことは、まだ記憶に新しいです。これを踏まえて、来年、29年度につきましては、ふるさと納税の関係で臨時職員、その時期的な業務を円滑にこなすよう予算計上している次第です。一応、ことし苦勞したところを改善させて新年度に臨むよう対応している次第です。

以上です。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 栢井保夫君発言〕

○3番（栢井保夫君） このワンストップ特例で産業振興課の人たちがいろいろ使われる話になるということは、要は、さとふるに12%払っているなら、さとふるに個人情報ありますので、さとふるに今のお金でやらせるとか、さとふるを11%にして、あとの1%で臨時職員でやってもらうとか、やはり検討するというか、さとふるともういろいろ新しく考えなきゃならない時期だと私は思うんだよ、その辺も含めて検討していただきたいと思います。

それと、高市総務大臣が金券云々と言っていますけれども、我が榛東村のこのふるさと納税については全然臆するところはありません、今のところ。どんどん一生懸命やれば、村の生産者にはお金が落ちると思います。そういう中で、ブランド物をどうやってつくるかという話なんですね。やはりワインもこういういいものがあって全国に発信できるとか、こういう話をこのごろ聞かないんですけども、イチゴをこういうふうにやったら全国に送り出せるよとかね、こういう話を村が主体で考えていただかないと、さとふるで生産者だけじゃなくて、ここに村がきちっと入ってこのブランドものをつくって行って全国に発信できる、これができれば、私は10億円の事業だと思っています。今は5億3,000万ですけど。この辺も私は思っているんですけども、課長どうですか。

○議長（金井佐則君） 青木課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 本村のようにふるさと納税により恩恵を受けている自治体もございますが、寄附金控除により住民税の減少を懸念する自治体が数多くあることが新聞等でも取り上げられております。ふるさと納税制度は納税者の寄附意識ではなく、消費行動を誘発しているように見受けられ、先月来庁した会計検査院の調査官も状況を聞きたいと、注目しておりました。

このような背景から、ふるさと納税制度を前提とした将来的な展望を描くのではなく、現行制度を榛東村産の物品を全国的に周知する絶好の機会ととらえ、返礼品の品質管理に努めながらリピーターを獲得し、ブランド化につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） よろしく願いをいたします。

私の常に思っているのは、村がやはり主導権を握ってやっていただきたいと。

2問目にいきます。高齢化社会進展の対応についてということで、「買物弱者」の増加の対応について質問させていただきます。

前にもこの質問をさせていただいたことがあるんですけども、そういう中で、各課で今買物弱者、うちはこうやっていますよという課があるなら、報告してください。

○議長（金井佐則君） 久保田住民生活課長。

〔住民生活課長 久保田邦夫君発言〕

○住民生活課長（久保田邦夫君） 買物弱者増加の対応についてのご質問ということで、住民生活課に関連する買物弱者等の事業につきましてご報告させていただきます。

福祉タクシーの利用補助ということで行っております。ひとり暮らしのお年寄り等が社会生活を営む上で外出する場合において、タクシー以外の交通機関を利用することが困難な場合に、タクシーを利用した場合にその一部を助成するというものでございます。

また、20区地内でございますけれども、これは去年もお答えしましたが、吉岡町の小売店さんですごが移動販売を行っているということを確認しております。

その他、平成25年度に買物弱者支援商業モデルによりましてしんとう便利電話帳を作成し、毎戸に冊子を配布させていただいております。このしんとう便利電話帳には宅配ができる小売店さんの記載もございまして、こういったものを有効活用していただければと思っております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 健康保険課で対応している事業といたしましては、まず、介護保険制度における訪問介護による生活支援の一つとして買物の支援を受けることができるようになっております。こちらは、日常生活を営むために最低限必要な品物の購入で、村内または日常生活圏内の近隣市町村での店舗等で購入する場合となりまして、訪問介護のサービス提供時間内に支援を受けられます。

また、この介護認定を受けられない、該当にならない方に対しては、対象要件に当てはまる高齢者については生活支援型ホームヘルプサービス事業として介護保険制度と同様の買物支援のサービスが受けられる事業を実施しております。

また、交通手段としましては、バスを利用する方には榛東村バス利用促進敬老割引補助金交付事業としてバスカードの購入費の一部の助成と、また要介護・要支援認定、身体障害者手帳などを交付さ

れている方に対しては、公共交通機関の利用を含めた単独での移動が困難な場合の方に対して福祉有償運送や福祉タクシーといった移動手段を利用することが可能です。こちらにつきましては、村と契約されている運送事業者の場合は、先ほど住民生活課で説明がありました福祉タクシー券の利用も可能となっております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 栢井保夫君発言〕

○3番（栢井保夫君） 商工会とかJAは、産業振興課長、何かありませんか。

○議長（金井佐則君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 先ほど住民生活課長のほうでお答えいただいた買い物弱者支援商業モデル事業によってつくったしんとう便利電話帳、これに商工会等もこの政策に携わりまして、またその継続について商工会も関与しているものと認識しております。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 栢井保夫君発言〕

○3番（栢井保夫君） これ2月の読売新聞なんですけれども、片品村民は6割は買い物に困っていないそうです。逆を返せば4割の人は困っているということです。そういう中で、我が榛東村も高齢化になってきて、やはり買い物が大変になってくるんだろうなと。それで実は、この2月の新聞によりますと、28年までにローソンが販売車を全国で400台、平成30年までには全国で1,200台移動販売車を回すそうです。そういう情報を早目に入れて、我が榛東村にも早目、早目にこういう移動販売車が来ていただくと、なお一層の改善になっていくのかと思うんですけれども、村長どうですか。今後の考え方、ローソン。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） ローソンについては、最近発表されたような状況については聞いておりますけれども、この買い物弱者についての移動販売とかそういうものについては、もう何年も前から本当にその移動販売をしてくれる人たちの効果というのか、自分たちもやはり生活するわけですから、そういう中において榛東村においては本当に難しいというようなことでずっと何年も前から続けております。ローソンのものについても榛東村で活用できるかどうか、またそれらについても早目、早目にそういうところと検討していきたいというふうに思います。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 栢井保夫君発言〕

○3番（栢井保夫君） いろいろアンテナを立てて、榛東村によいものについては、ぜひいろいろ検

討していただきたいと思います。

それでは、先ほども村長がお話しされました高齢者の免許返納について移ります。

群馬県は免許保有率、全国で一番でございます。そういう中で、昨年未までに免許返納した人が群馬県で3,404名いらっしゃいます。年齢別に見ると、80歳から84歳までが864人、70歳から74歳までが856名、90歳以上でも125名の方がいらっしゃいます。

そういう中で、免許返納を危なかったらすればいいよと軽く言われるんですよ。実はこれはすごい落とし穴があるんです。皆さん承知のとおり、上毛新聞なんか5回に分けて免許返納について刻々と細かく、免許返納してください、危なくなったら返納してください、こう言っています。こんなに簡単なんです、やはり言うのは。山間部で車がなかったら身動きとれない人たちに免許を返納しろなんということが言えますか。言えないです。ましてや免許を取り上げたら、私みたいにストレスでおかしくなります。私はストレスで太っているんですけども。そういう方がいっぱいいらっしゃる。

だから、単に免許返納してください。高崎、前橋みたいに福祉タクシー、あとタクシーの割引券ありますから返納してください、こう言うんですね。こんなのは、悪いですけども我が榛東村には合いません。田んぼ、畑へ行くのに軽トラで行けなかったら行けないんです。

そういう中で、この免許返納についてはいろいろ私も考えています。課長、考えていますか。免許返納について、いろいろ。あったら何か。

○議長（金井佐則君） 小山美子総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 先ほどの柁井議員さんのご質問のように、最近では高齢者の運転による事故が多発することが大きな社会問題となってきております。交通事故防止対策の方法を考えていかなければならないと思っております。高齢者をみんなで守っていくということで、県で行っている高齢者交通安全養成講座などの参加を促すことなどにより、交通事故の防止に努めていきたいと、まずは考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 柁井保夫君発言〕

○3番（柁井保夫君） 私は、年とったときに、おやじも免許を返納しろと、子供が私に言ったら、うるせえと言います。なぜかといったら、まだ運転できる自信がある。ところがやはり、私これいろいろ考えたんです。ドライブレコーダーを高齢者に5,980円、安いですこれ、特価ですから。これを危ないと思った人には家族の人がつける、村が補助をする。そして運転状況をこのドライブレコーダーで見たら、「おやじ、もう免許返納したほうがいいんじゃないかい」と言ったら、親父さん納得すると思うんですね。

そういう、取り上げるのは簡単ですけども、ストレスですぐおかしくなりますよ。だから、やは

り違う角度からいろいろ見て、運転をさせながらとかという考えが、私は必要だと思うんですよ、どうですか、課長。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） ドライブレコーダーにつきましては、議員さんのおっしゃるとおり、事故の状況を本人に納得させる手段として必要かと思えます。こちら事故を未然に防ぐ対策の一環としては必要かと十分に承知しておりますが、ただいまのところ、ちょっとまだ村で補助とかは検討しておりませんが現状でございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） あと、若者でも、四つ葉マークつけているあいつが悪いという人がいっぱいいるんですよ。だから、これもこのドライブレコーダーがついていれば、うちのお父さんのほうが正しいよというのがわかるわけですね。そういう面も含めて、何とかこのドライブレコーダーを補助してやって、つけさせていただきたいなど。検討をよろしくお願いします。

それと、もう一つは、また逆から見るとはすけれども、フレッセイの駐車場へ行ってみますと、バックで入れて前へ出ていく、前の車の後ろに入れたらバックしてから出ていく。私は、駐車場をちょっと考えたらいいと思うんですね。高齢者駐車場地域を設ける、高齢者の方は真っすぐ入ったらそのまま出ていく、役場の駐車場も同じですね。真ん中に線なんか引かない。ぼんと入ってきたらそのまま前に出れる。高齢者のためにそういう駐車場をつくることによって安全が保たれるような私は気がするんです。だから、新しい考えの駐車場を開設をしていただきたいと思いますと思うんですけれども、こういう考えどうですか、総務課長。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 役場の駐車場を例にとってみますと、現状のように一方通行で抜けられるようにはなっておりません。それで、高齢者のために駐車場スペースを赤く塗ったりとか、看板を設置するなどとかして、すぐにわかるようなスペースを設けて、駐車にちゅうちょする時間がなくなるような工夫ができるよう検討をしていきたいと思えます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） 自衛隊からずっと南新井を下がってくると、横からの道路がいっぱいあって非常に危ないんですね。飛び出しというか、見えないです。ああいうところも、これは私の要望です

けれども、大きなカーブミラーをつけてやれば見える。やはりあそこ事故が多いね、多いねというのは何かの理由があるんです。そのままに置いておくことなく、原因を皆で調べて、でっかいカーブミラーをつけて見直す。高齢者の方が見えやすいようにしてやるとか、いろいろ考えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

それじゃ3点目の自衛隊との共存共栄について質問します。

村長は、自衛隊との共存共栄、これは公約にも示しておられます。そういう中で、今回、自衛隊との共同訓練があるんですけれども、相馬原の演習場で。これについて村長の今考えていることを伺いたいと思います。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） これはご存じのとおり、今月の6日から17日まで日米共同訓練が行われるという中において、実際のところは5日の日に観光バスとかそういうもので隊員は入ってくるということを知っております。その後において、6日以降、相馬原のほうで訓練を行うというところでございます。

聞くところによると、訓練そのものは今月の10日までを相馬原で実施すると、翌週においては今度関山のほうへ移ってやるということを知っております。そういう中において、榛東村もこのオスプレイのことではなく、実際に基地があるわけですから、そういう中において村と自衛隊との共存共栄、このあかしとして、去年の12月には共同の防災訓練を実施したり、あるいは実施する前に村と自衛隊との協定も結ばせてもらいました。これはお互いにウイン・ウインで、村もあるいは自衛隊のほうもよくなるような、そしてみんなに理解されるような方策をやりながら理解をしていくということが共存共栄につながっていくんじゃないかなというように思っております。

何でもかんでも全て我々のほうで共存共栄だと言っているわけではございません。お互いに理解をする、それにはお互いに、熊本地震と同じように、ああいうものがどうしても必要だということにおいて、村としてどういうことをお願いできるか、あるいは自衛隊としてどういう協力ができるか、それらを含めて、私は全てを含めて共存共栄ということをやっております。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 栢井保夫君発言〕

○3番（栢井保夫君） 自衛隊と榛東村長は親しいとかという話もあちこちから流れるんですけれども、いつも村長が言われているように、村民の安全・安心を俺が一番考えているんだということで、この日米共同訓練は考えていただきたい。

それともう一つは、オスプレイが6機来るといふ話になると、やはり6機も来るんかよという方がいっぱいいらっしゃるんですね。この間、北関東にも確認したとおり、6機一遍に飛び出すということは絶対ない、3機だけなんですよと、こういう情報を村民の方に発信をしていただいて、やはり榛

東村のまちを村長は村民の安全・安心を第一に、毎回言っているとおりです、これで進めていっていただきたいと思います。

それでは、危機管理について質問をいたします。

私、議員になって、特に真塩村長になってから、村民がいなくなったりしたときに、速やかに消防を使って見つけ出したり、こういう場面を何度も見えています。こういう危機管理というのは一番必要だと思うんですね。その瞬時に判断する話です。

担当課長に伺います。この危機管理についてのマニュアルはありますか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 危機管理のマニュアルについてですが、榛東村防災計画の中で災害時における組織計画、班編成、事務分掌などについては既にマニュアル化されておりますが、突発的に発生する行方不明者の捜索事案については、関係機関と連絡を密にし、人命を第一に早期発見に努めておるところでございます、特にマニュアルは整備されておられません。

以上です。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 栢井保夫君発言〕

○3番（栢井保夫君） 村長は動きがいいから、何かあると村長がすぐ指示を出すんですね。私、この間、村長がいなかったらどうするんだと言ったら、副村長がいると言ったんですね。副村長も連絡がつかなかったらどうするんだ、総務課長がいる。こういう話なんですね。私は、やはりそれではいけないと思う。東北も同じです。庁舎がやられることだってあるわけですから。やはりマニュアルというものは絶対につくるべきだと思うんですけども、課長どうですか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 災害時のマニュアルはできておりますので、先ほどの議員さんの質問ですと、行方不明者の関係でよろしいのでしょうか。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 栢井保夫君発言〕

○3番（栢井保夫君） 危機管理というのは何にでも値するんです。火事でもそうなんです、何でもそうなんです。行方不明者だけじゃないです。例えば、前回の行方不明者が出たときに村長の判断でいろいろやりますよね、村長がやはりマニュアルに基づいてやっていると言ったら、だから村長がやっていることをマニュアルにすればいいんだ。こういう話なんですね。

例えば1つの例を言わせていただければ、いなくなった方が演習場に入っていたらどうするんだと、こういう話になるわけですよ。そうしたら、やはり通報、動いてもらいたい組織には自衛隊の組織も

ある、自衛隊の当直司令に連絡して、演習場に入っている可能性もあるんで検索していただきたい、こういうものが一切できていないと一方的なものになるんです。だから、村長が今早く指示を出しているからいいですよ、出せない状態だってあるんです。だから私は、あらゆる面の対応するマニュアルはつくっておくべきだと思うんですよ。どうですか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 災害に限らず、行方不明者の捜索に関してもマニュアル化していきたいと思います。

以上です。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 栢井保夫君発言〕

○3番（栢井保夫君） この危機管理については、非常に皆さんに言われるのは、情報の提供、うちの今の防災無線じゃだめだというんですね。全然聞こえない。これ何とかならないですか、課長。皆さんが反響するから聞こえませんかという話じゃなくて、やはり情報というのは、すば一んと通じてなければなりません。それが何を言っているんだか全然わからない、こういう人ばかり、今言われるんですけども、これは本当に聞こえるようにするにはすごいお金が必要だったりするわけですか、課長。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 最近、本当に聞こえないという声をよく耳にしております。やはりこの時点でスピーカーの角度やハウリングの状況とか調査を始めていかなければと思います。

以上です。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 栢井保夫君発言〕

○3番（栢井保夫君） 毎回、毎回そういう形になってしまうんで、やはり本腰を据えてこの防災無線なりは、榛東村としては直していかなくちゃいけないと私は思っています。そうでないと、いざというときには榛東村の村民の方は動けませんよ。その辺も含めて、やはり本当に、例えばクラウドファンディング型ふるさと納税でうちはこういうことをやりたいんで、これ金集めてよというやり方もあるんです、お金が足りない場合についてはですね。そういうのも含めて、やはり聞こえるようにしましょうよ、それが危機管理の第一歩だと私は思います。よろしくお願いします。

最後の質問に入ります。

榛東村の備品、あちこち倉庫があったりしてそこにいっぱい入っているんですね。この辺については、やはり財産ですから、いいものは雨水のかからないところで確実に倉庫管理をする。悪いものに

については更新していく、これは鉄則なんですね。そういう中で、この備品の管理はどうされていますか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 昨年の9月議会でも議員さんにご指摘いただいております、テント等についても早急に現状把握をいたしまして、何張りあるかとかの確認をしております、今後は点検によって劣化や損傷が発見された場合は、それを記録し、優先順位をつけて備品入れかえや廃棄を行っていくことを今現在やっております。これによって、劣化や損傷した備品使用がないように気をつけていきたいと考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） この備品の管理というのは非常に難しく、やはりいいものがあるのにまた買っちゃう。これ無駄ですよ。悪くてどうしようもないのに新しいのを買っていただけない。こういう場面、場面がいっぱいあるんですね。そういう中で、私は総務課で備品管理部をつくって、A、B、C、Dぐらいの判定を下せるようにしておいて、Dになったら新しいものを買うとか、こういうところまで物を管理していただきたい。

例えば車もそうなんです。公用車がいっぱいありますけれども、これに車付を1名つける、この車には松井という人間を車付につけるんですね。そうするとこの車はいつでもきれいになるんです。人が乗っても、俺の車付の車だからきれいにするんです。

中学校のピアノ、ピアノを弾く人はいつもきれいにしておきますよ。こういうものなんです、やはり物品というのは。ですので、私は、榛東村のある時期に物品愛護週間、こういう週間を設けていただいて、その1週間についてはいろいろな、ポスターもあるでしょう、自分の所轄の課で持っているものについては整理をする。こういう週間を1週間つくったら、お金は浮くと思うんですね。要は、5年もつやつが6年もったり、7年もったりするんですから、そういう週間を設けることによって。物品愛護週間。これがやはり村の財政になっていくわけです。

だから、私はそういうことが必要だと思うんですけれども、いかがですか課長。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） いいご提案をいただきましたので、検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） それと、私なんかもそうですけれども、例えばふるさと公園の倉庫に入っているもの、天幕から何から入っています。しかしながら、立てたら使えないものってあるんです。でももったいなくて廃棄できないんですね。こういうものを所轄の課長補佐とか担当者は全部チェックをしてやることによって、物というものの考え方が職員に浸透していくと思うんです。その辺も含めてよろしくお願いをしたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（金井佐則君） 以上で、3番松井保夫君の一般質問を終了いたしました。

ここで休憩に入ります。開会を午後1時より行います。

午前11時24分休憩

午後1時再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

午前に引き続き、一般質問を行います。

質問順位3番南千晴さんの一般質問を許可いたします。

8番南千晴さん。

〔8番 南 千晴君登壇〕

○8番（南 千晴君） 8番南千晴でございます。

先月の21日、政府の地震調査研究推進本部（地震本部）が調査観測計画部会を開き、大きな被害をもたらす可能性がある主要活断層に前橋市から足利市までまたがる大久保断層など16カ所を加えることを決めたと報道がありました。また、地震本部事務局によりますと、関東は平野が多く地表にあらわれていない未知の活断層も多い可能性がある指摘されております。

本村では、昨年12月10日、初めての総合防災訓練が実施されました。当日は日本赤十字社群馬県支部、渋川警察署、渋川広域消防本部、陸上自衛隊第48普通科連隊、陸上自衛隊第12ヘリコプター隊などの協力のもと訓練が行われ、関係機関との連携を深める機会となりました。そのほかにも展示や体験エリアもあり、防災グッズや非常食の無料配布も行われましたが、寒い時期といったこともあり、村民の参加は少ない状況でありました。村民全体の防災意識を高めるためには、ほかの取り組みもあわせて考えていく必要があると考えます。

今回は、昨年10月28日、群馬県町村議会議長会の研修会にて、自治体などの防災アドバイザーとして活動しています山村武彦氏の自助、近助、ともに助ける共助でつくる災害に強いまちづくりの講演を参考にさせていただきながら、さらなる村の防災・減災対策の取り組みについて、そして以前から質問をさせていただいております女性の審議会等委員の登用や移住・定住支援施策について、村の考えをお聞かせいただきたく登壇させていただきました。

以下、自席に戻り質問を続けさせていただきます。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 最初に、防災・減災対策について伺います。

災害発生時には、まず大切なことが自分の命を守ること、自助が大切であります。それがあって共助、近助というところにつながっていくことは言うまでもありません。先日、社会福祉協議会主催で住民支え合いマップづくりが行われましたが、こちらも自助の後の近助や共助というところにつながる取り組みであります。

本村は、これまで大災害に見舞われたことがほとんどない中で、住民の防災意識を高めることは難しい面もあるのではないかと考えられます。冒頭申しました山村武彦防災アドバイザーのお言葉をおかりしますと、多くの人は大地震はいつか起こると思っている。しかし、今夜は起きない、そう思うことが心理だそうであります。だからこそ、できるときに真剣に準備行動を行い、いつ起きても対応できるように備えることが必要であります。

そこで、大地震を想定して地震発生時にどのような行動をとればよいのか。状況別に命を守る、閉じ込められない、火を出さないなどの災害予防等の周知や訓練を日ごろから行う必要もあると思いますが、現状で住民の防災意識向上に向けた取り組みは、どのようなことを行っているのかお答えください。

○議長（金井佐則君） 小山総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 村では、昨年12月に総合防災訓練を実施したところでございます。住民の防災意識につながればと思いましたが、計画する期間や時期が初回ということからも、住民の方の参加が少なく関係者以外の一般の参加の集客が非常に難しいと痛感いたしました。なお、集客のためには、住民一人一人の防災意識の醸成がまずは必要だとあわせて感じたところでございます。昨年実施した榛東村総合防災訓練における意見交換会で、何らかの形で村民がかかわれる訓練がよいのではないかといった意見も出ておりました。住民の防災意識が高まるよう住民も参加できるような訓練内容も考え検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 住民が参加できる防災訓練も検討していくということで、そこも非常に大切なことだと思っております。ただ地震発生時は、経過する時間ごとにするべきことというのが変わってくると思います。大地震が起きると、これも山村氏の講演でお聞かせいただいたんですけども、およそ7割から7.5割ぐらいの75%の人が大地震発生時にショックと茫然自失で動けなくなる。凍りつき症候群ということに、ほとんどの人がこれになるということだそうです。そして、もし激しい揺

れでない場合は、逃げるとかということよりテレビをつけて、どこで地震だったんだというのを確認するのがほとんどの方だということでもあります。

しかし、大揺れになったときには、もう既に逃げられない状況、立ってられない状況であるのかなど、地震体験車等で防災訓練でもありましたけれども、体験したらもう座ってもいられないし立ってもいられない状況になると思います。小さい揺れだったり、緊急地震速報があったときに、やはり落下物の少ない閉じ込められない場所、安全ゾーンへ逃げる判断と行動の訓練を繰り返すことが必要だとおっしゃっていました。また、災害直後は、火災の予防のため火をつけないこと、そういったことも注意しなければならない状況かと思います。事前の準備も含めて、やはり地震発生時の行動マニュアルが必要ではないかと考えます。

現在榛東村は、こういったものが特に広報だったりホームページだったりに掲載されていない状況ではありますが、やはり行政のほうから情報を提供していくということが必要だと思います。

もう一つ大切なことが電気、水道、下水道を含むライフラインについての情報かと思います。自治体によっては、震度幾つ以上になると下水を流さないでくださいねとか、震度幾つ以上の場合は水道はこうなりますよというような広報をしっかりと住民に周知しているところがあるんですが、本村では今のところ、そういったこともない状況ではありますが、大地震が発生したとき、そういったライフラインの状況がどうなるのか想定している部分があれば、説明をお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 清水義美君発言〕

○上下水道課長（清水義美君） それでは、ライフラインの状況下ということでございますけれども、上水道事業につきまして地震などによる大規模災害時の状況につきまして、長期の停電や配水本管の折損事故等を想定しまして水道水を確保する必要があることから、南部浄水場のPCタンク、また梨子木のPCタンク、それから新井のPCタンク、新長岡のステンレス配水池には緊急遮断弁が設置されております。震度5以上の揺れが発生した場合と配水本管の折損などによる過流量が発生した場合、自動的に作動し給水が一時停止となる仕組みとなっております。このことによって、他の配水池の貯水容量を加えた総貯水容量が約6,600トンとした場合、その約7割が確保されたと推定しますと、約4,600トンの水道水が一時的に留保されるということになっております。

停止後の水道の給水開始に当たっては、県央第一水道の受水の可否から原水である新井揚水機場、長岡揚水機場の状況、各浄水施設の機械設備等の状況や村内の配水管の漏水状況などを確認しまして、作業復旧を行うとともに随時給水を開始することになりますけれども、地震の影響が大きい場合は、復旧に相当の期間を要する事態も想定されております。

また、下水道につきましては、水がないとトイレが使えないということもございますけれども、流域下水道県央処理区、長岡・広馬場の農業集落排水施設、また集合施設の合併浄化槽がありますけれども、地震による大規模災害となった場合については、処理場施設の可否と下水道管の折損及びマン

ホールポンプの稼働状況などを確認しまして、必要により下水道の一時使用制限をする処置を講じなければならぬことが想定されております。使用制限後の使用開始に当たっては、流域下水道の処理場、各農業集落排水の処理場の稼働、また下水管の復旧状況等を考慮しまして随時使用を開始することになりますけれども、水道と同様で地震の影響が大きい場合には、相当の期間を要する事態も想定されております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 課長の説明でPCタンクが震度5以上だと緊急遮断弁で停止するというお話で、ただ4,600トンの水が留保されるというところなんですけれども、じゃ実際の蛇口の水は出るということなのか。それとも、留保されたまま水道の蛇口も出ない状況になるのか、1点お聞きしたいのと、あと4,600トンが留保されるというのは、大体榛東村の村民が水を飲んだり、生活する想定の中で、何日分ぐらいもつ量となるのか。そのあたりをもう少し詳しく教えてください。

○議長（金井佐則君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 清水義美君発言〕

○上下水道課長（清水義美君） 緊急遮断弁が閉まってしまうと配水池から水が流れないという状況になりますので、蛇口を開いても残水、管にたまっている水が流れる程度ということで使ってしまうばなくなってしまうという状況にあります。そして、この留保される約4,600トン弱のそのぐらいの水につきましては、仮に飲料水、それから若干の入浴用とかそのところを考慮した場合に、1人1日約35リットルの水が必要だということで大体推計としますと、その程度であれば12日分ぐらいの水は確保できるという状況になります。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 震度5以上で水道の蛇口といいますか、水道が出ないということは、村民も誰も今の状況だと知らないわけですよね。緊急遮断弁がおるので水道が出なくなります。でも、そのときに先ほど防災無線の話がありましたけれども、聞こえる聞こえないという中で周知したところで、村のほうに問い合わせが多く来てしまったり、かなり水が出ないということに対して、すごく村民も戸惑うと思うんですよね。そのあたりをやはり事前にそういった状況になった場合はこうなります、こういうことが想定されますということは、村民にあらかじめ周知をしていただきたいと思います。特にライフライン、また発生時の時間ごとの行動マニュアルというのも必要だと思うんですが、そのあたりの情報提供や周知を図っていくべきだと思うんですけども、村のほうはどのように考えているのでしょうか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） いざ災害が発生したときに住民が混乱しないように、まず自分の身を守り、避難の際にはブレーカーを下げるなど、住民みずから防災意識を高めていけるよう、また村民が災害発生時の行動を迷わず判断できるように、災害に関するテーマごとの災害に対する備えや注意喚起など、全庁的な防災情報の掲載を継続的に広報等で周知、発信していきたいと考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 広報とホームページまで使っていただくとは思いますが、そういったマニュアルができたり、さっき課長がおっしゃったようなブレーカーをおろすとか、そういった注意事項に関しては、チェックシートをつくったりしながら防災のイベントだったり、防災の講演、これからするかわからないですけれども、そういったこと、行事ごとに配布をしたりだとか、いきいきサロンとか、そういったいろんな村のイベントのときに、啓発していくというのも大切だと思いますので、そういったことも含めて取り組んでいっていただきたいと思います。

また、地震発生時の行動は、住民にとっても水が出ない。例えばトイレが使えないとか、そういったものの情報も1点必要と同時に、職員の、行政のほうも時間経過とともに各部署とか、担当していることによって対応が違ってくると思うんですね。人事異動等によって村外に住んでいる職員もいたり村内の方もいらっしゃる中で、そういったことを毎年毎年確認していく必要もあると思います。特にそういう緊急遮断弁がおりたのを誰が解除に行くのか、解除に行ける状況なのか。

ただ職員全体で防災訓練をするといっても、日常の業務もありますし、なかなか難しい部分もあると思いますので、図上訓練というのが地域防災計画の中の1つに入っています。そういった図上訓練を各部署とか、そういった担当業務に分けて確認をしたりしながら実施していく必要があると思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 役場の対策といたしまして、図上訓練については、朝、昼、夜、休日など、さまざまな場面を想定し、全庁的にまずは災害計画に定められている災害防災対策本部の各班、各班というのは総務班、住民対策班、生活対策班、教育班、消防班の5つが設けられておまして、これを核に災害対策本部として活動できるよう図上訓練についての実施を検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 実際に行動するのは職員招集訓練と、そういったときの見回りに関しては、実際年に1回ぐらいやっただけですけれども、やはりこういった図上訓練で一人一人の動きを確認するというのも大切なことだと思いますので、よろしくお願いいたします。

さらなる災害発生時からの時間経過とともに、今度は協定を榛東村も自治体や企業と結んでいるんですけども、そういうところからの物資または職員、ボランティアの受け入れ等を対応していかなければならない状況であります。

熊本地震におきましても、集まった物資の仕分けや防災計画で指定されていない避難所への物資の配布の対応、そういった部分が非常に課題となって指摘されておりますけれども、それらの教訓から支援を受けるためのマニュアルや受援計画というそうですが、そういったものも必要であると言われております。

本村では、受援計画、受援マニュアル、そういったものを策定されているのか現状をお聞きいたします。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 現在では受援計画マニュアルですが、未策定の状況でございます。村地域防災計画の中で、義援物資や義援金の受け入れ、これらの配分や管理について対応方針を定めてはおります。全体的な流れや作業など、マニュアルを作成することで、よりの確かつスピーディに対応できることとなります。現在群馬県が受援応援計画を作成していると聞いております。村としましては、県の計画を参考に村の計画を整備していきたいと考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 県の計画を見てということでもありますけれども、やはり早期の計画策定を求めますが、いつごろまでに、県の計画は今年度中にできるという認識なんでしょうか。そのあたりのいつごろまでに策定できるか予定がわかりましたら教えてください。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 群馬県での策定の素案が年度内に提示されると聞いております。それらを参考といたしまして、村としての策定を急いでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 昨年10月、鳥取地震が起きたことは皆さんもご記憶にあると思います。震度

6弱という鳥取地震だったんですけれども、その倉吉市という市の市役所が耐震だったそうなんですけれども、窓ガラスが割れてしまって、それが散乱して庁舎が使用できなくなったということで報道されました。また、同じ地震で学校の窓ガラスが割れる被害もあったということでもあります。

榛東村の庁舎は、ここもそうですけれども、ごらんとおりガラス張りの建物で、建物自体は耐震化ということなんですけれども、ガラスが多く使われているという中で、非常にこのニュースを見たときに、建物が残ってもガラスが割れてしまったら、ここは使えなくなってしまうんじゃないかというふうな懸念もあるんですが、庁舎や村の公共施設のガラスに対する飛散防止フィルムを張っているところがあるのか、そのあたりの状況がどのようになっているのかお答えください。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 現状は、庁舎内のガラスについて飛散防止フィルムは張られておりません。しかし、一部では枠から外れて落下するものもあるかもしれません。防災拠点として機能していく上でガラスの飛散や落下防止など災害が最小限になるよう専門的な人の話を聞きながら計画を立てていきたいと思っております。しかし、費用的なものも考慮しなければならないと考えておるところでございます。

公共施設の状況でございますが、北小学校体育館と南小学校体育館では飛散防止フィルムが張られていると聞いております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 防災拠点となる庁舎で、このガラスも割れないよ、大丈夫だよというのであれば問題はないと思うんですけれども、そういった割れる、枠から外れて落ちるといった危険がもしあるとすれば、やはりそういった対策もしていく必要があると思います。また、体育館、南・北小学校の体育館のほうはフィルムが張られているというような状況になっているということですが、学校の教室だったり、幼稚園だったり、保育園だったり子供たちを預かる施設、公共施設はほとんどがガラスを多く使っているところが見られます。そういったところも含めて、やはり計画を立てていながら、子供たちがけがをしないためにも飛散防止フィルムを張るなどの対策をしていただきたいと思いますと考えますが、そういった施設も含めて今後村のほうで考えていただけるのでしょうか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 議員さんのおっしゃるとおり、学校等もガラスが非常に部屋にありますので、専門的な人の話を聞きながら計画を立てていきたいと思っております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 専門的な人の話を聞きながらということ、こちらも早急に聞けるんでありましたら対応していただきたいと思います。

次に、審議会等の女性の登用について伺います。

平成26年の12月の議会で、この審議会等委員の女性の登用について質問をさせていただきました。

当時の答弁では、国が定期的に調査している地方自治法で定める審議会等の委員、こちら法律や地方公共団体の条例によって設置されている審議会の委員ですが、これが26年4月1日現在で17.9%ということでありました。同じ年の11月末日現在では19.1にちょっとふえておりまして、そのほかに条例等以外の広く要綱等によって設置している委員会のほうが17.8%で、両者を合わせて18.2%の女性の登用率という状況でありました。その後、現在に至るまでどのような状況になっているのか。近年の推移について説明を求めます。

○議長（金井佐則君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 久保田邦夫君発言〕

○住民生活課長（久保田邦夫君） 村の状況や近年の推移ということでございます。現在本村における法律、政令や条例の定めにより設置されている16の審議会、委員会のほか要綱や規約などで設置する25の委員会や協議会の女性登用について調査を実施いたしました。近年の推移でございますけれども、国が毎年実施している全国調査の数値ということで報告申し上げますと、平成25年が13.9%、28年度が17.2%、3年間で3.3%の増加ということで増加傾向にあるということでございます。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 平成28年17.2%で、ただ前回質問したときが17.9%でしたので、ちょっと減っているのかなと個人的にそこは思ったところではありますが、近隣の市町村に比べて、この17.2%という数字が一体どのような状況なのか。高いのか低いのか、そのあたりを含めて説明をお願いします。

○議長（金井佐則君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 久保田邦夫君発言〕

○住民生活課長（久保田邦夫君） 国や市町村との比較ということでございます。平成28年4月1日現在の群馬県内における市町村の審議会等の女性の登用の平均割合につきましては20.3%でございます。近隣市町村の状況でございますけれども、吉岡町が16.9%、渋川市が24.0%、高崎市が25.7%となっておりまして、県内市町村では大きな自治体ほど女性の登用率の割合は高い傾向にあるというふうな状況でございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 先ほど課長が市区町村の審議会等に占める女性の割合の都道府県別ということで、群馬県が20.3%ということなんですが、実はこちら群馬県が全国最下位の数値となっております。全国平均は26%ということで、群馬県が都道府県別の中でも低い、さらにその数値より榛東村は低いという状況がわかりました。

本村は、平成14年に榛東村男女共同参画基本計画を策定しておりまして、この計画の中で各審議会等における女性委員の登用率につきまして、2027年度、平成39年度目標なんですけれども、この年度までに40%にするという目標が設定されております。また、今年度は第2次の男女共同参画基本計画の策定が行われたと思っておりますが、そこでの目標値はどのようになっているのでしょうか。

○議長（金井佐則君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 久保田邦夫君発言〕

○住民生活課長（久保田邦夫君） 榛東村男女共同参画基本計画の関係でございますけれども、南議員おっしゃるとおり、平成14年に策定した榛東村男女共同参画基本計画、こちらは女性の委員の登用率を2027年度までに40%とするという目標が設定されてございます。現在、第2次榛東村男女共同参画基本計画策定でございますけれども、こちら現在、策定中でございます。こういう状況を参考に目標数値を定めてまいりたいと考えております。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 策定中ということで、第2次の目標値というのは今の時点では発表できないということではありますが、一番平成14年につくられました目標という2027年度に対しての40%、こちらの目標が第2次のほうでなくなるということはないとは思っておりますので、その辺はそこに向けての第2次の計画だと認識しております。現状20%満たない17.2%という中で、その40%に近づけるためには、今後どのような取り組みを村として行っていくのか、村の考えをお聞かせください。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 現在、総合計画審議会では女性登用が33%になっておりますが、他の審議会では、そこにはまだ到達できてはいないのが現状でございますが、今議会での条例改正により議会議員の充て職を外した構成員の見直しをしております。その中で女性登用に向けての選考に努力してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 条例改正ということで今回提出されているものがありますけれども、ただ、

それを任命するというか、その委員に委嘱したりするのは村長だったり、要綱とかで定められている教育長だったり、そういった方が任命するということになっているんですけども、各担当によって課長、その所管する審議会も各課、各課長がある程度人選するのではないかなと、こう私は思っているんですが、そのあたりも意識して目標に近づけなければ、なかなかその40%というのは難しい状況なのかなと思っています。

ただ今まで議会議員も充て職ということで、かなりの村の審議会等に充て職という形で入っております、やはり充て職となりますと、議会議長だったり農業委員長だったり、そういった長がほとんど入る中で、現状、長になっている方はほとんどが男性の方ということなので、必ず男性が多くなってしまふというのは充て職で定められている限りは女性の登用という部分が難しいのかなとは思いますが、充て職以外の定められる人という規定の中では、女性を選んでいけるのではないかと思います。そのあたり、条例だけでなく要綱も含めて見直しを行っていくということによろしいのでしょうか。もう一度確認したいと思います。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 議員のご指摘のとおりでございます。今後は住民参画の中で内容に精通した人、精通者の中に入れて、構成員の中に入れていけるように選考を考えていきたいと思っております。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 幅広い住民の意見をむらづくりだったり、そういった審議会に反映していくという部分に関しましては、やはり女性の声というのも必要だと思います。また、世代間のバランスといえますか、均衡というのも私は大切な部分なのかなと思うんですが、村長今後そういった審議会等委員に任命といえますか、委任といえますか、そういったことを村長のほうでされると思いますが、そのあたりはどのように考えているのでしょうか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 今までも女性の登用ということについて力を入れてきたつもりであったんですけども、今回の農業委員の選考においても区長さん、あるいは現農業委員さんにも女性を入れるようにというお願いをしてきました。しかし、残念ながら、それにきていないということが現状でございます。これからも今までの中にいろいろ女性の登用について口酸っぱく言ってきたつもりではおりますけれども、具体的に各審議会等においての内容について検討するときに、私のほうからも改めて強い指示を出したいというように思います。まだ現状においては17.2ですか、そのような状況であるということは、今後議員さんの充て職がなくなりますので、その中にどういうことを大勢入ってき

てもらおうかということも考えてやっていきたいと思います。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 議会の今期の議会改革の1つとして執行部門から議会議員が撤退するという
ことで、今期この皆さんで取り組んできた改革の1つであります。やはり議員がそういった中で望む
ことは、住民の参画がその分進めばいいなという部分もきっと皆さん思っているところだと思います
ので、そこも含めて考えていっていただきたいと思います。

続きまして、移住・定住支援施策について伺います。

まず、通学支援について質問をさせていただきます。

こちら4年前に平成25年の3月定例会で質問させていただいているんですけども、高校生のバ
ス通学に補助をとったことで、現状の調査も含めて求めました。ただ、当時の村長よりアンケート
の調査を行って実態を調査することを考えていますという答弁いただいたんですが、その後、調査の
報告等を受けていない状況であります。村でもその部分、特に新しい事業で出てきたりしていない
状況ではありますが、近隣の通学支援の状況がどうなっているのか、わかる範囲で構いませんので説明
をお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 清村昌一君発言〕

○企画財政課長（清村昌一君） 高校生に対しますバス・電車通学の助成制度ということですが、
近隣市町村につきましては、前橋市、渋川市は小・中学生に対する補助のみという制度があるの
みでございまして、高校生を対象とした制度はないということでございます。高崎市については制度
がないという状況で、吉岡町におきましては、28年度から新規に制度化いたしまして、高校生が通学
に利用するバスや鉄道の定期券購入費の一部を助成するという制度を28年度から実施しているとい
うところでございます。また近隣ではございませんが、県内の市町村の中で、神流町、片品村についま
しては、高校生以上ということになるんだと思うんですけども、通勤・通学の補助という制度がご
ざいます。また、南牧村については高校生を対象にした補助制度がございます。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 吉岡のほうが28年度から高校生のバス、電車の定期券の購入券というところ
を一部補助しているということですが、吉岡の状況と伺いますか、予算や対象者とか、そのあ
たりの詳細がわかりましたら、わかる範囲でお答えください。

○議長（金井佐則君） 清村課長。

〔企画財政課長 清村昌一君発言〕

○企画財政課長（清村昌一君） 吉岡町の補助制度でございますが、本年度実施されておりますのは、月に1万円以上の定期券を購入した場合に1,000円を補助するということです。28年度当初予算額は100万円を計上していたというところですが、制度開始したばかりということがあってかどうか、とちょっと原因というかわかりませんが、今のところ実際にこの補助を受けた方というのが10名、26件、補助金額で言いますと7万7,000円程の実績だということでございます。これを受けまして、新年度は補助要件をもう少し緩和をするというようなことの検討もなされているようなんですが、当初予算計上額といたしますと50万円、28年度の半額という計上額になっているということでございます。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 榛東村に駅もない状況で、バスは何本か路線が通っている中、毎年村のほうから路線に赤字補填をしている状況であります。子育て世代だったり高校生の方のお話を聞くと、中学生までは非常に学校とか通いやすく不便を感じなかった。高校生になって初めて高校に通うに当たって、高校の距離とか場所にもよるんでしょうけれども、大変高校に通学するのが榛東村は不便、特に公共交通という部分では大変不便だというふうにお聞きいたします。吉岡町が助成をしているということで、特に榛東のほうが、吉岡の上野田のあたりは榛東と同じぐらいの高さといいますが、距離はあるとは思いますが、榛東のほうがもっとも不便な状況なのだと思います。

その高校生の交通弱者、私は高齢者だけでなく高校生とか高校生以下の方も車に乗れない方は交通弱者ではないかなと思っていますので、そのあたりに公共交通をまた利用してもらうという部分も含めて、先ほど赤字補填をしてただただお金を払うのであれば、そういった高校生とか、先ほどほかの片品村等の取り組みでは通勤にも使っているということですが、そういった人に利用してもらうほうに同じお金を払うのであれば、そこに住民が入ることでもっとそのよさが生きるのではないかなと思います。限られた予算の使い道として、やはりそこも踏まえてもう一度高校生の公共交通の通学に対しての支援を考えていただきたいと思いますが、村として実施していく考えはないでしょうか。

○議長（金井佐則君） 清村課長。

〔企画財政課長 清村昌一君発言〕

○企画財政課長（清村昌一君） 県内で、先ほど申し上げました4市町村でもそういった制度があるということでございまして、その実施状況等を参考にさせていただきながら特に近隣といいたまいますか、隣町でございますから、吉岡町の状況等も十分参考にさせていただきながら検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 検討していただく中に、こちらも以前から質問で取り上げさせていただいて

いるんですけれども、この傾斜地という部分で電動自転車、以前国の地方創生の事業の中で、一時的に電動自転車の補助をされるといいますか、金券といえますか、それを配付といえますか、購入する事業をやったんですけれども、ただそのときに、期限が私立の単願の子しか買えないような配付の限定だったものですから、公立の子たちがそれを利用することができなかったというような保護者の声もありまして、やはりここも村の地理性といえますか、そういったことを考えると必要なものだと思うんですが、そこもあわせて検討していただきたいと思うんですけれども、村長いかがでしょうか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 議員もおっしゃるとおり、アシスト自転車ですか、これ確か25%ぐらいの補助みたいな形でプレミアム商品券的なことでやったかと思います。これについては1万円のもの7,500円で買えるというようなところで、先ほど議員もおっしゃったとおり、期間が短かったです。はっきり言うと私の孫も、そのときにまだ高校に受かっていなかったので買えなかったという事情、期間的にもありました。これらも含めて本年度のほうで検討をして、これは必要なものについては抱き合わせ的なことで赤字バス路線についての補助、それとどういう、こっちをやったらいいかどうか、いろいろ考えながらやっていく必要があるということで検討をしていきたいと思っています。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） ぜひ検討していただきたいと思っています。

続きまして、住宅支援ということでお伺いします。

現状、先ほど高田議員の質問のところでも空き家ということで、以前リフォームの部分があったけれども、空き家の部分が今ないという中で、榛東村も住宅支援ということで勤労者の住宅資金利子補給というのをやっているんですけれども、本村は300万円上限で0.1%という内容になっております。こちら近隣の市町村も同様の数値となっているのか、わかりましたら教えてください。

○議長（金井佐則君） 青木課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 県内各自治体で実施しております勤労者住宅建築資金利子補給制度につきましては、本村の場合、利子補給対象額300万円以内、利子補給率が1%で3年間ということでございます。

隣の吉岡町では、これも同等で利子の補給のパーセンテージが1.5%という状況でした。しかし吉岡町は、最近29年1月1日施行で制度を見直しまして、来年度からは300万円以内だったのを1,000万円以内、限度の年利を1.5%を1%、期間を3年間を1年間というふうに改めるということをお伺いしております。

いずれにしても、本村の利子補給制度は長年見直されていないことも確かです。他市町村の動

向などを把握し、本村の地域色に適応した制度なのかを検証する必要があると考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 先ほど私は0.1と言ってしまっ、訂正します。1%でした。こちらの利子補給と県内は融資という形でやっていたりする自治体もあるんですけども、やはり調べてみますと、榛東村が一番この利子補給の額が低いというか、上限の部分とパーセントで比較すると低いほうに入るなと思いました。吉岡も1,000万円を上限ということで1%に変更するというので、ぜひ村も検討していただいて、特に近隣の市町村、吉岡町とは多分榛東は土地を買う場合だったり、新しく家を建てる場合に比較されることが非常に多いと思います。そういったことも含めて充実していただきたいと思いますし、その他の新築・増築の補助等、住宅支援に関しましては、いろいろな支援を各自治体が行っていますので、それも含めて検討していただければと思いますが、村長いかがでしょうか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 今まで各課長のほうからそのような答弁をさせてもらっておりますけれども、吉岡も29年度から変えるということですか。今300万のものを1,000万までにして1.5を1.0にすると。しかし、今まで3年間だったものを1年にするというような、いろいろ各町とも工夫を凝らして定住者をふやすようなことをやっております。これについても1つは空き家対策も含めて全体的な人口減対策をやっていかなければならないと思っておりますので、そういう中も含めて検討していきたいというように思っております。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 移住・定住支援施策につきましては、群馬県が各市町村の一覧ということで、全部支援をしている、していないが一目でわかるような表になっているものがありまして、やはり新しく家を建てるという場合に関して、ここを非常にチェックされる部分だと思っています。

本村の現状は急激にまだ人口減少が起こっていないですし、また、住宅も新築が建築されている状況であります。ただ、その現状に村が行政が満足することなく、やはり将来を見据えてもっと住みやすい榛東村に向けて進んでほしい。それは村民が一番望んでいることだと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（金井佐則君） 以上で、8番南千晴さんの一般質問を終了いたしました。

続いて、質問順位4番清水健一君の一般質問を許可いたします。

2番清水健一君。

〔2番 清水健一君登壇〕

○2番（清水健一君） 2番公明党の清水健一でございます。

文部科学省が2015年に発表した公立小・中・高校など、3万4,541校におけるICTの活用実態調査によると、電子黒板の設置台数はこの10年で約13倍の9万573台、実物投影機は7年で約3倍の17万8,910台、タブレット型端末は3年で約6倍の15万6,356台と飛躍的にふえました。また、デジタル教科書を整備しているのは、約4割に当たる1万3,591校となったほか、学校の超高速インターネット接続率は8割超と情報通信技術を活用するための環境整備も進んでいることがわかります。ICTを活用した教育は子供たちの学習への興味関心を高める効果があるとされています。

教育の情報化について現状と今後の取り組みについて、自席に戻り質問を続けさせていただきます。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） 平成23年に文部科学省が発表した教育の情報化ビジョンがありますが、2020年度に向けた教育の情報化に関する推進方策が示されております。情報通信技術ICTを活用することが極めて一般的な社会にあって、学校教育の場において、社会で最低限必要な情報活用能力を確実に身につけさせて社会に送り出すことは、学校教育の責務であると記されております。この中に教育の情報化が果たす役割の項目として、3つの側面を通して教育の質の向上を目指すとあります。

1点目に、情報教育として子供たちの情報活用能力の育成があります。

本村では、現在どのような手段で育成を図っているのか。また、2020年までどのように図っていく予定なのかお伺いいたします。

○議長（金井佐則君） 阿佐見教育委員会教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 子供の情報活用能力の育成ということでお答えをしたいと思います。

現代は情報化が進んでいって、これから先の変化というのは非常に予測困難であると、そういう時代になっております。こういう時代を子供たちは、社会の変化に受け身、受動的な姿勢ではなくて主体的に向き合っていくこと、かかわっていくことが大事なんだろうというふうに思います。その過程を通して、子供たち一人一人が自分の可能性を最大限に発揮して、よりよい社会人であるとか、幸福な人生を自分からつくっていくと、そういうことが大変重要な時代でございます。

このことは、解き方があらかじめ定まった問題を効率的に解ける力、これは大事なことですけれども、それだけでは不十分であって、子供たちにとって蓄積された知識をもととしながらいろんな膨大な情報があるわけですけれども、何がその中で重要なんだろうと。それを主体的に判断して自分で問いを立てて、その解決を目指して、ほかの人たちと共同しながら新たな価値を生み出していくと、これがそういう力を育成することがますます大事になってくるということでございます。この力を育成するために、先ほど議員のほうからあったように、情報活用能力の育成というのがますます重要とな

ってくるということでございます。

本村の小・中学校でも、課題であるとか、目的に応じた情報を集めてこれが必要なのかどうなのか、即、判断をして整理して表現を工夫する力、それから、子供の発達の段階に応じてコンピューターを使いこなす授業を行って情報活用能力の育成を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） 次に2点目に、教科指導における情報通信技術の活用として、情報通信技術を効果的に活用したわかりやすく深まる授業の実現等とあります。

本村における現在の取り組みの具体例と今後の計画をお伺いいたします。

○議長（金井佐則君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 学校現場ですので教科の指導の中で活用すると、そういうことが大前提でございますが、授業というものは、その授業の中で子供たちにどのような力を身につけさせるのかと、これを非常に明確にすることが大事でございます。いわゆるICT機器とそういうものに対しては、それはあくまでもその授業の狙いを達成する手段であると、これが大前提になります。その授業の中で、効果的なICTの活用をどうしたらいいんだろうかと、そこにやはりポイントを絞って教員は授業をしなければならないだろうということが大前提であると思います。

本村でも、小・中学校の授業でもコンピューターであるとかインターネットを活用して、アニメーションとか動画コンテンツ、そういうものを使うことによって児童・生徒がその授業の内容を視覚的に捉えて、まず興味、関心を高めることができるだろうと。

それから、来年度、29年度でございますけれども、英語活動と、英語教育と、これが大きく変わってまいりますので、小学校から中学校においてオンライン英会話を導入予定でございます。これは子供たちがコンピューターのウェブカメラを通して、中学生はマンツーマンになると思いますし、小学生は1人では難しいので3人ぐらいでグループをつくって、実際に外国の方とウェブカメラを通して会話のやり取りをすると、そういうことを考えております。これは英語力が高まるというよりは、ああ通じたとかいう自信であるとか興味関心を高めるものということで、来年度予定をしております。これは群馬県では初の取り組みになるんだろうと、榛東村ならではの取り組みになるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） 3点目に、校務の情報化として教職員が情報通信技術を活用した情報共有に

より、きめ細かな指導を行うことや校務の負担軽減等とあります。

本村の取り組みをお伺いいたします。

○議長（金井佐則君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 教員の多忙化であるとか、子供と向き合う時間の確保という面からでよろしいでしょうか。

本村では、平成27年度から校務支援システムと、これを導入いたしました。これはシーフォースというふうに名前呼んでおるんですけども、小・中学校に配備してございます。具体的には非常によくできた支援ソフトでございまして、例えば出席簿というのが毎日担任が入れることによって全職員が共有できる。当然教育委員会にもそのデータが来るということ。それから学期に1回の通知表というのがございますけれども、この作成についても、このシステムを使うことによって教員の事務の負担軽減につながって、それが共有もできるということでございます。

あと掲示板という機能もございまして、学校では朝、打ち合わせ等を行うんですけども、その打ち合わせの時間を持たなくても掲示板という各自のコンピューターに入れ込んでおけば、いろんな予定であるとか、いろんなものが情報として共有できると。そういうことがやはりある程度教員の多忙化の解消になり、一番大事なそれを防止することによって子供たちと触れ合う時間、向き合う時間が確保できるだろうと。セキュリティーの部分も非常に確保されておりますので、安全面でも大丈夫と。これはこのソフトは高く評価ソフトでございます。

あとほかにも、これは前から導入されておりましたが、保護者向けの緊急メール配信システムと、これも確立されております。例えば不審者情報であるとか、大雪、台風、こういう対応もいち早く保護者のところにメール配信することができる、こういうものでございます。過去は学級の連絡網等ということで電話番号でつながっているのがあったんですけども、個人情報という面となかなかつかまらないという面がございましたので、これはインターネット上でできますので、また自宅のパソコン、スマホでもできますので、管理職の仕事の負担を軽減するということにも貢献しているんだろうと思っています。

一応まだいろいろあるとは思んですけども、こういう校務支援ソフトシステムを使って子供と向き合う時間を確保するというのが大きな狙いでございますので、今後ますますいろんな面で検討を続けていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） 次に、学校教育のICT化についてお伺いいたします。

文部科学省が公表している学校におけるICT環境の整備状況から見た本村のICT化の現状は、

全国と比べてどうなのかお伺いいたします。

○議長（金井佐則君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） まず、結論で全国との比較ですが、整備率等は全国並みと考えてよろしいかと思います。具体的には、パソコンの台数は小・中学校合わせて328台、プロジェクターが小・中学校合わせて15台と、それから実物投影機が26台ということでございます。接続回線も3校とも光ファイバー接続ということになっております。それから小学校については、職員室内は無線ラン、中学校については接続速度を上げる必要がございますので有線ランと、こういう設定になっております。ただ、来年度は両小学校ともインターネットサーバーの耐用年数が過ぎて故障もがございますので、更新を予定しているという状況でございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） これからは2年前に定例会で質問した事項について、どのような取り組みをしてきたかお聞きします。

まず初めに、先ほども答弁していただきましたけれども、無線ランの環境整備ですか、これは進めていくということで教育長答弁をしていただきましたけれども、状況というか、また今後の計画そういったことをお聞かせください。

○議長（金井佐則君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 無線ランの整備につきましては、先ほど申し上げたように、ちょっと更新をしなければならないだろうと、環境は。わかるんですが、前のときもタブレットなんかの環境だろうということはお聞きしてあるんですが、昨年、教育委員会事務局のほうで、東京のほうに最先端のICT機器をソフトも含めて視察に行っていました。そういう中で、先ほど議員のほうのおっしゃった電子黒板という話もございましたけれども、本村にも電子黒板は小学校に1台あるんですけども、非常に重いと、そのフロアでしか使えないと。それに打って変るものがもうできているんですね。情報化というのは非常に早いと、黒板に何かシートを張ってそこへプロジェクターをぱっと写し込んでやるとか、それにかけるとか、それが子供たちの端末にも行くとか、タブレットもそこで必要になるんだろうとは思いますが、その辺の配備については非常に予算化も必要なもので、いろいろ情報等については、各学校、教育委員会がいろいろ研究を進めて、どういう機器を導入することが子供たちにとって学習理解、興味、関心を深めて授業に役立つのかと、これを検討しているところでございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） また、このICT教育を充実させていくために、推進していくために問題点として教育長は教員のICT活用指導力の向上が必要である、こうおっしゃいました。ICT支援員の配置や教員の研修など、どのような取り組みをしてきたか。また、今後の計画をお聞かせください。

○議長（金井佐則君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 教員の研修ということでお答えをしたいと思います。

確かに職員構成を見ますと、温度差はあるんだろうと思いますが、これから生きる教員は、ICT機器のある程度基本的なことを使わないと仕事にならないと、そういう状況になっております。各学校では、教科の指導の中でICT機能活用についての研修であるとか、授業を通して授業を見て使い方はどうだったのかというようなことを実際に行っております。それから子供たち、先生方のパソコンのサポートをする専門家をお呼びしていますので、その中で技術的な面の指導もしていただいと、そういうことでございます。

あわせて、来年度からは大きく学習指導要領が変わりますので、村の教育研究所というところがございますので、小・中の3校の教員にICTの活用推進班と、そういう班を立ち上げて教科の中でどう使ったらいいのんだろうかと、そういうような研修をして、それを村内に広めると、そういうことを来年度は考えていきたいと予定しております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） ICT環境の整備の差が教育格差を生みかねないと言われております。ICT教育を充実することにより期待以上の効果が生み出せるという発表もされています。着実にICT化に取り組んでいただきたいと要望して、この質問を終わります。

次に、障害者差別解消法の取り組みについてお伺いいたします。

全ての国民が障害を理由とする差別を解消するための措置について定めた法律が昨年4月に施行されました。今後実際に対策を推進する自治体の対応が非常に重要になってくると考えます。現状及び今後の課題と対応も含めて取り組みについてお伺いいたします。

初めに、障害者に優しい村をつくり上げるために、どのような取り組みをしてきたかお伺いいたします。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 庁舎や体育館施設、学校施設においては一定のバリアフリー化やトイレ

の環境、駐車場の確保等は整備されてきているところでございます。また、各区コミセンにおいては、防衛省の調整交付金の交付を受けて実施する事業により、これらを整備している状況でございます。視覚障害者を安全に誘導するために、正面玄関から住民生活課までの間や1階エレベーター前までは、点字ブロックと誘導ブロックが床面に敷設をされております。また、階段の昇降部分には点字ブロックが床面に敷設されております。階段の手すりには点字の表記がしてあります。

以上でございます、現状として。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） 障害者差別解消法施行後、村としてどのような取り組みをしてきたかお伺いします。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 現在、本村における障害者を理由とする差別の解消法の推進に関する職員対応要領を、平成29年4月1日施行に向けて整備中でございます。整備後は広報やホームページで周知を図りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） この障害者差別解消法施行後、教育委員会ではどのような取り組みをしてきたかお伺いいたします。

○議長（金井佐則君） 教育委員会青木事務局長。

〔教育委員会事務局長 青木芳弘君発言〕

○教育委員会事務局長（青木芳弘君） 現在の状況ですけれども、幼稚園に下肢に障害がある子がいます。まして車椅子を使用しております。その子に対しては補助教諭を村費で配置し、移動の補助やトイレの介助を行っているところでございます。また、小学校と幼稚園には気管カニューレを装着している子供がいます。それぞれに看護師を村費で配置しております。特に幼児につきましては、看護師がこの3学期から配置ができて、毎日元気に登園し活動しております。幼稚園が楽しいと言っているところでございます。

なお、平成29年度、来年度につきましては、幼稚園に養護教諭を1名配置をし、両幼稚園を中心に指導に当たらせて、これまで以上に幼児の安全・安心についてを取り組んでいきたいと、そんなことを考えているところでございます。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） この法律の対象となっている当事者、障害者について聞きたいのですが、手帳の所持なども含めて、どのような方が対象になるかお伺いいたします。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 対象者は身体障害、知的障害、精神障害、発達障害を含みますが、その他の心身の機能障害等で、こちらを称して障害とさせていただきますが、障害のある方であって障害及び社会的障壁により継続的に日常生活、または社会生活に相当な制限を受ける状態にある方を対象と考えております。村で計画を策定している中では、身体障害者手帳を持っていることに限らずということ盛り込んでおります。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） 手帳所持者だけでなく難病や発達障害なども含めて、結構幅広い方が対象になります。障害者差別解消法は、対象となる方からの相談とかご意見とか、その不便である点を聞き取るということがとても必要になってくると思います。村職員の方たちは、日ごろから多くの村民とかかわりを持っています。直接相談に来られた方だけでなく、さまざまな場面で不便や悩みを感じておられる方に気づくことができる立場にあると思います。障害者差別解消法では、事前的改善措置についてバリアフリー化などのハード面の整備、それとともに意思表示やコミュニケーションを支援するための研修など、ソフト面も重要事項としています。

そこで職員の方に、ゲートキーパー研修を受講してもらえないかお伺いいたします。

このゲートキーパー研修というのは、よく自殺対策の方面で話が出てくるんですけども、ちょっと勉強しましたらゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげ見守る人のことであります。こういったゲートキーパーの研修を今後の計画、職員の方に受講してもらえないかお伺いいたします。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 清水議員さんからのご提案のゲートキーパー研修でございますが、こちらを受講することにより、身近に接する人たちが自殺対策に関する事項等に関する理解を深め、相談することで解決の糸口が見つかることを知り、悩んでいる人が孤立しないための取り組みとして、先ほど議員さんがおっしゃったように、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげ見守る人になれるよう、職員向けのゲートキーパー研修を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） 職員の皆さんに悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげ見守る体制をつくっていただくことを要望して、私の一般質問を終了いたします。

○議長（金井佐則君） 時間ありますけれども、いいですか。

○2番（清水健一君） いいです。

○議長（金井佐則君） 以上で、2番清水健一君の一般質問を終了いたしました。

ここで休憩をとります。開会をこの時計で2時半から。

午後2時15分休憩

午後2時30分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

休憩前に続いて、一般質問を行います。

質問順位5番早坂通君の一般質問を許可いたします。

13番早坂通君。

〔13番 早坂 通君登壇〕

○13番（早坂 通君） 13番早坂です。

それでは、早速通告に従い一般質問を行います。

本日は1番目、違法な予算執行について、2番目に行政の透明性について、3番目に学習指導要領の改訂についてを質問をします。

1番目の違法な予算執行について質問するのは、それぞれ3度目です。なぜ同じ質問を3度も繰り返すのか。それは村長が違法な予算執行をし、さらに議決権を侵害しているからです。違法な予算執行を黙認することは、議会の重要な役割である行政の監視を怠ることになります。また議決権を侵害されているのに、それを黙認することは議員みずからが議会の存在理由を否定することになります。議決権は議会の権限の中で最も重要なものです。

以上のような理由により、再々再度質問をします。

2番目の行政の透明性については、村長の初登庁の新聞記事に透明性の高い村をつくるとありましたが、この2年間、不透明なことが多々ありましたので具体例を挙げて質問をします。

3番目は、学習指導要領の改訂についてです。

以降、自席に戻り質問をいたします。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） それでは、通告どおり村長にお聞きをします。

平成27年第1回定例会において議決した繰越明許費を、款項を流用してさらに繰り越した目的以外

の事業に行ったことは違法ですね。イエスカ、ノーかでお答えください。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） ノー。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） それでは、違法でない理由を主観ではなく客観的に説明してください。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 一昨年の6月定例会において報告した繰越明許費、これについて地方、地域の活性化、地域住民生活等の緊急支援交付金、そして地方創生先行型の事業、それと地域消費喚起・生活支援型事業でありました。これについても法の趣旨にのっとりまして、それぞれの交付要綱に沿った事業を、適正な手続を経て実施したものでございます。そのために、先ほどノーということをおっしゃっていただきました。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） もう1回、村長聞きますよ。私は具体的、客観的にと言ったんですよ。今のだって、「思います」だから村長の主観でしょう。そういう答弁だと、今のこの法的な問題についての議論は成り立たなくなるんですよ。

例えば村長、前回、やはりこういう質問をして、私は繰越明許をしたことは違法だと根拠をちゃんと示して。でも、村長は、私は正しい判断だと思って行いましたという答弁をしているんですよ。こういうことを認めれば、法律よりも村長の主観が要するに上にあるということになってしまうんですよ。そう考えると法治国家である日本の法律は何だという話になるんですよ。だから冒頭申し上げましたように、私はこの問題を執拗に質問するんです。

それでは村長、これ議員必携ですよ、議員必携にこう書いてありますよ。繰越明許費のことです。この制度を活用しようとする場合には、その年度の遅くとも3月末までに予算の款項、事業名及び金額を明示して議会の議決を経なければならないというふうになっているわけです。そういうことから、議会の議決を経ているわけだから、その続きを地方財務実務提要には、要するに今言ったように、款項それに繰り越しの目的事業名も議会議決をしているのであるから、繰り越した目的にかかわるもの以外に流用して使用することはできませんとなっているんですよ。でも、先ほど申しました平成27年第1回定例会において議決した繰越明許費は、明らかにその後、款項の流用をし、さらに事業目的外の使用を行っていますよね。もし違うと言うなら、抽象的な主観的な答弁じゃなくて、具体的に客観的に答えてください。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 先ほども何回も申し上げましたけれども、今までも申し上げております。法の趣旨にのっとって手続によって、それをやっとなら、これ主観でも何でもありません。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） どのような法の趣旨にのっとってやったんですか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 繰越明許についてのこれも実際執行に当たっての長の権限として、その内容を国と県と相談して、これができるかどうか。法の趣旨に沿ってやったというところでございます。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 村長、明らかに私がさっき言ったこの法律お見せしましょうか、持って行って。明らかに法を逸脱した運用をしているじゃないですか。款項は流用しましたよね。事業目的も変えましたよね。じゃ国がいいと言ったのは、どこの国の省庁がどのようにいいと言ったんですか。

○議長（金井佐則君） 清村企画財政課長。

〔企画財政課長 清村昌一君発言〕

○企画財政課長（清村昌一君） 款項を超える流用は行っておりません、まずですね、承認をいただいたのは内閣府でございます。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） まず1つ、内閣府が承認したと言いましたけれども、内閣府は、恐らく繰越明許費をしたものだという事を見落としたのか、こちらのほうからその情報を流していないのか。それで、大きい広義の意味で地方創生事業に当てはまるなら事業変更してもいいよということをやったんだと思うんですよ。内閣府が繰越明許をしたものについて、そういうふうには言うはずがないんです。ともなければ、たまたま出た職員がそれを知らなかったか。実際この問題については総務省は違法というふうには言っているんです。今言いましたね、流用はしていないと。流用はしていないという根拠は、このへんてこりんな予算措置でしょう。平成27年第4回の定例会でこれですね、定例会の議案書、まず一般財源で上げましたよね、地方創生交付金をですよ。一般財源で上げているんですよ。そして、翌年の28年の第1回の臨時会で、この一般財源に上げた地方交付金の金額を今度は減額して、またもとへ戻しているんですよ、国県支出金に。何でこんな小細工をするんですか、この理由を言ってください。

○議長（金井佐則君） 清村課長。

〔企画財政課長 清村昌一君発言〕

○企画財政課長（清村昌一君） まず小細工という発言は撤回していただきたいと思うんですけども、まず繰り越しであったかどうかを国が承知していなかったんじゃないかということですけども、これは国自体が全額の繰り越しをして実施しております、日本全国都道府県市町村を含め繰り越しでやっている事業でございますので、国が繰り越しをやっていることを承知していないということをまずあり得ません。それと、補正の回数ですかね、27年4回というのは、4回定例会だと3月になってしまうんですけども……。

〔「いや、第4回の定例会だ」の声あり〕

○企画財政課長（清村昌一君） 12月ですね、すみません。12月の定例会で補正した際は、歳出予算の整理を行わせていただいたというところでございます。この経緯につきましても、12月議会でも説明をさせていただき、また、ご質問にもお答えをさせていただいたと思いますけれども、監査委員さんから流用でなくて、その予算を整理したらどうかというようなご意見がありましたので、歳出予算のほうを整理をさせていただいたというところでございます。28年の第1回の臨時会で、その財源措置について改めて整理をし直したというところでございまして、小細工という発言はもう一度言いますけれども、撤回をしていただきたいと思います。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 整理と言いますけれども、じゃ何でそういう整理をしたんですか。これはもともと国庫支出金でしょう。一般財源にすることで整理したというのはどういう意味なんですか、理解できません。

○議長（金井佐則君） 清村課長。

〔企画財政課長 清村昌一君発言〕

○企画財政課長（清村昌一君） 歳出予算を12月定例会で整理をさせていただいたというところでございます。歳入につきましては、翌1月ですか、に整理を改めて行わせていただいたというところでございます。

〔「今のを、もう一回言ってください」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） これを見ると歳出ですよ。歳出を第4回でとった金額を減額して国庫支出金に戻しているんですよ。歳入じゃないですよ、これ。持っていきましょか。ちょっと時間をとめてください。

○議長（金井佐則君） 暫時休憩いたします。

午後2時43分休憩

午後2時44分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） いずれにしても、この間、財務を清村課長がやっているから幾らでもそういうふうに言いますが、でも私が言っていることは全然理解できないし、納得できません。なぜこんなことをする必要のあるのかもわかりません。私に言わせれば、この金額を国県支出金でこの第4回の定例会で議案として出してかければ、当然先ほど言った繰越明許費を款項を流用しているということが明らかですね。ただ一般財源になっているとなれば、一般会計から入ってくる一般財源から入ってくるお金だと思えば、国県支出金じゃないから簡単には反対できないですよ。款項の流用をしているとは言えないですよ。そういうことを考えてやったと思うんですよ。

いずれにしても、このことについても財務省へ行って見せました。驚いていましたよ。へえー、私たちにはこういうやり方は理解できないですと言っていました。この議論はやってもまた時間がどんどんなくなってしまいますので、次へ進めたいと思います。

清村課長、何だったら一緒に財務省なり国の省庁へ行きましょうよ。終わったら、この件に決着つけるんで。前回も去年もそう言いましたように、一緒に行きましょうと。そうしたら行かなかったわけですが、本当に行きましょうよ、一緒に。国県へ、どこの省庁でも。

それは申しまして、それでは、村長、全然だから私が質問していることに先ほども言いましたけれども、法的な違法問題を私が指摘しているわけだから、村長だって法的にこれはこういうことかという法にのっとって正しいんだとか、そういうふうには言わなければならないわけですよ。ただ口で違法じゃないとか法律的に正当な手続をとってやったなどと言ったって、じゃ具体的にどのようにやったのかという話も村長は今できなかった。それで清村課長が言ったけれども、清村課長の説明だって今言ったように曖昧、なおかつ繰越明許費自体がさっき言ったように、もう法律で決められているんですよ。款項、事業目的は議決事項だと、だから勝手な流用はできないと。あえて百歩譲ってそれを認めるとすれば、変えた事業をちゃんと議会に諮って議会で議決したということになれば、これはその違法行為は治癒されるかもしれません。しかし、村長はそういうこともきちっと法的に客観的に違法じゃないということを説明できないで、この間、私は正しいと思って判断をしてやりましたとか、そういうことだ、これだけの重大な違法行為をやったわけですよ、幾つもの。何かどうぞ言いたいことがあれば言ってください。

〔「言いたいこともなければ、何にもない」の声あり〕

○議長（金井佐則君） じゃ、手を上げて言いたいことはありませんと言えば。

13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） それじゃ、次にお聞きします。

平成27年第3回での専決処分の案件もこれも違法ですね。イエスかノーかでお答えください。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） これにつきましては、専決処分7月1日にやったことだと思うんですけども、ふるさと納税の関連予算ですか。これについてのことですか。

〔「そうです」の声あり〕

○村長（真塩 卓君） これについても違法性はないと。これは何回も言っているとおり、ふるさと納税を受けるときにそれに対する返礼品、これらの予算が足りなくなりました。これも議会を招集するいとまがないということで、そうすると、返礼品をやるためにも、これを専決して予算化しておかなければ寄附も受けられないということでもございましたので、いとまがないということで専決をさせてもらいました。これも言うなれば違法な行為はしておりません。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） まず1つは、もうこれは再三言っているんですけども、この専決処分については、先ほど村長が言った議会を招集する暇がないと認めるときという理由を乱用して、全国の自治体で乱用されているということで、第28次地方制度調査会で議論になったんですね。そして中にはこれを廃止したらどうかというこの専決処分の条項を、そういう話も出たんです。ただ、いざ災害なんかのときには対応できないんで、やはり残しておこうということで、ただ条文をもう少ししっかり限定しようということで、次のような条文になったんですよ。議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときということなんですね。

だから、この専決処分は気軽に乱用してはいけませんよ。そうすると、皆さんもご存じかもしれないけれども、九州の阿久根市みたいなことになってしまうわけですよ。だから、この専決処分だてきちっとした法に基づいた運用をしなくてはならないわけです。

議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでなかったというふうに今言いましたよね。でも6月15日まででしたか、6月定例会まずありましたよね。つまり第2回定例会ですね。その後7月1日に専決処分をしているんですよ。ならば何で、私が思うには、この定例会のうちに補正予算を出せたと思うんですよ。これが出せないにしたって、この15日の間にだて全く議会を招集する時間がなかったとは到底考えられないんですよ。なかったと言うならば、今から休憩をとって、そのときの日程を全部見せてくださいよ。このときこのように議会を招集する暇がなかったんだという具体的なものを見せてください。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 休憩は要りません。これは何回も言っておりますけれども、6月議会の際に私は知ったことじゃありませんでした。6月の末になって今になって、ふるさと納税の寄附を受けられない状態になってしまったと、どうしますかねということで、本当に下旬に担当のほうから来ました。これについては、もう今から議会を招集するその時間がいとまがないということ判断して、専決をしたところでございます。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） また主観的な答弁、判断して、判断して、これ主観ですよ。こんなんでは違法な行為だろうという質問に対して、こんな答弁は成り立たないですよ。もっと具体的に客観的な答弁をしてもらわないと。だから具体的に、今全然具体的な答弁になっていないですよ。どうしても議会を開けなかったという理由が全然答弁から出てきていないですよ。

議長、ちょっと言ってくださいよ。

○議長（金井佐則君） ここで暫時休憩します。

午後2時54分休憩

午後2時56分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） とにかく今私が議会を招集する時間的余裕がないこと、明らかであるということ具体的に説明してくれということに対して村長は説明ができなかった。これ自体もう違法行為ですよ。専決処分は議会の議決権をどうしてもやむを得ない事情があるときに村長に与えるものなんですから。その項目がたしか6つぐらいあるんですよ。その中の1つが、この議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるということなんです。でも、このことが今具体的に説明されませんでした。ということは違法なんです。

次、行きます。

それでは、なぜ専決処分の金額を専決処分したんですか。議会の議決権を一時的に村長にやむなく与えるという、この専決処分において、何で1年間もの予算を専決処分をしたんですか。これだって違法ですよ。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） これも何回も言っていますけれども、予算というものは年間を通した予算総計主義を貫いて私はやっているところです。いろんな前、何回も何回も言っていますけれども、これについてはこの分だけやっておけばいいというような話がずっとありましたけれども、予算というものは、我々は年間を通して幾ら使う、幾ら必要だということで年間を通したものを予算をするんであって、毎回毎回それを例えば3カ月分とか、そういうものでやるべきじゃない。これは法律的に間違いないということを言っているところでございます。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） それでは、村長、今言った村長の総計予算主義の原則、地方自治法に載っていますので言ってください。何て書かれていますか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 地方自治法の総計予算主義の原則ということで第210条に載ってあるところでございます。これを年間で算出して……

〔「条文を読んでください」の声あり〕

○村長（真塩 卓君） また質問ですか。

〔「条文を読んでください。さっきそういうふうに言ったんです」の声あり〕

○村長（真塩 卓君） 210条に書いてあるとおりでございます。それについては今言ったとおり、じゃ、その後にまた質問してくれますか。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） このように書かれているんですよ、基本的に。条文が今ちょっと見当たらないんですけども、でもこれ議員必携に書かれていることですから、大筋そんなに間違いないですね。総計予算主義の原則とは、一会計年度における一切の収入及び支出は全てこれを歳入歳出予算に編入しなければならないということなんですよ。1年間の予算を立てろということじゃないんですよ。何でこういうことがうたわれているかということ、歳入歳出一切の出入りを計上しなければ、後で見るときに、お金の行方が動きがわからなくなってしまうと、だから一切の歳入歳出は記帳するんだということが総計予算主義の原則なんですよ。1年間の予算をなさいというのが総計予算主義じゃないんですよ。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） わざわざ早坂議員に読んでもらったのは、一会計年度における一切の収入支

出とこれについて予算化しなさいと。これを全て歳入歳出予算に編入しなさいということを書いてあるとおりです。先ほど早坂議員が読んだとおりです。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） このことは前から何度も言っていますけれども、本当に村長わからないんですか、私が言っていることが。だって何の会計でも1年間予算を組むものばかりじゃないでしょう。この予算はまだ国会で法律が通っていないから、どのくらいになるかわからないから少し控え目にととか、そういう予算の立て方もしますよね。まさにこのふるさと納税は、前年の10月かな、始まったばかりで、どのくらい年間入ってくるかわからないからということ、前村長は一定の少な目の金額を組んだということなんですよ。これこそ正しい考え方なんですよ。逆に1年間もの予算を組んじゃって、最終的にそれだけの寄附金が集まらなければ歳入欠損になるんですよ。こちらのほうが重大でしょう。これでも自分、総計予算主義の原則は1年間の予算をとるんだということを主張しますか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 私の言っているとおり、1年間の予測をしたものを、例えば今早坂議員がおっしゃいましたけれども、議会が、国会を通っていない。じゃ少なくともとっておいて、それを膨らますとかそういうものではございません。そういうことを予測しながら年間を通して予算を計上するのが正しいやり方ということで私は考えております。

まだ私がやっていますから、これが何といても何回言っても1年間の総計予算を組んだ理由でございまして、この辺について……

〔「総計、差し引きっていうのは違うでしょう」の声あり〕

○村長（真塩 卓君） 私が今やっているの。……

〔「あなたの勝手な解釈で、こう言っちゃだめなんだ」の声あり〕

○村長（真塩 卓君） けんかするわけじゃないので、それは後でまた質問等をやってください。私はそのようなことで総計主義を貫いてやっただと。これについても私は間違いないということでやっております。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 村長が言っていることは、どっちかといえば、一会計年度の原則なんですよ。

それでは、村長が1年間組んだということは総計予算主義に当たらないのは、今私が述べたとおり。さらに言いたいのは、例えば総計予算主義というものがあつたとしたって、先ほどから言っているように、専決処分というのは予算の議決権は議会にあるんですよ。その予算の議決権を緊急の場合など

に限って村長に一時的に与えるものなんです。

ですから、村長がその専決処分をつくって1年間の専決をしまえば、議会の存在理由がなくなってしまうわけですよ。何でも専決、1年間できてしまえば議決なんかいらなわけですから。そうということから考えたって、専決処分によって1年間もの予算を専決できるはずないんですよ。最小必要限のものであるべきなんです。違いますか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 専決、専決と言っているけれども、この1年間を通ったことは私は間違いない。それと同時に今回も出しておりますけれども、29年度予算を1年間を予測して考えて出しております。これらについてもまた同じことが言えるんじゃないでしょうか。私は1年間通してやっていると、これが間違いないということで、まだちょっともう少し聞いてください。それが違法だ違法だと言っていますけれども、違法ということは法律を犯していることですから、どうぞ訴えてください。私は間違いなくやっています。訴えてもこれはその中で訴えていきますので、どうぞ。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 何度言ってもやはり全然理解してもらえないというか、訴えるって、すぐ訴えればいいと言いますが、すぐ裁判所に訴えれば議会なんかそれこそ必要ないんですよ。議会で議論を尽くして大体議員がすぐ裁判所なんか訴えたってしょうがないわけでしょう、議会という場があるんだから。じゃ、訴える前に一緒に総務省なりどこなり、さっき課長にも言いましたけれども、行って聞きますか、見解を。見解というか法解釈を、どうですか。それほど正しいと言うのなら。

そういうことで、この間3回もこの件について質問をしましたが、きょうもまた客観的、具体的答弁がもらえなくて主観的な答弁ばかり、私は正しいと思ってやりましたとか、そういう答弁ばかりです。もしそういう答弁ばかりだったら、議会で議論する意味がなくなってくるんですよ、そういう村長みたいな答弁を許すと。私は法的根拠に基づいて違法だと言っているんです。そうしたら村長だって法的根拠をもって、こういう法律があるから違法じゃないというふうに、そういうふうになってこなければならぬんです。

時間があと16分になってしまいました。もっと早く終わらせる予定だったんですけども、次へ移ります。

村長、具体的に聞きますから、理由をやはりきちっと述べてください。最初1つは、その不透明なことね、村長は透明性の高い村をつくらと言っていますけれども、どうも私はこの間見ている、その逆じゃないかと思えるんですね。

例えば1つの例、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業の見直しについて、今のですね。

全員協議会で説明するように、平成27年議長を通じて求めました。でも今、国と調整中だとか何だかんだ言って、とうとう説明に応じませんでした。その結果、行ったことは違法な財政運用です。

そして次、給食費の誤徴収について固有名詞を言いますけれども、〇〇課長が発見したと。そうしたら、なぜかすぐまた総務課に戻したと。どう考えても私は理解できなかった。だから一般質問でも行いました。でも、いまだにこの人事異動は不透明ですよ。何でこういうことをしたのか。納得いく理由が全然説明されていないです。

次に、SOILオリンピックは榛東村で開催しないが協賛すると議会で答弁しました。しかし、議会に何も説明をせずに取りやめてしまった。これだって議会でそうやって質問に対して答弁しているにもかかわらず、議会に何の説明もなく、説明した議員に何の説明もなく勝手に取りやめる。これは違法じゃないですよ、違法とは言いませんよ。ただこれが透明性の高い村なんですか、行政なんですかということですよ。

そして次、4つ目、平成27年第3回定例会で、これ9月2日ですね、2日と書いてあります。私の質問に米の倉庫を買わないと言ったことは1度もないと答弁しました。しかし、その月の9月18日には倉庫の契約解除通知を出しているんですよ。だから、これは議会で虚偽の答弁をしているのか、ともなければ緊急にそう言ったとしても、それならば私に一言あってしかり、議会に一言あってしかりじゃないですか、議場での話ですから。

さらに、顧問弁護士が昨年の7月から変わったんですって、聞きました。最近私はこれを聞いたのは去年の暮れだったかな。これだって顧問弁護士の件については、別に村長が決めることでしょうけれども、ただ一応村の顧問弁護士なんですから、議会に今度こういうふうにかえましたと、あってしかりだと思うんですよ。

そして6つ目、防災無線での尋ね人の放送、例の件ですね。それで私がこの間の臨時議会でしたか、村長から説明があったので、村長が言うには、保護したという放送をしなかったのは子供のことを考えてだというふうに言いました。ですから、その子供のことを考えてというのは、どういうことか具体的に説明してほしいと言ったら全然説明がされなかった。

なぜかという、このことでやはり住民は心配していて、私のところに2人から電話が来たんですよ。私はこの尋ね人の防災無線を外で聞いたもので、いつもの認知症の方の放送かなとは思っていたんです。そうしたら、そういう電話が来て初めて私もその13歳の子がというのを知ったわけなんですけれども。

ですから、住民だって心配をしているんですよ。だから、もう尋ね人の放送をしたんだから保護されましたと放送するぐらい何の問題もないと思うんですけども、そうですね。だから、私はそういう理由が何でだろうと思って聞いても全然答えない。これはそうだからとは言いませんよ。後でいろいろ調べたら、金曜日には職員組合の互助会があって伊香保に行って、この子が不明になったのがこれは木曜日でしたかね。要するに村長はそういうふうに伊香保に行っていたと。ある人から電話が

あったんですよ、住民の方から。村長は伊香保に行っているんですけどと言うから、でも伊香保に行っていたって組合の新年会だというから、それはそれでしょうがないけれども、ただ酒が入ったりすればあれだよねと、酒も飲まないでちゃんといつでも動けるように待機しているには構わないんじゃないと、そういうふうに電話したんです。それで、その次には土曜日にはゴルフをしていたって情報も入ってきました。何だか全然わけがわからないんですけども。

それはそれとしてそれはいいですよ。それはそれとして私は聞いた話を言ったまでだから、今のこのことについて6番のことについては、なぜ子供のことを考えて放送できなかったかという、その子供のことを考えてということ具体的をちょっと説明してもらいたいです。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 余りにも今、多くの項目について質問されたので、全部書くことができませんでしたが、私のわかっている中で、先ほどの放送のことについては教育長のほうからる説明をしてもらいます。

先ほど憶測で言われたんですけども、その子供が木曜日にいなくなると。私が飲んでたというような話ですけども、その話は少なくとも誰の憶測か知りませんが、私には金曜日に夕方いなくなると。そして、私は金曜日に村の互助会によって確かに伊香保へ行って、みんなと楽しくやっていました。そして私は土曜日に帰ってきて、私のところへ連絡が来たのは、はっきり言うと午後。後で、また教育長のほうから話しますけれども、そういう状況でございますので、木曜日とかそういうものは完全に憶測です。これについては一つ一つやりたいので、放送の件については教育長のほうから言います。

○議長（金井佐則君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 今回のことは中学生ということでありまして、中身的には非常にデリケートな内容を含んでいるため、お答えできる内容は限られております。

まず、いなくなったということで、子供の安全を第一に考えると。これは当たり前のことですけれども、27日の金曜日の午後、時間帯にはわかりませんが、保護者の方がいらっしやらなかった。保護者の方がそのうち帰ってくるだろうということで待っておったんですけども、8時ぐらいになっても帰らないということで担任等に連絡をした。それで、翌日学校も当然その間動いていましたし、私のほうにも連絡がございましたので、すぐ榛東中のほうに出向いて行って、そこに対策本部と、ちょっと大げさですけども、校長室を借りてそこで情報収集に当たっていました。

それで、安全を一番心配したわけです。命にかかわることもあると、そういうことでございますので、もしかしたら村内にいるのかなということで、防災無線あるいは安全・安心メールということで、これは当然保護者の了解を得た上でメールを流すという経緯に至ったわけです。もしかしたら、行方

がわからなくなった中学生は、村内にいれば防災無線を聞いているかなど。もし携帯を持っているのであればメールも受信したかなど、そうすれば可能性の1つとして、みんなが心配しているということで家に帰るかもしれないです。それから、大変なことをしたということで本人が反省をして、今後の行動の抑止になるのではないかと考えたわけです。

この場合においても当然、教育委員会と学校、そして家庭と、私も土曜日には局長と一緒に家庭訪問しましたがけれども、ご両親は、お母さんしかいらっしやらないでしたけれども、いろいろ話を聞くことができたということで、当然警察も入れて我々の手が届かないところありますので、警察の手も入れて捜索願等を進めたわけですね。

出ていった状況を考えたときに、この辺にもしかしたらいるかなということ、役場職員も課長、それから教育委員会職員も手分けをしてあちこち見つけて、1つ手がかりは見つかったんですが、その後はもう夜8時過ぎまで待機をしておったんですけども、これ以上はもう警察に任すしかないだろうということで日曜日、日曜日については学校のほうも職員等いろいろ見つけ歩いて、その間に警察もいろいろ調べていると。県内も全部張りましたので、月曜日に無事保護されたということでございました。

その場合で、見つかったというメールを流すということも考えなかったわけではございません。ただ、このお子さんの性格であるとか、持っている気質であるとか、現在の学校の状況、それから家庭環境、親子関係、成育歴等を全部私たちは把握しておりますので、それを考えたときに、それを総合的に判断をして、そっとしておくほうがこのお子さん、家庭にもいい結果をもたらさだろうと、こういうふうに判断しています。

それで、結果的にはご家庭のほうも当然挨拶に来ましたけれども、今回の対応については非常に感謝をしていると、そっとしておいていただいてよかったと。もしメールが流れた場合、マイナス面というのも多分あるんだろうと。どこの子供だ、何でだ、中学はどうなっているんだとか、そのマイナスもあるんだろうなということで、これは私の判断でそっとしておいて、今後学校を通してその子の指導をしていくことのほうが教育的効果は大きいだろうと、そういう判断を下したわけです。

当然学校というところは、毎日危機管理の連続だと思います。今回のことは非常に大きな件ですけども、連続であると。ちょっと待ってください、最後になりますから。マニュアルの対応は当然つくってあるんですけども、特に子供の場合ですから、ケース・バイ・ケースの対応が必要であって、子供にとってどうだろう、家庭にとってどうだろうということを第一に考えた次第でございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 今、教育長の言ったことで若干私もそういうことは理解できます。ただ、私が考えれば、保護されましたということの流れがいいわけであって、今の状態を考えると、流せな

かったために村の人たちが何でだろう、何でだろうという話になっているわけですよ。むしろ逆の効果になってしまったかもしれないんです。それだけは申しておきます。

○議長（金井佐則君） いいですか。

○13番（早坂 通君） はい、いいです。

○議長（金井佐則君） 何、もう終わり。

○13番（早坂 通君） 村長、何か言いたいんでしょう。

○議長（金井佐則君） いや6番目のものだけ答えればいいのかと言うから、それで次。

○13番（早坂 通君） いやいや、村長、今手を挙げてほかのことも答えたいというさっき話だったから。

○議長（金井佐則君） 村長、答弁しますか。

村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 今の放送の問題のほかにも5つ、6つ、出されましたけれども、これについては本当にメモをし切れなかったもので、したものについてお答えさせていただきます。それでいいですか。

○議長（金井佐則君） 端的にお願いします。

○村長（真塩 卓君） 人事については適材適所、これについては、それ以上追及した場合に本当にこれがよかったのかどうか。これらについても言いたいところがありますけれども、どうか適材適所ということをご理解願いたい。

それと私のところに書いてあるのが倉庫の問題、倉庫の問題も含めず違うところについても、ちょうど皆さんと話しているときには議会中とかそういうときにおいても、国のほうと協議をして、協議のほうの結論が出ていなかったというところで、これについては、表明したりなんかすることについては、まだ待ったほうがいいのかということで、そのように答弁をしたところでございます。具体的に倉庫の話が出てきましたけれども、倉庫の話についてはよくご存じのとおり、あそこを500万で買いますよと、相手が500万もらえると思った。しかし、その裏には図面も書いてあります。いろいろの人に見させてもらったら、500万で売るのは売るけれども……

〔「私は、それを聞いているんじゃない」の声あり〕

○村長（真塩 卓君） それ、言わせたらだめですか。

〔「言ってもいいんだけど、私が聞いたのは、何で、質問をした私に、そういうことをここで言ってくれないのかということと言ったんです。透明性だから、それぐらいの透明性……」の声あり〕

○村長（真塩 卓君） じゃ、とめてないですね。

〔「ええ」の声あり〕

○村長（真塩 卓君）　そういうことで、相手のほうとも相談して、これについては逆に500万もらっても、はっきり言うと800万以上かかる、私は売るわけにはいかないということもいろいろありまして、そういうことを買わないことにしたところでございます。これはこれだけじゃなく、違うものについても書いていないんですけども、あと……

○議長（金井佐則君）　時間です。

○村長（真塩 卓君）　米のあれか、米は聞いていなかったんですか。

そのほかいろいろあるかと思えますけれども、ちょっと私のところに書いていないので、また言われれば明確に答えることがありますので、どうぞ言ってください。

○議長（金井佐則君）　以上で、13番早坂通議員の一般質問を終了いたしました。

以上をもちまして、通告のあった5名の議員の一般質問を終了いたします。



◎日程第5 同意第2号 農業委員会委員の任命における認定農業者及び認定農業者に準ずる者の数を委員定数の4分の1以上とすることについて

○議長（金井佐則君）　日程第5、同意第2号 農業委員会委員の任命における認定農業者及び認定農業者に準ずる者の数を委員定数の4分の1以上とすることについてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（金井佐則君）　議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

青木農業委員会事務局長。

[産業振興課長 青木 繁君発言]

○産業振興課長（青木 繁君）　それでは、同意第2号について提案理由をご説明申し上げます。

本件は、農業委員会等に関する法律の改正に伴い同法第8条第1項に規定により農業委員会の委員を村長が任命するに当たっては、同法第8条第5項の規定により認定農業者が委員の過半数を占めるようにしなければなりません。例外措置として区域内の認定農業者の数、現在35名でございます。その数が委員の定数の8倍、農業委員の定数は12人でございますので、8倍としますと96人です。96人に対して35人ですので、8倍を下回るということでございます。

その場合において、かつ委員の少なくとも4分の1を認定農業者及び認定農業者に準じる者とするについて、同法施行規則第2条第2項の規定により議会の同意を得ることとされております。

農業委員会の委員候補者として推薦された候補者のうち、認定農業者が4人、認定農業者に準じる者が1人の計5人であり、委員の定数の12人の過半数を満たしていないため議会の皆様の同意をお願い

いするものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 7番松岡です。

先ほど農業者認定農家に準ずる、この準ずるといふ者にはどういう者を指すのか、説明をお願いします。

○議長（金井佐則君） 青木課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 認定農業者に準じる者と申しますのは、家族及び元認定農業者を務めたことがある方を指します。

以上です。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結します。

直ちに採決を行います。

同意第2号 農業委員会委員の任命における認定農業者及び認定農業者に準ずる者の数を委員定数の4分の1以上とすることについて、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◇

◎日程第6 議案第38号 屋外運動場改修工事請負変更契約の締結について

○議長（金井佐則君） 日程第6、議案第38号 屋外運動場改修工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

小山総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） それでは、議案第38号について説明を申し上げます。

本件は、平成28年11月1日に工事請負契約を締結した屋外運動場改修工事について契約額の増額を行う変更契約を締結しようとするものでございます。

工事の名称は、平成28年度相馬原飛行場周辺整備統合事業屋外運動場改修工事でございます。契約金額を当初契約から34万5,600円を増額し、7,486万5,600円に変更するものでございます。

なお、工事の概要につきましては、教育委員会事務局長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 青木芳弘君発言〕

○教育委員会事務局長（青木芳弘君） それでは、提案理由の説明を追加させていただきます。

議案参考資料で説明させていただきますので、議案参考資料の158ページをお願いいたします。

総務課長よりありましたとおり、昨年11月1日の臨時議会において議決していただいた屋外運動場改修工事について施工に際し、当初設計の一部に変更を生じたため変更契約の締結をするものでございます。

変更内容につきましては、中段にありますとおり、野球場に還暦用のプレートと還暦用の塁ベース金具を設置するものでございます。また、現場の状況によりまして実施数量等の確定見込みによる変更がございます。変更による請負額の増額である34万5,600円につきましては、防衛省の事業の補助対象事業ということになっております。

以上で説明にかえさせていただきますので、ご審議の上ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第38号 屋外運動場改修工事請負変更契約の締結について、原案のとおり可決することに賛成

の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第7 陳情について

○議長（金井佐則君） 日程第7、陳情についてを議題といたします。

お手元に配付の請願・陳情つづり一覧表により付託いたします。

陳情受理番号第1号、第4区区長、新井春美氏並びに同5区区長、青木孝男氏連名により陳情のあった村道北谷地4号線の舗装工事については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

陳情受理番号第2号、全日本年金者組合群馬県本部並びに同渋川支部連名による陳情のあった若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める陳情については、文教厚生常任委員会に付託をいたします。

陳情受理番号第3号、群馬県保険医協会より陳情のあった平成29年度「給与所得等にかかわる市町村住民税・道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」への個人番号記載の中止を求める陳情書については、資料配付といたします。

◇

◎散 会

○議長（金井佐則君） 以上をもちまして、本日付議されました案件は全て終了いたしましたので平成29年第1回定例会第1日目を散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後3時33分散会

平成 2 9 年 第 1 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 2 号

3 月 2 日 (木)

平成29年第1回榛東村議会定例会会議録第2号

平成29年3月2日（木曜日）

議事日程 第2号

平成29年3月2日（木曜日）午前9時開議

- 日程第 1 議案第 4号 榛東村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 6号 榛東村総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 7号 榛東村土地開発基金条例等を廃止する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 8号 榛東村社会教育施設整備基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 9号 榛東村税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第10号 榛東村温泉資源保全審議会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第11号 榛東村社会福祉施設整備基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第12号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第13号 榛東村総合農政推進資金融通措置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第14号 榛東村太陽光発電所維持管理基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第15号 榛東村ちびっこ広場設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第16号 榛東村都市計画審議会の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第17号 榛東村青少年問題協議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第18号 平成28年度榛東村一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第16 議案第19号 平成28年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第17 議案第20号 平成28年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第18 議案第21号 平成28年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第19 議案第22号 平成28年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）に

ついて

日程第20 議案第23号 平成28年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第21 議案第24号 平成28年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第22 議案第25号 平成28年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第4号）について

日程第23 議案第26号 平成28年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第24 議案第27号 平成28年度榛東村上水道事業会計補正予算（第4号）について

日程第25 発委第1号 榛東村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第26 議案第28号 平成29年度榛東村一般会計予算について（提案・質疑・付託）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	高田清一君	2番	清水健一君
3番	梶井保夫君	4番	小山久利君
5番	山口宗一君	6番	小野関武利君
7番	松岡稔君	8番	南千晴君
11番	岩田好雄君	12番	岸昭勝君
13番	早坂通君	14番	金井佐則君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村長	真塩卓君	副村長	倉持直美君
総務課長	小山美子君	企画財政課長	清村昌一君
税務課長	山本正子君	住民生活課長	久保田邦夫君
健康保険課長	安田睦君	産業振興課長	青木繁君
建設課長	久保田勘作君	上下水道課長	清水義美君
会計課長	清水喜代志君	教育長	阿佐見純君
教育委員会 事務局長	青木芳弘君		

事務局職員出席者

事務局長	岩田健一	書記	津久井久美
------	------	----	-------

◎開 議

午前9時開議

○議長（金井佐則君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成29年第1回榛東村議会定例会第2日目を開会いたします。

出席議員の確認を行います。

出席議員は12名であります。よって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

なお、地方自治法第121条の規定により、村長以下説明のための管理職は全員出席であります。

直ちにお手元に配付いたしました日程により会議を行います。



◎日程第1 議案第4号 榛東村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

○議長（金井佐則君） 日程第1、議案第4号 榛東村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

小山美子総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） それでは、議案第4号の説明を申し上げます。

議案書は3ページになります。議案参考資料につきましては1ページでございます。

こちらで説明をさせていただきます。

概要でございます。趣旨・目的は、非常勤職員の育児休業及び介護休暇の取得要件を緩和し、介護休暇や育児休業等に係る子の範囲を拡大するものでございます。

第2条、ロの関係では、育児休業をすることができない非常勤職員について改正を行うものでございます。

第2条の2関係では、育児休業等の対象は養育里親である職員に委託されている児童まで拡大したものでございます。

第3条関係では、養子縁組にかかわる特別な事情の規定の新設でございます。

10条関係では、育児短時間勤務をすることができる特別な事情を各号に改めたものでございます。

11条関係では、勤務の形態を細分化したものでございます。

21条関係では、部分休業については2時間以内で介護休暇を除くものとするものであります。

関係法令は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律でございます。

議案参考資料の2ページから10ページまでが新旧対照表となっております。

次に、議案書の5ページをお願いいたします。

附則でございます。この条例は平成29年4月1日から施行するというものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第4号 榛東村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第2 議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（金井佐則君） 日程第2、議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） それでは、議案第5号の説明を申し上げます。

議案書は7ページでございます。議案参考資料につきましては11ページでございます。

概要でございます。趣旨・目的は、条例等に基づく特別職の職員で非常勤のものの報酬額について、開催実態に応じた報酬額の見直しを図るものでございます。

関係法令といたしましては、地方自治法第203条の2によります。また、農業委員さんの経過措置につきましては、農業協同組合の一部を改正する等の法律、附則第29条の第2項によるものでございます。

予算措置は、平成29年当初予算に計上をするものでございます。

次に、議案参考資料の12ページから新旧対照表がございます。そちらで説明をさせていただきます。

右側が現行で左側が改正案でございます。まず、第1表でございますけれども、区長代理の報酬、年額3万2,000円を年額3万5,000円に、隣組長の報酬、年額1万6,000円を年額1万7,000円に改め、同表中、宅地開発審議会委員、防衛施設周辺整備審議会委員、公平委員会委員、固定資産評価審査委員会委員及び隣保館運営審議会委員の報酬を削るものでございます。

次に、13ページをお願いいたします。

中ほどですが、別表第2でございます。区長会長の報酬、月額4万1,200円を月額4万1,800円に、区長（区長会長の職にある者を除く）の報酬、月額3万5,500円を月額3万6,000円に、監査委員の報酬、代表につきましては月額1万9,400円を月額2万1,000円に改めるものでございます。

農業委員会の報酬、会長につきましては、月額3万6,500円を基本給月額4万2,500円、能率給4万円の範囲内で村長が定める額に。次の職務代理につきましては、月額2万4,000円を基本給月額3万円、能率給4万円の範囲内で村長が別に定める額に。

次に14ページをお願いいたします。

委員につきましては、月額2万2,200円を基本給月額2万8,200円、能率給4万円の範囲内で村長が別に定める額に改めるものでございます。

次に、農地利用適正化推進委員の報酬、基本給月額2万8,200円、能率給4万円の範囲内で村長が別に定める額を加えるものでございます。

次に、別表第3、特別職報酬等審議会委員の次に公平委員会委員の報酬、月額7,000円、固定資産評価審査委員会委員の報酬、日額9,800円を加え、当表中の農業近代化資金貸付審査委員の報酬の欄を削り、次に15ページをお願いいたします。

温泉資源保全審議会委員の次に宅地開発審議会委員の報酬、日額7,000円を加えるものでございます。

次に、議案書の8ページをお願いいたします。

こちら附則でございます。この条例は平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は規則で定める日から施行するというものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

7番松岡稔君。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 7番松岡です。

先ほどの説明の中に農業委員会の基本給と能率給があります。この能率給というのは何を指すのか説明、お願いします。

○議長（金井佐則君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） この能率給につきましては、農業委員会法等の改正で国が創設しました農地利用最適化交付金を当事者である農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬として手元に届くよう改正するものでございます。

農地利用最適化交付金につきましては国が全額負担するものでございまして、活動の成果に対して交付される金額と、あと従来の活動を対象とした金額に区分されております。活動に対する金額6,000円を現行報酬額に加えて基本額とし、成果で得られる金額を能率給と示しております。能率給の上限額は4万円ですが、農地集積面積の増加と遊休農地面積の減少それぞれが算定要素となり、それぞれ一定の成果が得られなければ交付金も得られず、能率給も発生しない仕組みです。算定方法は、国が示した計算方法を規則に定めます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） この能率給というのは、国が定めて国から交付されるというお金でいいんですか。それと、その農地利用集積だとかそういうのは、誰が基準を判断してこの能率給に当てはめるんですか。

○議長（金井佐則君） 振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 農地集積面積、また遊休農地面積それぞれ成果がなければ出ないということでございまして、それぞれ統計的に年度末に集計、1月から12月の成果に応じて12月に整理されまして、それで国、県のほうに交付申請等を行って算出して、それで成果が出た場合は能率給という交付金が交付されるわけです。それで、実際にその農地集積とか遊休農地にご尽力していただいた農業委員さん、農地利用最適化推進委員さん、それぞれの報酬として上乘せされるということ

ございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） ある区の農業委員さんが利用集積だとかいろいろ尽力されて、それが年度、12月にということで、農業委員さんでも農地推進委員さんでも努力しない委員さんにはこの能率給は出ないという考えでいいんですか。

○議長（金井佐則君） 振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） そのようなスタイルも示されましたが、多くの自治体については一括、榛東村は1つ、19行政区というか農業委員さんの配置が19ということで、新たな農業委員さん12人、あと推進委員さん7人の19人で構成されますが、それぞれ1人1人の成果に応じて交付されるというのではなくて、榛東村全体としてその交付金を得て、それを均等に配分、能率給等に配分して交付するというご理解ください。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

1番高田清一君。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） 1番高田です。

この報酬で区長代理が3万2,000円から3万5,000円、それから区長が3万5,500円から3万6,000円、区長会長が4万1,200円から4万1,800円とあるんですが、このアップ率が区長代理は3,000円上がっているわけですが、区長は500円、会長が500円のアップ率なんですが、区長と区長会長のアップ率が低いと思うんですが、この算出基準というんですかね、何か基準があつてないようなものでしょうけれども、この差をなぜこう出たのか。できれば区長と区長会長は、行事等々の参加率とか数を見えますともっとアップしてもいいんじゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 区長につきましては月額となっております、区長代理等は年額となっておりますので、アップ率は変わらないかなと。

以上です。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） それにしても前回の、私、一般質問で区長の報酬アップということをお願いしたわけですが、今回のこの改正の中でこの500円ということではなくして、もっとアップす

るという余地というんですかね、考え方はなかったんでしょうか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 今回、たくさんの委員会の報酬を、委員さんの報酬を変えておまして、全体の均衡を保つための範囲内といいますか、区長のところだけ大きく上げるという考えはちょっととれなかったんですが。

以上です。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

13番早坂通君。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 13番。

今の総務課長の答弁で、全体とのアップのつり合いで、区長500円というふうにさっきの話なんですけれども、やはりこういう報酬アップなんか報酬の件を審議するときには、全体のバランスはバランスである意味考えなくちゃいけないんですけれども、やはりその役職の内容によって考えるべきだと思うんですよね。

だから、それを考えるとやはり区長というのは、私もこの間、いろいろ接して経験していますけれども、それなりの労力と時間をかなり割いているはずなんですよね。そういったところでは、やはりもう少し考慮をしたほうが良いというふうに思いますけれども、今回はとにかく今後の考え方としていかがですか。

○議長（金井佐則君） 副村長。

〔副村長 倉持直美君発言〕

○副村長（倉持直美君） 今回の特別職の費用弁償に関する改正でございますが、先ほど総務課長が答弁したように、今回は全体の比率を考慮しながら設定したということでございます。そして、ほかの近隣の町村等にも、吉岡町においては、自治会制度でございますが、そういうものの形の報酬も考慮しながら今回設定させていただいたという経過でございます。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 13番。

要するに私が言いたいのは、やはりそれぞれの役職の労力を考慮して、この報酬というのは決めるべきだというふうに思うんですよね。そういうことなんで、さっきも言いましたように、今後そういうことも考慮して検討するかどうかということです。

○議長（金井佐則君） 副村長。

[副村長 倉持直美君発言]

○副村長（倉持直美君） 検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、直ちに採決に入ります。

議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第3 議案第6号 榛東村総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定 について

○議長（金井佐則君） 日程第3、議案第6号 榛東村総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清村企画財政課長。

[企画財政課長 清村昌一君発言]

○企画財政課長（清村昌一君） それでは、議案書は10ページ、議案参考資料につきましては16ページ、17ページになります。

榛東村総合計画審議会の委員構成を改めるほか、所要の改正を行うものでございます。

17ページの新旧対照表をごらんいただければと思います。

まず、第2条関係でございますが、審議会の調査審議の目的規定を加えるものでございます。

第3条関係ですが、榛東村総合計画審議会の委員構成を改めるものでございます。

第4条では、委員の任期の表現を改めるものでございます。

第7条では、審議会の庶務を担当する所属を課設置条例、村行政組織規則等に基づく所属に改めるものでございます。

議案書の10ページになりますが、附則でございまして、施行日は29年4月20日からとするものでございます。

ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結し直ちに採決を行います。

議案第6号 榛東村総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第4 議案第7号 榛東村土地開発基金条例等を廃止する条例の制定について

○議長（金井佐則君） 日程第4、議案第7号 榛東村土地開発基金条例等を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

財政課長。

〔企画財政課長 清村昌一君発言〕

○企画財政課長（清村昌一君） それでは、議案第7号の説明をいたします。

議案書は12ページ、参考資料につきましては18ページ、19ページになります。

榛東村土地開発基金ほかの2つの基金を廃止しようとするものでございます。

初めに、土地開発基金条例でございまして、土地開発基金につきましては、高度経済成長下におけ

る著しい地下の高騰や公共用地の取得難を背景といたしまして、昭和46年に造設されたものでございます。しかし、その後の社会経済情勢の変化に伴いまして、現在の行政運営におきましては、用地先行取得の必要性が薄れております。土地開発基金の存在意義は乏しいものとなっておりますことから廃止をするものでございます。当該条例の廃止後、同基金に属する現金につきましては、社会教育施設整備基金に積み立てを行います。

榛東村ふるさと創生基金でございますけれども、こちらは平成元年度に造設されたものでございますが、基金の原資につきましては、地方交付税ふるさと創生事業分のうちの1億円でございました。その後、平成4年度まで交付されました地域づくり交付金を積み増しいたしまして、平成13年度末までは運用益を中学生の海外派遣事業費に充当してきておりました。その後、14年度から18年度までにつきましては、各行政区に対しまして、この基金を原資といたしますふるさと創生基金交付金を交付いたしました。

また、平成20年度、21年度におきましては、温泉掘削費用に基金を充当いたしました。平成22年度以降の残高は3,671万8,000円でありまして、この運用益を村の広報紙の郵送料に充当しておりますが、低金利でございまして、27年度におけます運用益実績は1万5,000円程度となっております。運用益が少額でありまして、また造設目的は既に達成していると認められることから廃止をするものでございます。こちらの基金に属します現金は、財政調整基金に全額を積み立ていたします。

3つ目の地域福祉基金でございますけれども、この基金につきましては、平成3年度に高齢者の保健福祉の向上を図ることを目的とした地方交付税交付金をもとに設置をされたものでございます。平成4年度、5年度に積み増しを行いまして、その以後、1億6,603万円を定期預金により運用をして、その運用益を老人福祉一般経費に充当してまいりました。元金を取り崩さない果実運用型の基金でございますが、先ほどのふるさと創生基金でも申しましたけれども、十分な運用益を得ることができないということから、もはや存続の必要性が乏しいということから廃止をするものでございます。この基金に属します現金は、社会福祉施設整備基金に全額を積み立てを行うものでございます。

19ページに予算措置ということでもありますけれども、この後、お願いをしております一般会計補正予算（第6号）によりまして措置を行います。

議案第7号の説明は以上でございます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 13番。

榛東村土地開発基金条例等ということで3つの基金条例を廃止するというふうになっているんです

けれども、これらの基金条例というのは、当然のことながら一つ一つ議会で議決を経て条例化したものだと思うんですね。なので、廃止のときもやはり一つ一つ議案としてやるべきじゃないかというふうに私は考えるんですけども、ただ、私もそうは言うものの、私自身、現在、法的根拠、実例はわかりません。そういうことなので、法的根拠、実例があれば答弁願います。

○議長（金井佐則君） 財政課長。

〔企画財政課長 清村昌一君発言〕

○企画財政課長（清村昌一君） 今回は廃止条例という形でございますが、一部改正条例等につきましても、同種、類似目的である場合については、〇〇条例等の一部を改正する条例ということでこれまでも、今議会でもお認めいただいているかと思っておりますけれども、今回、その基金を廃止するという目的で、これは1月の予算決算特別委員会でも説明をさせていただいたところですが、本年度、それから29年度に分けて基金の整理、統廃合をするという形の一つといたしまして、28年度中に実施をするという事ですか、廃止をする基金が3本あるということから、1つの条例で上程をさせていただいたものでございます。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 今の清村課長の説明は、条例等の一部を改正するという事は、これとはまた別の話ですよ。今回のこのやつとはね。同じじゃないですね。何々の条例等の一部を改正するという事でしょう。

〔発言する声あり〕

○13番（早坂 通君） 複数の条例の一部を改正するという同じ一部、内容は違っても。ごめんなさい、質問だからね、ここで議論しちゃいけない。

それでは、それは一部というところは同じ内容を意味しているんですか。

○議長（金井佐則君） 財政課長。

〔企画財政課長 清村昌一君発言〕

○企画財政課長（清村昌一君） 複数の条例を1つの条例で一部改正を行ったり廃止をしたりということは、これはございます。国の法律でも、例えば地方分権一括法がございましたけれども、あの法律で、ちょっと記憶が定かでないんですけども、700本とか800本とかの法律を一度に改正を、1本の法律案として改正されたということがございます。

今回のこの廃止をする条例につきましては、早坂議員おっしゃるように、当然、1本1本の条例それぞれで規定をされているということでございまして、1本1本廃止条例を出すということも当然あるんですけども、今回、先ほども申し上げましたが、目的を一にするという事でしょうか、そういったことでの廃止条例ですので1本にまとめたということでございます。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 今、何々等の一部を改正する条例の意味は了解しましたけれども、やはりそれらのことと今回のことは、私は違うと思うんですよね。それぞれの条例が全く独立をしていて、議会で議決をして制定されたという条例ですので、だから、この基金条例自体、全体がそれぞれ議決を受けているわけですよね。そういったことから考えると、今言った清村課長の実例はちょっとまた当たらないんじゃないかなというふうに思います。何かございましたら。

○議長（金井佐則君） 財政課長。

〔企画財政課長 清村昌一君発言〕

○企画財政課長（清村昌一君） 同じ説明しかできないんですけれども、その一部改正条例も、そちらについてはご納得いただけたということですから、関連する条例をまとめてということですかね、1つの条例として廃止をしたり一部改正をしたりすることは、国の場合は法律ですけれども、自治体は条例ですけれども、そういったことは一般的にと言いますか、ございますので、おっしゃるとおり、それぞれ条例が1本ずつ議決を経ているということでございますけれども、関連するものあるいは同種、類似の目的のものについては1つの条例でまとめて上程をさせていただくということは、これは通例と言うんでしょうか、ということで、すみません、同じ説明しかできませんが。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第7号 榛東村土地開発基金条例等を廃止する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第8号 榛東村社会教育施設整備基金条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（金井佐則君） 日程第5、議案第8号 榛東村社会教育施設整備基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

青木教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 青木芳弘君発言〕

○教育委員会事務局長（青木芳弘君） 議案第8号について提案理由の説明をさせていただきます。

まずは、議案書の14ページをお願いいたします。

基金の整理に伴いまして、関係条例について所要の改正等を行うものでございます。

それでは、議案参考資料で説明をさせていただきたいと思っております。議案参考資料の20ページをお願いいたします。

義務教育施設整備基金と社会教育施設整備基金を統合することにより、実施事業に係る基金処分の拡充、管理の効率化などを目的としております。具体的には、榛東村社会教育施設整備基金の名称を榛東村教育施設整備基金と変更し、さらに義務教育施設整備基金を廃止し、この基金を榛東村教育施設整備基金に繰り入れるというものでございます。

戻って申しわけないんですが、議案書14ページをお願いいたします。

附則ですが、この条例は平成29年4月1日より施行するものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第8号 榛東村社会教育施設整備基金条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第9号 榛東村税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（金井佐則君） 日程第6、議案第9号 榛東村税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

山本正子税務課長。

〔税務課長 山本正子君発言〕

○税務課長（山本正子君） それでは、議案第9号 榛東村税条例等の一部を改正する条例の制定についての説明をさせていただきます。

地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正議案文は16ページから、例規集は第2巻631ページからになります。

議案参考資料にて説明をさせていただきます。参考資料23ページをごらんください。

議案本文は4つの条文で構成されており、条文ごとの新旧対照表になっております。まず、第1条に係る新旧対照表でございます。右が現行、左が改正案になっております。

改正案にて説明をさせていただきます。

第142条は、入湯税の免除に関する改正でございます。現行でも免除規定にのっとりふれあい館の入湯税の徴収は免除されていますが、より明確化したものでございます。

附則第7条の3の2では、住宅ローン控除制度の適用期限を2年延長する改正でございます。

附則第16条では、グリーン化特例の制度を1年間延長するための改正でございます。28年度中に初回車両番号指定を受けた三輪以上の軽自動車については、平成29年度分の軽自動車税の軽減を受けることを定めています。

同じものの26ページをごらんください。

第2条関係でございます。環境性能割の申請に伴い、所要の改正を行うものでございます。

第18条の3は、軽自動車税から種別割に名称変更を行うものです。

第19号については、昨年、第4回定例会のときにも説明させていただきましたが、平成26年12月12日の最高裁判決を踏まえた軽自動車税の延滞金についての規定を整備するものでございます。

第34条の4では、法人住民税の法人割の標準税率を100分の6.0に改正するものでございます。

第80条では、軽自動車税の課税に環境性能割が新設されることによる規定と納税義務者等に係る規定の整備に関するもので、軽自動車の取得者に対しては環境性能割が課税され、所有者に対しては種別割が課税されるというものでございます。

28ページをごらんください。

第81条につきましてはみなし課税とありますが、これは所有権留保付割賦販売による納税義務者については、実際に使用している買い主を取得者または所有者とみなして軽自動車税を課税するというものでございます。

第81条の2については、日本赤十字社の所有する軽自動車に対する軽自動車税の非課税の規定でございます。

29ページの第81条の3から30ページ、第81条の8までは環境性能割の新設による規定の整備を行うものでございます。

81条の3は、環境性能割の課税標準を定めるものです。課税標準は三輪以上の軽自動車を取得するための価格となり、第81条の4で税率を定めています。

第81条の5から81条の8までは環境性能割の徴収方法、罰則規定、減免について定めています。

30ページをごらんください。

第82条では、軽自動車税を種別割に名称変更し、30ページ下から2行目になりますが、第2項の種別割の記載をわかりやすくするために記号を使用した表記に変更するものでございます。

第81条から35ページ、91条第7項までは、軽自動車税とあるものを種目別と改めるものでございます。

36ページをごらんください。

附則第15条に新たに5条を加えていますが、第15条の2は環境性能割の徴収について、第15条の3は減免について、第15条の4は申告納付について、第15条の5は、第15条の2で当分の間、環境性能割については県が徴収することを規定しており、その取扱費を県に交付することについて、第15条の6では環境性能割の税率の読みかえについて定めたものでございます。

附則第16条では、初回車両番号指定を受けた月から14年を経過した三輪以上の軽自動車に係る種別割の税額の読みかえについて定めています。

40ページをお願いします。

第3条関係でございます。平成26年に一部改正をしました税条例の附則の一部改正になります。初回車両番号指定を平成27年3月31日以前に受け、かつ14年を経過していない三輪以上の軽自動車の税額の読みかえについて定めています。

43ページをお願いいたします。

第4条関係でございます。平成27年に一部改正をしました税条例の附則の一部改正になります。たばこ税に関する経過措置になります。申告できる書式がふえることを定めています。

議案23ページをお願いいたします。

附則でございます。施行日について定めていますが、参考資料にわかりやすく記載がしてありますので、参考資料の22ページをお願いいたします。

第1条関係になりますが、村等が設置した温泉施設について入湯税の課税免除を規定するもの、また住宅ローン控除の適用期限を延長するもの、これについては公布の日から施行されます。軽自動車税のグリーン化特例制度を1年間延長するものについては、平成29年4月1日から施行されます。また、現行、軽自動車税を種別割に名称変更するもの、自動車取得税が廃止され新たに環境性能割を設けるもの、法人税割の税率を改正するものについては、平成31年10月1日から施行となります。この平成31年10月1日というのは、消費税が10%に改正される日と同時ということになっております。

以上をもって説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） 説明資料の23ページに、お風呂の件なんですけど、142条の3で地域住民の福祉の向上を図るため、村等がみずから地域住民に使用させることを目的として設置した施設において入湯するものとあるんですけど、ここでいう地域住民というのは村民を指しているんでしょうか否かという話を、まずお願いします。

○議長（金井佐則君） 税務課長。

〔税務課長 山本正子君発言〕

○税務課長（山本正子君） 村民を指しております。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） そうします……

○議長（金井佐則君） 暫時休憩いたします。

午前9時49分休憩

午前9時50分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

◎発言の訂正

○議長（金井佐則君） 税務課長。

〔税務課長 山本正子君発言〕

○税務課長（山本正子君） 先ほどの答弁の訂正をさせていただきます。

先ほど私が言ったのは、村民と言ったんですが、榛東村ふれあい館を利用する人という意味です。

お願いいたします。

○議長（金井佐則君） 1 番。

〔1 番 高田清一君発言〕

○1 番（高田清一君） 入湯税を取ってほしいとか取るべきだということではあるんですが、今、でもこの前の何だか委員会のときでしたかね、村内外の比率ということに対して約5割だという答弁を執行のほうからいただいたんですが、そこの辺のところの定義を明確にしておかないと、かなりの比率で村外が今入っていますので、そこら辺を重々吟味するというか状況の把握した中で、税については対応していただきたいというお願いをしておきます。できれば村外の方については、入湯税に限らず入場料金等々も少し見直したほうがよろしいのかなという感じもしないでもないんで、今後の検討課題としていただきたいというふうに思います。

○議長（金井佐則君） 答弁はどういうんですか。答弁いいんですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結し直ちに採決を行います。

議案第9号 榛東村税条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前9時52分休憩

午前10時10分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

**◎日程第7 議案第10号 榛東村温泉資源保全審議会設置条例の一部を改正する
条例の制定について**

○議長（金井佐則君） 日程第7、議案第10号 榛東村温泉資源保全審議会設置条例の一部を改正す

る条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

久保田邦夫住民生活課長。

[住民生活課長 久保田邦夫君発言]

○住民生活課長（久保田邦夫君） それでは、議案第10号 榛東村温泉保全審議会設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書につきましては26ページ、例規集につきましては1巻145ページでございます。

議案参考資料により説明をさせていただきます。44ページをお願いいたします。

改正の概要でございますけれども、榛東村温泉資源保全審議会の委員の構成とあわせて任期中の退任及び後任の任期について定めるものでございます。

新旧対照表の45ページで説明をさせていただきます。

左が改正案、右が現行でございます。下線部が改める部分ということになります。第3条第1項中、審議会の委員は7名以内とし、村長が任命するに改めるものでございます。また、同条第2項中、改正案では、委員の任期は3年とし再任を妨げない、また委員が欠けた場合の補欠委員の任期は前任者の在任期間とするに改めるものでございます。

議案書の26ページをお願いいたします。

附則でございます。この条例は平成29年4月1日から施行する。

以上で説明をさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結し直ちに採決を行います。

議案第10号 榛東村温泉資源保全審議会設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第8 議案第11号 榛東村社会福祉施設整備基金条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（金井佐則君） 日程第8、議案第11号 榛東村社会福祉施設整備基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

住民生活課長。

〔住民生活課長 久保田邦夫君発言〕

○住民生活課長（久保田邦夫君） それでは、議案第11号 榛東村社会福祉施設整備基金条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書につきましては28ページ、例規集につきましては第2巻581の11ページとなります。

議案参考資料により説明をさせていただきます。46ページをお願いいたします。

改正の概要でございますけれども、現行条例では、基金として積み立てる額は榛東村ふれあい館の使用料の一部及び寄附金等とし、一般会計歳入歳出予算で定める額とありますが、現行の運用に合わせ所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表の47ページで説明をさせていただきます。

左が改正案で右が現行でございます。下線部が改める部分となります。第2条中、現行の下線部、「榛東村ふれあい館（榛東村ふれあい館の設置及び管理に関する条例第2条の規定により設置される榛東村ふれあい館をいう。）の使用料の一部及び寄附金等とし」を削る改正でございます。

議案書の28ページをお願いいたします。

附則でございます。この条例は公布の日から施行する。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結し直ちに採決を行います。

議案第11号 榛東村社会福祉施設整備基金条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第12号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（金井佐則君） 日程第9、議案第12号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

局長。

[事務局長朗読]

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

青木産業振興課長。

[産業振興課長 青木 繁君発言]

○産業振興課長（青木 繁君） それでは、榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

一部改正でございますので、議案参考資料にてご説明申し上げます。48ページをごらんください。

概要は、趣旨・目的に示したとおり村内中小企業の経営安定を図るため、小口資金融資に係る借りかえ処置期間の1年間延長を行うというものでございます。

新旧対照表のとおり関係条文を改めるものでございまして、議案書のほうの30ページをごらんください。

附則です。この条例は平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第6条に係る改正規定は平成28年4月1日から適用するというものでございます。

例規集は第3巻1,181ページから1,186ページに示されております。

失礼しました。附則のところで、附則第6項でございました。訂正しておわび申し上げます。

例規集は第3巻1,181ページから1,186ページに示されております。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたし直ちに採決を行います。

議案第12号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第10 議案第13号 榛東村総合農政推進資金融通措置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（金井佐則君） 日程第10、議案第13号 榛東村総合農政推進資金融通措置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 議案第13号 榛東村総合農政推進資金融通措置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書32ページをごらんください。

条文の第7条中、「及び榛東村農業近代化資金融通審査会（農業近代化資金の利子補給に係る契約の適宜に限る。）」を削るものでございます。

議案参考資料50ページをごらんください。

概要は、趣旨・目的に示したとおり、農業近代化資金に係る審査は榛東村特別融資制度推進会議及び榛東村農業近代化資金融通審査会に諮問し決定することとしておりますが、審査の迅速化を図るため、審査機関を榛東村特別融資制度推進会議に統一するものでございます。

実態にて申し上げますと、これまで近代化資金の融資を受ける場合、全てが利子補給対象であったため、融資額に関係なく農業近代化資金融通審査会の対象でした。一方、榛東村特別融資制度推進会

議は、2,500万円以下の融資案件は金融機関に審査を委任し、2,500万円を超える案件を審査対象としております。このため、融資額が2,500万円を超えた場合は近代化資金の審査会と特別融資制度推進会議それぞれの審査対象となります。近年、このような実例はございませんでしたが、今回の改正により融資額2,500万円以下の案件は審査等を金融機関等が担うため、審査から決定までの期間が短縮され迅速な対応が可能となるものでございます。

議案書32ページをごらんください。

附則です。この条例は平成29年4月1日から施行する。

例規集は第3巻1,141ページから示されております。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第13号 榛東村総合農政推進資金融通措置条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第11 議案第14号 榛東村太陽光発電所維持管理基金条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（金井佐則君） 日程第11、議案第14号 榛東村太陽光発電所維持管理基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

[産業振興課長 青木 繁君発言]

○産業振興課長（青木 繁君） 議案第14号 榛東村太陽光発電所維持管理基金条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書34ページをごらんください。

榛東村太陽光発電所維持管理基金条例の第6条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

以下、議案参考資料にてご説明申し上げます。52ページをごらんください。

提案理由は、趣旨・目的にありますとおり、榛東村農業用水維持管理基金に対する償還を終えたためでございます。これは白子の海ソーラーポート太陽光発電所の整備に伴い、農業用水維持管理基金を繰り返え運用した2億円について、発電所の売電収益などにより平成27年度に償還が完了したことを受けて改正するものでございます。

関係条文は新旧対照表のとおりでございます。

議案書34ページをごらんください。

この条例は平成29年4月1日から施行する。

例規集は第2巻585ページから586ページに示されております。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第14号 榛東村太陽光発電所維持管理基金条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第15号 榛東村ちびっこ広場設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（金井佐則君） 日程第12、議案第15号 榛東村ちびっこ広場設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

議会事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

久保田建設課長。

〔建設課長 久保田勘作君発言〕

○建設課長（久保田勘作君） 議案第15号 榛東村ちびっこ広場設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書につきましては36ページ、議案参考資料につきましては54ページ、55ページになります。

議案参考資料でご説明申し上げます。54ページをお願いいたします。

概要ですけれども、趣旨・目的、榛東村ちびっこ広場の移設に伴いまして住所が変わるものがございます。

新旧対照表の一番下の欄ですけれども、21区のちびっこ広場の住所が変わるものがございます。現在、21区のコミセンから新しく下新井公園のほうへちびっこ広場が移設するものがございます。新井2328番地4から2198番地へ移動するものがございます。

議案書36ページをお願いいたします。

附則、この条例は平成29年4月1日から施行する。

例規集につきましては1巻の137ページ、138ページとなります。

ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結し直ちに採決を行います。

議案第15号 榛東村ちびっこ広場設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 13 議案第 16 号 榛東村都市計画審議会の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（金井佐則君） 日程第13、議案第16号 榛東村都市計画審議会の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 久保田勘作君発言〕

○建設課長（久保田勘作君） 議案第16号 榛東村都市計画審議会の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書につきましては38ページ、参考資料につきましては56ページ、57ページになります。

参考資料のほうで説明をさせていただきます。56ページをお願いいたします。

概要、趣旨ですけれども、榛東村都市計画審議会の委員構成を改めるためでございます。

新旧対照表57ページをお願いいたします。

現行の4条中の委員を14名を新たに委員10人以内に改めるものでございます。2号を削り、3号、4号につきましては1号ずつ繰り上げるものでございます。5条中2項を削り、3項から5号までを1項ずつ繰り上げるものでございます。

議案書38ページをお願いいたします。

附則ですけれども、平成29年4月1日から施行する。

例規集につきましては2巻の905ページ、906ページになります。

ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

8番南千晴さん。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 都市計画審議会の議会議員の部分の削るという部分なんですけれども、執行部から議会議員が撤退するという期間の充て職からということで、研修に幾つか行かせていただく中で、どうしても上位法の関係で抜けないものもあるので、2つとか3つぐらいはそれはやっているんですという自治体が多かったんですよ。その中でこの都市計画審議会は、やはり上位法の関係があるからそれはやっているというようなお話を聞いたことがあって、今回、榛東の場合は改正でという

ことであるんですけれども、そこは何の問題もないということによろしいのでしょうか。

○議長（金井佐則君） 建設課長。

〔建設課長 久保田勘作君発言〕

○建設課長（久保田勘作君） 特段問題はないと思います。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

議案第16号 榛東村都市計画審議会の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第14 議案第17号 榛東村青少年問題協議会条例の一部を改正する条例 について

○議長（金井佐則君） 日程第14、議案第17号 榛東村青少年問題協議会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 青木芳弘君発言〕

○教育委員会事務局長（青木芳弘君） それでは、議案第17号について提案理由の説明をさせていただきます。

議案参考資料の58、59ページをお願いいたします。

青少年教育行政の所管が村長部局から教育委員会事務局部局へ変更になったことに伴い、現行条例であります第3条2項の会長を村長から教育長に変更し、他の条項については整合性を図るため改正をするものでございます。

議案書40ページにございますとおり、附則ですが、この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第17号 榛東村青少年問題協議会条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

お諮りします。

これから補正予算に入るんですけれども、休憩とらなくてもいいですか。

とったほうがいいならとりますけれども。

〔発言する声あり〕

○議長（金井佐則君） とりましょう。

〔発言する声あり〕

○議長（金井佐則君） どっちだ。

〔「とらなくていいです」の声あり〕

○議長（金井佐則君） とらなくてもいい。

執行のほうから、とってくださいという声がありましたので、10時55分から再開いたします。

午前10時37分休憩

午前10時54分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

◎日程第15 議案第18号 平成28年度榛東村一般会計補正予算（第6号）について

○議長（金井佐則君） 日程第15、議案第18号 平成28年度榛東村一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

局長。

[事務局長朗読]

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

[企画財政課長 清村昌一君発言]

○企画財政課長（清村昌一君） それでは、議案第18号 一般会計補正予算（第6号）について説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出予算、繰越明許費及び債務負担行為を補正するものでございます。

初めに、歳入歳出予算補正でございますが、総額にそれぞれ6,226万4,000円を加えるものでございます。

議案書の42ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

初めに、歳入でございます。左から款、項、補正額、計の順に読み上げます。

1款1項村民税、補正額885万4,000円、計6億9,295万3,000円。2項固定資産税、補正額1,623万3,000円、計6億4,611万2,000円。3項軽自動車税、補正額813万5,000円、計4,579万8,000円。

6款1項地方消費税交付金、補正額2,000万円の減、計2億3,000万円。

8款1項自動車取得税交付金、補正額600万円、計1,600万円。

14款1項使用料160万9,000円、計2,492万2,000円。

15款1項国庫負担金、補正額545万8,000円、計4億700万1,000円。2項国庫補助金4,069万9,000円の減、計3億2,901万7,000円。

16款1項県負担金、補正額278万2,000円、計2億3,480万2,000円。2項県補助金1,335万8,000円の減、計1億5,459万4,000円。3項県委託金、補正額7,000円、計2,921万2,000円。

17款1項財産運用収入、補正額448万3,000円の減、計4,123万3,000円。

18款1項寄附金、補正額20万5,000円、計5億1,820万5,000円。

19款1項基金繰入金、補正額9,543万7,000円、計8億942万円。2項特別会計繰入金、補正額400万円の減、計2,236万円。

21款4項雑入、補正額8万4,000円、計9,855万3,000円。

歳入合計、補正前の額63億407万6,000円、補正額6,226万4,000円、計63億6,634万円。

続いて、44ページが歳出でございます。同じく左から款、項、補正額、計の順に読み上げいたします。

1款1項議会費、補正額20万円の減、計8,762万7,000円。

2款1項総務管理費2,205万2,000円、計11億8,293万4,000円。2項徴税費、補正額287万円の減、計9,172万6,000円。5項統計調査費、補正額11万6,000円の減、計1,602万2,000円。

3款1項社会福祉費、補正額9,705万7,000円、計14億1,789万7,000円。2項児童福祉費、補正額1,030万3,000円、計6億6,769万円。

4款1項保健衛生費、補正額1,339万8,000円の減、計1億7,343万4,000円。

6款1項農業費、補正額9,476万3,000円の減、計4億8,333万2,000円。2項林業費、補正額193万2,000円の減、計2,713万9,000円。

7款1項商工費、補正額222万6,000円の減、計1,317万5,000円。

8款2項道路橋梁費、補正額2,731万4,000円の減、計3億439万9,000円。5項都市計画費、補正額929万9,000円の減、計1億5,231万2,000円。

9款1項消防費、補正額30万円の減、計2億3,627万5,000円。

10款1項教育総務費、補正額193万6,000円、計9,734万1,000円。2項小学校費、補正額4,369万5,000円の減、計1億2,125万9,000円。3項中学校費423万8,000円の減、計8,503万3,000円。4項幼稚園費550万円の減、計1億493万2,000円。5項社会教育費、補正額1億5,309万9,000円、計3億724万7,000円。6項保健体育費、補正額1,543万9,000円の減、計2億614万3,000円。

12款1項公債費、補正額62万5,000円の減、計3億6,691万6,000円。

13款2項土地開発基金費、補正額26万8,000円の減、計20万円。

歳出合計でございます。補正前の額63億407万6,000円、補正額6,226万4,000円、計63億6,634万円です。

続いて、46ページになります。

繰越明許費の補正でございます。表記載の4事業を追加しようとするものでございます。

初めに、地方創生推進交付金事業でございますが、こちらにつきましては、地方創生に資する調査研究のための事務調査委託料540万円について繰り越しを行うものでございます。

戸籍住民基本台帳一般経費は、総務省所管の個人番号カード交付事業費補助金が繰り越しとなるため、それに伴い個人番号交付事業費交付金の繰り越しを行うものでございます。

ふれあい館管理運営費でございますが、館内の冷房設備の修繕を冷房稼働前に行うため、予算措置とあわせ繰り越し手続を行うものでございます。

社会資本整備総合交付金事業は、大榛橋のかけかえ工事に伴う地元調整に不測の日数を要したため、測量設計委託料及び工事請負費について繰り越しを行うものでございます。

第3表の債務負担行為補正につきましては、議会一般経費の議会広報紙の印刷費203万9,000円を追加するものでございます。

続きまして、参考資料の63ページから事項別明細書がございますので、概要を説明させていただきたいと思います。

1款の村税でございますが、1項村民税、2項の固定資産税及び3項軽自動車税の増収が見込まれることから増額補正をいたすものでございます。

64ページになります。

14款1項使用料でございますが、施設使用料等について収入見込みを増減いたしてございます。

65ページから67ページまでにかけてまして国庫支出金、それから県支出金でございますが、こちらは事業費の確定または確定見込みにより増減をしております。

68ページ、18款の寄附金でございますけれども、こちらはいわゆるふるさと納税ではなくて、篤志2名の方から寄附を頂戴したということに伴う補正でございます。

19款1項1目基金繰入金のうちふるさと創生基金、地域福祉基金、それから土地開発基金につきましては、先ほど議決いただきました土地開発基金条例等廃止する条例により繰り入れを行うものでございます。

続いて、歳出になります。70ページでございます。

歳出予算の補正につきましては、事業費の確定または確定見込みに伴う増減が主なものとなっておりますが、減額が主なものとなっております。重立った増額の補正について説明をさせていただきます。

72ページになります。

2款1項6目企画費、13節540万円の増につきましては地方創生交付金事業の事務調査委託料で、先ほど第2表のほうで説明をいたしましたが、全額を29年度に繰り越すものでございます。また、8目財政調整基金費のうち3,671万8,000円の積み立ては、廃止をされましたふるさと創生基金の残高を全て財政調整基金に積み立てるものでございます。

75ページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費の25節積立金1億6,603万円でございますが、こちらは廃止されました地域福祉基金の残高全て社会福祉施設整備基金に積み立てを行うものでございます。

79ページになります。

3款2項2目児童措置費の23節でございますが、こちらの1,409万8,000円につきましては、平成27年度分の国庫支出金及び県支出金の精算還付を行うものでございます。

91ページをお願いいたします。

10款5項1目社会教育総務費の25節積立金でございますが、廃止されました土地開発基金の残高を全て社会教育施設整備基金に積み立てるものでございます。

以上でございます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 7番松岡です。

先ほど寄附金のことで20万5,000円ですか、これふるさと納税でないということなんですけれども、何かこういうお金を使ってくださいというそういうものはなく、ただ普通の寄附ですか。

○議長（金井佐則君） 財政課長。

〔企画財政課長 清村昌一君発言〕

○企画財政課長（清村昌一君） 特段その条件と言いましょうか、こういったものに使ってくださいということではございませんでした。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） お礼なしということで本当にありがたい話なんですけれども、この方については何かお礼の文書だとか、物はやらないと思うんですけれども、そういうことをやっているんですか。

○議長（金井佐則君） 財政課長。

〔企画財政課長 清村昌一君発言〕

○企画財政課長（清村昌一君） お礼品ということは考えてございません。お1方は窓口に持参をしていただきまして、お1方は県外の方でございまして、郵送で送っていただいたものでございまして、お礼状のほうを後ほど差し上げたいというふうに考えております。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

3番 杉井保夫君。

〔3番 杉井保夫君発言〕

○3番（杉井保夫君） 議案書の44ページ、企画財政課長にお伺いします。歳出のほうで幾ら年度末とも言えども、減額は、私はこれを見て多過ぎると思うんです。例えば、各課でやるべきことをやっていないでこれだけ減額をしているのか、いや、やるべきことをやったけれども減額はこれだけ出たんだよと、こういう説明を受ければ納得するんですけれども、その辺をちょっと企画財政課長に伺いたいと思います。

○議長（金井佐則君） 財政課長。

〔企画財政課長 清村昌一君発言〕

○企画財政課長（清村昌一君） 今の議員のご発言をなぞるとしますと、やるべきことをやった上で

の減額ということでございます。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） そういう話になると、やはり見積もりが基本的には甘いというところがありますよね。その辺をやはり29年度予算云々についてもある程度考えていかないと、補正については、国庫の補助金とか交付金がこれだけ予定していたのが少なくなったとか、そういうときに補正を組んでくるというのが理由ですよね、本来は。今年度末へきて、これだけ減額が見えると、本当にいろいろ考えて見積もっているのかなと、12月までの定例会の中でですよ。今3月で、3月の年度末にこれほど減額したら、私はちょっとおかしいのかなという感じがするんですけども、いかがですか。

○議長（金井佐則君） 財政課長。

〔企画財政課長 清村昌一君発言〕

○企画財政課長（清村昌一君） 歳出予算の減額につきましては、大きな減額になるものといましては、公共工事の予算を確保し入札にすると、その場合に設計額より低い金額で応札があるというところが大きな金額を占める要因となってございます。それ以外にも、例えば補助金や交付金で対象者が多い、当然、当初予算時点で予算に不足を生じないようにということで見込んだ数に足りないというような形での減額、いろいろ事務事業によって要因はさまざまあるわけでございますけれども、大きくは工事関係ですとかそういったことでの減額が大宗を占めているということでございます。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

11番岩田好雄君。

〔11番 岩田好雄君発言〕

○11番（岩田好雄君） 11番岩田です。

参考資料の82ページの11節需用費、農業用水維持管理費の電気料の1,830万の減額ですが、これほど高額な電気料が今何で減額になるんですか。説明をお願いします。

○議長（金井佐則君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 清水義美君発言〕

○上下水道課長（清水義美君） お答えいたします。

農業用水維持管理費の電気料ですけども、一つは東電使用料のうち燃料調整費というのがございまして、そこが今年度かなり大幅に減ってきていると。3月以降ちょっと上がってきていますけれども、その辺のところの減額が見込まれて、かなりその辺のところが見込まれたということと、あと、長岡の揚水機場の関係で北部貯水池、揚げているわけですけども、それをインバーター運転という形で必要量が揚がるような運転としたことによって減額が生じていると。もう一つは、職員の節電努力によるものと、その3点が減額の要因だと思います。

○議長（金井佐則君） 11番。

〔11番 岩田好雄君発言〕

○11番（岩田好雄君） 効率化と職員の努力によって、これが減額されたということですが、燃料調整費というのはどのくらいの額になりますか。

○議長（金井佐則君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 清水義美君発言〕

○上下水道課長（清水義美君） 燃料調整費につきましては、今年の2月ごろは、燃料調整費が1キロワット当たりマイナスではなくて逆にプラスの方向だったんですけども、ことしの4月以降ですかね、逆に燃料調整費がマイナスということで、1キロワット当たり3円ぐらい減ってきているということで、かなりの電気量を使いますので、その1円、2円のところがかなり大きな電気料の減額になるということです。

以上です。

○議長（金井佐則君） 11番。

〔11番 岩田好雄君発言〕

○11番（岩田好雄君） そうしますと、職員の努力と機械の効率化を図ったということで、それだけ基金の額が、繰入額が減るということになるわけですが、そうすると、29年度予算にもこれが同じようなことが反映されるわけですか。

○議長（金井佐則君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 清水義美君発言〕

○上下水道課長（清水義美君） お答えします。

29年度予算につきましては、一応、前年度の実績に基づきまして算定しております。ただし、電気料でございますので、これが、電気料が逆に上がっていくという方向のリスクも検討した上で予算を計上しているところでございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結し直ちに採決を行います。

議案第18号 平成28年度榛東村一般会計補正予算（第6号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前11時17分休憩

午前11時18分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

ただいま村長より申し出がありまして、倉持副村長につきましては、緊急に調べることがあるという事で一時退席とさせていただきます。

〔副村長 倉持直美君退席〕

○議長（金井佐則君） 会議を進行いたします。

◇

◎日程第16 議案第19号 平成28年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算
(第4号) について

○議長（金井佐則君） 日程第16、議案第19号 平成28年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算
(第4号) についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

安田睦健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第19号 平成28年度榛東村国民健康保険特別会計補
正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出ともに主に事業量確定見込み等による補正となります。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ9,867万7,000円を減じ、総額をそれぞれ18億5,520万7,000円とす
るものです。

議案書48ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

初めに、歳入でございます。左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

1款1項国民健康保険税、補正額374万1,000円の減、計4億147万5,000円。

4款1項国庫負担金、補正額297万円、計2億9,786万4,000円。同じく2項国庫補助金、補正額
1,195万2,000円の減、7,529万1,000円。

5款1項療養給付費等交付金、補正額2,797万3,000円の減、計1,164万9,000円。

7款1項県負担金、補正額167万9,000円、計1,302万7,000円。同じく2項県補助金、補正額1,000万4,000円の減、計7,414万5,000円。

8款1項共同事業交付金、補正額1,975万9,000円、計4億2,862万9,000円。

10款1項他会計繰入金、補正額2,176万1,000円の減、計1億799万3,000円。同じく基金繰入金、補正額5,000万円の減、計ゼロ円。

12款4項雑入、補正額234万6,000円、計266万4,000円。

歳入合計、補正前の額19億5,388万4,000円。補正額9,867万7,000円の減、計18億5,520万7,000円。

次に、49ページをお願いします。

歳出でございます。左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

1款1項総務管理費、補正額19万4,000円の減、計588万3,000円。

2款1項療養諸費、補正額2,150万円の減、計9億6,881万円。同じく2項高額療養費、補正額350万円の減、計1億2,753万円。同じく4項出産育児諸費、補正額672万円の減、計378万円。

7款1項共同事業拠出金、補正額728万1,000円の減、計4億163万8,000円。

8款1項特定健康診査等事業費、補正額130万円の減、計1,088万円。

9款1項基金積立金、補正額6,816万4,000円の減、計40万円。

11款1項償還金及び還付加算金、補正額998万2,000円、計1,581万9,000円。

歳出の合計、補正前の額19億5,388万4,000円、補正額9,867万7,000円の減、計18億5,520万7,000円でございます。

続きまして、議案参考資料95ページをお願いいたします。

主要項目についてご説明申し上げます。

初めに、歳入です。

1款1項国民健康保険税374万1,000円の減は、歳入額確定見込みによるものでございます。

4款2項国庫補助金1,195万2,000円の減は、交付額確定見込みによる減額でございます。

5款1項療養給付費等交付金2,797万3,000円の減は、支払基金からの交付金額確定見込みによる減額でございます。

7款2項県補助金1,000万4,000円の減は、交付額確定見込みによる減額でございます。

10款1項他会計繰入金2,176万1,000円の減は、一般会計からの繰入金額確定見込みによる減額です。

10款2項基金繰入金5,000万円の減は、繰り入れをせず減額をするものです。

続きまして、歳出でございます。

2款1項療養給付費2,150万円の減額、次の2款2項退職被保険者等高額療養費350万円の減額は、退職被保険者の療養給付費の事業確定見込みによる減となります。

2款4項出産育児一時金672万円の減は、事業確定見込みによる減額でございます。

9款1項基金積立金6,816万4,000円の減は、歳入歳出事業費確定見込みにより基金への積み立てを減額するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結し直ちに採決を行います。

議案第19号 平成28年度榛東村国民健康保険特別会計補正（第4号）について、原案のとおり可決することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第17 議案第20号 平成28年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○議長（金井佐則君） 日程第17、議案第20号 平成28年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第20号 平成28年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出ともに事業確定見込み等による補正となります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ119万7,000円を加え、総額それぞれ1億792万2,000円とするものでございます。

議案書51ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正。

初めに、歳入でございます。左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

1款1項後期高齢者医療保険料、補正額119万7,000円、計7,143万7,000円。

3款1項一般会計繰入金、補正額7万5,000円の減、計3,604万4,000円。

5款2項償還金及び還付加算金、補正額7万5,000円、計7万7,000円。

歳入合計、補正前の額1億672万5,000円、補正額119万7,000円、計1億792万2,000円でございます。

次に、52ページをお願いします。

歳出でございます。左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金、補正額119万7,000円、計1億518万3,000円。

歳出合計、補正前の額1億672万5,000円、補正額119万7,000円、計1億792万2,000円でございます。

続きまして、議案参考資料106ページをお願いします。

主要事項についてご説明申し上げます。

歳入です。

1款1項後期高齢者医療保険料119万7,000円の増は、広域連合会からの交付決定により増額をするものです。

3款1項一般会計繰入金7万5,000円の減と次の5款2項償還金及び還付加算金7万5,000円の増は、保険料の過年度還付金がございます。こちらは広域連合会から還付されるため、一般会計繰入金を減額し広域連合からの還付金を増額するものでございます。

続きまして、歳出です。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金119万7,000円の増は、被保険者保険料歳入額の増額による納付金の増額でございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願ひいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、直ちに採決を行います。

議案第20号 平成28年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第21号 平成28年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第4号）について

○議長（金井佐則君） 日程第18、議案第21号 平成28年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

局長。

[事務局長朗読]

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

健康保険課長。

[健康保険課長 安田 睦君発言]

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第21号 榛東村介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、こちらも歳入歳出ともに主に事業確定見込み等による補正でございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,628万7,000円を減じ、総額をそれぞれ11億8,025万1,000円とするものです。

議案書54ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

初めに、歳入でございます。左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

1款1項介護保険料、補正額204万9,000円の減、計2億5,546万3,000円。

3款1項国庫負担金、補正額1,226万5,000円の減、計1億9,038万5,000円。同じく2項国庫補助金、補正額520万6,000円の減、計6,493万9,000円。

4款1項支払基金交付金、補正額2,217万5,000円の減、計3億388万6,000円。

5款1項県負担金、補正額1,347万5,000円の減、計1億5,406万7,000円。同じく2項県補助金、補正額62万3,000円の減、計587万9,000円。

7款1項一般会計繰入金、補正額1,049万4,000円の減、計1億5,982万6,000円。

歳入の合計、補正前の額12億4,653万8,000円、補正額6,628万7,000円の減、計11億8,025万1,000円。

次に、55ページをお願いいたします。

歳出でございます。左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

1 款 3 項介護認定審査会費、補正額 2 万 8,000 円、計 1,136 万円。

2 款 1 項介護サービス等諸費、補正額 7,150 万円の減、計 9 億 5,710 万円。同じく 2 項介護予防サービス等諸費、補正額 770 万円の減、計 3,768 万 2,000 円。

3 款 3 項包括的支援事業任意事業費、補正額 319 万 3,000 円の減、計 1,382 万 7,000 円。

4 款 1 項基金積立金、補正額 1,607 万 8,000 円、計 3,292 万 7,000 円。

歳出合計、補正前の額 12 億 4,653 万 8,000 円、補正額 6,628 万 7,000 円の減、計 11 億 8,025 万 1,000 円でございます。

続きまして、議案参考資料 111 ページをお願いします。

主要事項についてご説明申し上げます。

初めに、歳入です。

1 款 1 項介護保険料、補正額 204 万 9,000 円の減は、保険料徴収実績見込みによるものでございます。

3 款 1 項国庫負担金から 7 款 1 項一般会計繰入金の減額は、介護給付費等の確定見込みによる、歳出の確定見込みによる減額となります。

次に、歳出でございます。

2 款 1 項介護サービス等諸費 7,150 万円の減は、事業費確定見込みによる減額でございます。主に居宅介護サービス費の減と施設介護費の減になっております。施設につきましては、介護報酬の改定が行われて減額になっておること費用も減額になっております。

3 款 3 項包括的支援事業・任意事業費につきましては、319 万 3,000 円の減も事業費確定見込みによる減額で、こちらは紙おむつ配布事業や介護慰労金などがそこに当たっております。

4 款 1 項基金積立金 1,607 万 8,000 円は、歳入歳出事業費確定見込みにより基金へ積み立てるものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第 21 号 平成 28 年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第22号 平成28年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）について

○議長（金井佐則君） 日程第19、議案第22号 平成28年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

久保田住民生活課長。

[住民生活課長 久保田邦夫君発言]

○住民生活課長（久保田邦夫君） それでは、議案第22号 平成28年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入において住宅新築資金等貸付金の元金回収金、利子回収金の徴収実績により一般会計からの繰入金を75万5,000円増額し、貸付金元利収入を同額の75万5,000円減ずるものでございます。

歳出につきましては財源の変更のみでございまして、予算総額に変更はございません。

議案書の57ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

2款1項繰入金、補正額75万5,000円、計418万5,000円。

3款1項貸付金元利収入、補正額75万5,000円の減、計1,119万6,000円。

歳入合計、補正前の額1,547万1,000円、補正額ゼロ、計1,547万1,000円でございます。

次に、議案参考資料の122ページをお願いいたします。

歳入についてご説明申し上げます。

2款1項1目繰入金、補正額75万5,000円は、一般会計からの繰入金でございます。

3款1項1目貸付金元利収入、補正額75万5,000円の減は、貸付金元利回収金及び貸付金利子回収金の徴収実績により予算補正を行うものでございます。それぞれの変更の内容につきましては、説明欄に記載のとおりでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第22号 平成28年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第20 議案第23号 平成28年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（金井佐則君） 日程第20、議案第23号 平成28年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清水上下水道課長。

〔上下水道課長 清水義美君発言〕

○上下水道課長（清水義美君） それでは、平成28年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回の歳入歳出補正の主な内容は、歳入にあつては確定見込みによる汚水処理交付金、一般会計繰入金、下水道事業債の減額補正、歳出にあつては確定見込みによる工事請負費、流域下水道維持管理負担金の減額補正となっております。また、地方債の補正にあつては、流域下水道建設負担金及び特定環境保全公共下水道事業の確定に伴い起債限度額を変更するものでございます。

59ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正です。

初めに、歳入です。

1款1項負担金、補正額108万2,000円の減、計2,127万9,000円。

2款2項手数料、補正額5万円、計10万円。

3款1項国庫補助金、補正額817万5,000円の減、計6,682万5,000円。

4款1項県補助金、補正額50万円の減、計370万円。

5款1項繰入金、補正額929万9,000円の減、計1億4,145万4,000円。

8款1項村債、補正額360万円の減、計1億1,300万円。

歳入合計、補正前の額4億2,081万9,000円、補正額2,260万6,000円の減、計3億9,821万3,000円でございます。

60ページをお願いいたします。

歳出です。

1款1項総務費、補正額68万1,000円の減、計544万4,000円。

2款1項建設費、補正額1,363万1,000円の減、計2億1,280万6,000円。

3款1項管理費、補正額829万4,000円の減、計3,065万3,000円。

歳出合計、補正前の額4億2,081万9,000円、補正額2,260万6,000円の減、計3億9,821万3,000円でございます。

続いて、61ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正です。

変更のあった項目のみ朗読させていただきます。

流域下水道債、補正前限度額200万円、補正後限度額180万円。特定環境保全公共下水道事業債、補正前限度額1,940万円、補正後限度額1,600万円。合計補正前限度額1億1,660万円、補正後限度額1億1,300万円でございます。

続いて、議案参考資料125ページをお願いいたします。

主な内容についてご説明いたします。

初めに、歳入予算です。

3款1項汚水処理交付金、補正額817万5,000円の減は、下水道環境整備の国庫補助対象の整備事業に伴う汚水処理交付金の確定見込みにより減額となるものです。

5款1項一般会計繰入金、補正額929万9,000円の減は、一般会計繰入金を確定見込みに伴い減額するものでございます。

8款1項下水道事業債、補正額360万円の減は、流域下水道事業特定環境保全公共下水道事業の確定見込みにより下水道事業債を減額するものでございます。

続いて、歳出予算です。

2款1項工事請負費、補正額941万1,000円は、委託料、工事請負費、補償補填及び賠償金の事業費の確定見込みにより減額するものでございます。

3款1項流域下水道維持管理負担金、補正額752万2,000円の減は、流域下水道に支払う維持管理負担金の確定による減額でございます。

続いて、地方債の減額の補正です。流域下水道事業債について、補正前200万円、補正後を180万円とし、特定環境保全公共下水道債について、補正前1,940万円、補正後1,600万円とするもので、それぞれ事業の確定に伴い減額するものでございます。

以上で議案第23号の説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めくださいますようよろしくお願いたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、採決を行います。

議案第23号 平成28年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

午後の開会を1時より行います。

午前11時54分休憩

午後1時再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

◇

◎日程第21 議案第24号 平成28年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（金井佐則君） 日程第21、議案第24号 平成28年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 清水義美君発言〕

○上下水道課長（清水義美君） それでは、平成28年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の歳入歳出予算補正の主な内容は、歳入にあつては確定見込みによる分担金、下水道使用料の増額、一般会計繰入金の減額、歳出にあつては確定見込みによる一般管理費、維持管理費、元利償還金の減額補正となっております。

議案書の63ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

初めに、歳入です。左から、款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

1款1項分担金、補正額118万円、計552万1,000円。

2款1項使用料、補正額55万5,000円、計3,031万8,000円。

4款1項繰入金、補正額5,916万6,000円の減、計2億3,722万6,000円。

歳入合計、補正前の額3億3,388万4,000円、補正額5,743万1,000円の減、計2億7,645万3,000円でございます。

64ページをお願いいたします。

歳出です。

1款1項総務費、補正額50万7,000円の減、計3,643万8,000円。

2款1項管理費、補正額622万8,000円の減、計4,194万9,000円。

3款1項公債費、補正額5,069万6,000円の減、計1億9,806万6,000円。

歳出合計、補正前の額3億3,388万4,000円、補正額5,743万1,000円の減、計2億7,645万3,000円でございます。

続いて、議案参考資料134ページをお願いいたします。

主な内容についてご説明いたします。

初めに、歳入予算です。

1款1項長岡地区事業費分担金、補正額72万円。広馬場地区の事業費分担金が46万円は、当初見込みより加入者の増加が見込まれるものでございます。

2款1項長岡地区下水道使用料、補正額46万円の減は、使用料の減額が見込まれるもので、広馬場地区下水道使用料、補正額100万円は増額が見込まれるものです。

4款1項一般会計繰入金、補正額5,916万6,000円の減は、確定見込みに伴い減額するものです。歳出予算です。

1款1項一般管理費、補正額50万7,000円の減は、消費税の確定見込みによる減額です。

2款1項維持管理費、補正額622万8,000円の減は、主に電気料及び上下水道料の減額が見込まれるものでございます。

3款1項元利償還費、補正額5,069万6,000円の減は、起債償還金で地方公共団体金融機構の資金に係る繰上償還分及び定期償還分の確定に伴い、減額するものでございます。

以上で、議案第24号の説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

6番小野関武利君。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 6番小野関であります。

公債費の関係で、5,069万6,000円の減額ということでありまして、償還金の確定ということの説明があったわけでありまして、5,000万からの金額というのはちょっと大きいので、具体的にその辺の詳細をちょっとお願いをいたします。

○議長（金井佐則君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 清水義美君発言〕

○上下水道課長（清水義美君） ご説明いたします。

繰上償還を当初予算で1億4,300万円近くの繰上償還を行おうとしたところ、保証金の額がシミュレーションに基づくと、かなりオーバーしてしまうということで、保証金の範囲内で起債の繰上償還を行うということで、9,070万円ほどを償還をして、保証金の範囲内で支払うという形にさせていただいたものでございます。それによって約5,000万円の起債償還分が一部残るという形ですけれども、そういう形にさせていただいて、保証金の範囲内で起債償還を行ったということでございます。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 繰上償還の部分が保証金の額の範囲内ということで減ったと、これによって一般会計からの繰入金が減額になっているわけですから、いってみれば繰入金が減ることはいいことなんですけれども、計画的な執行に努めていただきたいということと、参考までに集落排水の加入率はどんなふうになっておりますか、お願いします。

○議長（金井佐則君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 清水義美君発言〕

○上下水道課長（清水義美君） ただいま資料はないんですけれども、長岡は86%ぐらいいっております。広馬場が56%ぐらいということで、広馬場地区につきましては、さらなる加入促進が必要かというふうに考えております。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 広馬場地区56%ということでありまして。まだまだ努力して、ひとつ加入率を高めさせていただきたいというふうに思うわけでありましてけれども、管路を伏せ込んで道路の補修というのは、進捗状況はどんなふうな状況か、お願いいたします。

○議長（金井佐則君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 清水義美君発言〕

○上下水道課長（清水義美君） 農業集落排水事業につきましては、事業が広馬場が24年に完了しております。舗装の本復旧はおおむね完了しているというところでございます。

あと、道路の建設課との協調で、ここは直したほうがよかろうというところについては、維持費の中で経費を節減の上で一部工事をする場合もございましてけれども、基本的には農業集落排水事業の舗装は完了しているという認識です。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結し、直ちに採決を行います。

議案第24号 平成28年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第22 議案第25号 平成28年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第4号）について

○議長（金井佐則君） 日程第22、議案第25号 平成28年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

青木教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 青木芳弘君発言〕

○教育委員会事務局長（青木芳弘君） 議案第25号 平成28年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第4号）について説明をさせていただきます。

議案書の66ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

初めに、歳入です。左から、款、項、補正額、計の順に朗読をさせていただきます。

2款1項使用料、補正額4,000円、計7,000円。

3款1項他会計繰入金、補正額97万5,000円の減、計7,210万円。

5款2項雑入、補正額17万2,000円、計17万6,000円。

歳入合計、補正前の額1億3,722万5,000円、補正額79万9,000円の減、計1億3,642万6,000円。

続きまして、67ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項総務管理費、補正額79万9,000円の減、計5,980万8,000円。

歳出合計、補正前の額1億3,722万5,000円、補正額79万9,000円の減、計1億3,642万6,000円でございます。

議案参考資料の140ページをお願いいたします。

主なものについてのご説明をさせていただきます。

歳入予算の3款繰入金の補正額97万5,000円の減は、歳出予算の減額に伴い、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

歳出予算の1款総務費79万9,000円の減につきましては、需用費の電気料、事業用燃料費、役務費、クリーニング料、放射能測定検査料の確定見込みにより減額をするものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第25号 平成28年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第4号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第23 議案第26号 平成28年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（金井佐則君） 日程第23、議案第26号 平成28年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

局長。

[事務局長朗読]

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

[産業振興課長 青木 繁君発言]

○産業振興課長（青木 繁君） 平成28年度太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、昨年秋から12月に至る天候不順の影響で売電収益が減少したことに伴い、歳入歳出それぞれ400万円を減額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ3,174万9,000円とするものです。

69ページをごらんください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。左から、款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

1款1項事業収入、400万円の減、計3,036万円。

歳入合計、補正前の額3,574万9,000円、補正額400万円の減、計3,174万9,000円でございます。

70ページをごらんください。

歳出でございます。

1款1項総務管理費、補正額400万円の減、計2,663万7,000円。

歳出合計、補正前の額3,574万9,000円、補正額400万円の減、計3,174万9,000円です。

以下、議案参考資料でご説明申し上げます。145ページをごらんください。

歳入では、1款1項売電収入を400万円減額し、補正後の予算額を3,036万円とします。

歳出は、1款1項一般会計繰出金を400万円減額します。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご可決いただけますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

11番。

〔11番 岩田好雄君発言〕

○11番（岩田好雄君） 11番岩田です。

売電収入が天候のせいによって収入減となったという説明だったんですが、ほかに村内の施設も同様の比率で下がっているんだか、もしくは管理不十分で、パネルの表面に不純物がついたがために効率が落ちてるんだか、その説明を伺います。

○議長（金井佐則君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 各施設、この太陽光特別会計では、白子のメーンのソーラー発電所、あと附属のソーラー発電所、あと南小の発電所、3カ所あるわけですが、それぞれ均等というか、3つあるうち3つがそれぞれ同等に下がっていますので、各施設の管理不足による原因ではないと考えております。

また、天候不順につきましては、昨年秋から冬にかけて野菜の高騰、また11月下旬の雪等もございましたので、これは群馬県ほぼ全域に係る傾向かと認識しております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 11番。

〔11番 岩田好雄君発言〕

○11番（岩田好雄君） この間あるところでは、パネルを掃除しているようなところもあったんですが、村ではそういう日常の維持管理の中で、パネルの表面の清掃とかそういう検討はやっていきますか。

また、設置後数年たっているんですが、経年劣化で発電率が落ちているということはないんですか。

○議長（金井佐則君） 振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 月1回のメンテナンスをしております。その際に、いろんな計装類で、そこら辺はチェックしておりますので、もし汚れ等で発電能力が落ちこちた場合は、それ相応に対応しなければならないと思いますが、これまでそういうパネル自体を清掃等したことはないと記憶しております。

以上です。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結し、直ちに採決を行います。

議案第26号 平成28年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第24 議案第27号 平成28年度榛東村上水道事業会計補正予算（第4号）について

○議長（金井佐則君） 日程第24、議案第27号 平成28年度榛東村上水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 清水義美君発言〕

○上下水道課長（清水義美君） それでは、平成28年度榛東村上水道事業会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

今回の補正の概要は、71ページ第2条の水道事業収益におきましては給水装置工事手数料及び新規加入負担金の増加が見込まれるものでございます。

補正予定額394万5,000円を増額し、水道事業費用においては農業用水の電気料の水道事業負担分の減額などが見込まれるため、補正予定額を484万3,000円を減額するものでございます。

続いて、72ページ、第3条の資本的収入においては配水管更新工事に伴う企業債の借り入れを500万円として、補正予定額500万円を減額し、資本的支出においては建設改良費で、真空ポンプの更新工事が生じたことや企業債償還金の確定に伴い、補正予定額100万円を増額するものでございます。

続いて、議案参考資料の154ページをお願いいたします。

補正内容につきましては、平成28年度榛東村上水道事業会計補正予算（第4号）説明書により説明いたします。

収益的収入及び支出の収入です。

1款1項2目のその他の営業収益、1節手数料、補正予定額22万1,000円は、加入申し込み件数の増加に伴う増額でございます。

2款4項雑収益、1節新規加入負担金、補正予定額372万4,000円は、加入申し込み件数の増加に伴う増額でございます。

155ページ、支出です。

1款1項2目配水及び給水費、7節動力費、補正予定額575万6,000円の減は、農業用水施設電気料の水道事業負担分の減額及び各浄水場の電気料の減額で、不用見込みにより減額するものです。

4目減価償却費、1節有形固定資産減価償却費27万1,000円は、量水器、機械及び装置の減価償却計算に基づきまして増額となるものでございます。

2項1目支払利息、1節企業債利息25万6,000円の減は、企業債利息の確定に伴う減額でございます。

2目消費税、1節公租公課費、補正予定額89万8,000円は、予算補正に伴う納税額の増加となります。

156ページをお願いします。

資本的収入及び支出の収入でございます。

1款1項1目企業債、1節企業債500万円の減額は、企業債借入限度額の上限である1,000万円のうち500万円の借入れとなったため減額するものです。

157ページ、支出です。

1款1項1目建設改良費、4節建設改良費、補正予定額67万円は、南部浄水場の真空ポンプの故障が生じたため更新工事を行うものでございます。

2目営業設備費、1節固定資産購入費、補正予定額16万3,000円は、新規加入分の量水器が加入申し込み件数の増加により増加となったものです。

2項1目企業債償還金、1節企業債償還金、補正予定額16万7,000円は、企業債償還金の確定に伴い増額するものでございます。

以上で議案第27号の説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めくださいますようお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結し、直ちに採決を行います。

議案第27号 平成28年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第25 発委第1号 榛東村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（金井佐則君） 日程第25、発委第1号 榛東村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

岩田議会運営委員長。

[議会運営委員長 岩田好雄君登壇]

○議会運営委員長（岩田好雄君） 発委第1号 榛東村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由について説明申し上げます。

議会広報特別委員会を議会広報常任委員会として新たに設置するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により説明します。

議案参考資料、発委第1号の裏面をごらんください。

右が現行、左が改正案で、アンダーラインの部分が改正となる部分です。

改正案の第2条2項の次に、3項として議会広報常任委員会6人、議会だよりの編集発行に関する事務をつかさどる、以上の条文を新たに加えるものでございます。

なお、附則としてこの条例は公布の日から施行し、平成29年4月20日から適用するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、直ちに採決を行います。

発委第1号 榛東村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第26 議案第28号 平成29年度榛東村一般会計予算について

○議長（金井佐則君） 日程第26、議案第28号 榛東村一般会計予算ついてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

[企画財政課長 清村昌一君発言]

○企画財政課長（清村昌一君） それでは、議案第28号 平成29年度榛東村一般会計予算について説明申し上げます。

平成29年度一般会計予算は、歳入歳出それぞれ62億1,660万円でございます。

平成28年度の当初予算は、58億9,750万円でしたので、比較いたしますと3億1,910万円、率にいたしますと5.4%の増となっております。

議案書の74ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算。

歳入でございます。

76ページに歳入合計額がございます。62億1,660万円でございます。

77ページからは歳出の表になっておりますが、79ページに歳出合計でございます。62億1,660万円でございます。

80ページをお願いいたします。

第2表 地方債でございます。

平成29年度におきましては1億9,000万円を限度といたしまして、臨時財政対策債を発行する予定としております。

それでは、主要事項につきまして、別冊の平成29年度予算説明資料により説明をさせていただきたいと思っております。

予算説明資料の24ページになります。

歳入歳出事項別明細書の総括でございます。24ページが歳入、25ページが歳出でございます。

歳入から説明いたします。

1款の村税につきましては、前年度から7,587万7,000円増の15億338万円を見込みました。

2款の地方譲与税から6款地方消費税交付金までにつきましては、平成27年度決算額を踏まえての計上となっております。

11款の地方交付税ですけれども、地方財政計画におきまして減少するという計画でございました。その減少率を踏まえまして、前年度に対し2,500万円減の13億円を計上いたしました。

15款国庫支出金は、前年度から4,017万3,000円増の7億7,287万4,000円でございますが、主な増加の要因といたしますと、民生費の国庫負担金、教育費国庫補助金等の増額によるものでございます。

19款の繰入金につきましては、前年度から806万9,000円増の7億8,153万3,000円を計上いたしました。

主な内訳といたしましては、財源不足を埋めるための財政調整基金からの繰り入れが3億3,975万3,000円、また村債の繰上償還の財源に充てるため、減債基金を8,346万4,000円繰り入れることとしております。また、太陽光発電特別会計における売電収入の一部2,500万円ほどを一般会計に繰り入れます。

25ページの歳出でございます。

1款議会費につきましては、前年度から453万5,000円増の9,459万6,000円でございます。増額要因は議員改正に伴う経費の増となっております。

2款総務費は、前年度から1億877万8,000円増の11億4,850万6,000円です。主な増額要因といたしましては、いわゆるふるさと納税に対する返礼品等の経費の増でございます。

3款民生費は、前年度と同規模の19億3,075万6,000円でございます。

4款衛生費及び5款労働費につきましても、前年度とほぼ同程度の予算規模となっております。

6款農林水産業費は、前年度から1億3,938万3,000円減の4億6,221万4,000円で、主な減額要因は、農業集落排水事業特別会計の繰出金の減でございます。これは、先ほどの補正予算でも一部説明がございましたけれども、農業集落排水事業特別会計において平成28年度は村債の繰上償還を行うための予算が計上されていたということによるものでございます。

7款商工費でございますが、前年度と同規模の1,294万6,000円でございます。

8款土木費は、前年度から5,982万7,000円増加していますが、これは道路橋りょう費、公園費の増によるものでございます。

9款消防費、2億6,221万4,000円でございますが、消防施設費において消防ポンプ自動車の更新経費を計上しております。

10款教育費は、前年度から1億4,186万7,000円の増となっております。これは、義務教育施設整備基金及び社会教育施設整備基金の統合に伴う基金の積立金の増加が主な要因となっております。

最後に12款公債費ですが、前年度から1億1,366万9,000円の増となっております。これは、将来負担を抑制するため、村債の繰上償還を実施することによるものでございます。

議案第28号の説明は以上でございます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑に入る前に、議員各位に申し上げます。

平成29年度一般会計予算については、本年1月開催の予算決算特別委員会において、十分審議がなされているものと認識をしております。ここでは、細かい数字等については、8日、9日に2日間にわたり行われます予算決算特別委員会ですっきりと質疑を行っていただくようお願いいたします。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 8番南千晴です。

今提案理由を説明いただいたんですけども、今までの説明の仕方と今回ちょっと変わっていて、今までは全部数字を読み上げて、その後で細かい事業について説明いただいたんですけど、そのあたりが変わっているので、その変わった理由とそのあたりを説明していただいて、読み上げるのは必要ないというのであればいいんですけども、今までずっとその方法でやってきているので、そのあたり、どういう理由で今回みたいな提案理由になったのか説明をお願いします。

○議長（金井佐則君） 実は、企画財政課長より数字を細かく全部読み上げるというようなこと言われたんですけども、非常にこれは言いわけがましいんですけども、時間もかかるというようなことで、各款で説明をするということで、あとは8日、9日等でしっかりと審議をするのでいいんじゃないですかと、それでいいですかと言うから、それでいいんじゃないですかということでこうなつたんですけども、どうしてもそれを全部こと細かに款、項、目からやれということになれば、これは当然やらなくてはならないかなと思うんですけども、そういうことで私からそれでいいでしょうということで、企画財政課長にはそういうふうにお答えをしたので、この款の説明ということになりましたけれども、ご了解をぜひいただきたいと、こんなふうに思っております。

いいですか。

○8番（南 千晴君） 議長に質問できないので、ちょっと休憩とってもらっていいですか。

○議長（金井佐則君） 暫時休憩します。

午後1時45分休憩

午後1時47分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

南議員の質問ですけれども、そのとおりかなと。これからはそのようなことに気をつけてやるということでご理解をいただきたい。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第28号については、予算決算特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 異議なしと認め、議案第28号 平成29年度榛東村一般会計予算については、予算決算特別委員会に付託をいたします。

◎散 会

○議長（金井佐則君） 以上をもちまして、本日付議されました案件は全て終了いたしましたので、平成29年第1回定例会第2日目を散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後1時49分散会

平成 2 9 年 第 1 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 3 号

3 月 1 4 日 (火)

平成29年第1回榛東村議会定例会会議録第3号

平成29年3月14日（火曜日）

議事日程 第3号

平成29年3月14日（火曜日）午前9時開議

- 日程第 1 同意第 1号 榛東村固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第 2 同意第 3号 榛東村農業委員の任命について
- 日程第 3 同意第 4号 榛東村農業委員の任命について
- 日程第 4 同意第 5号 榛東村農業委員の任命について
- 日程第 5 同意第 6号 榛東村農業委員の任命について
- 日程第 6 同意第 7号 榛東村農業委員の任命について
- 日程第 7 同意第 8号 榛東村農業委員の任命について
- 日程第 8 同意第 9号 榛東村農業委員の任命について
- 日程第 9 同意第10号 榛東村農業委員の任命について
- 日程第10 同意第11号 榛東村農業委員の任命について
- 日程第11 同意第12号 榛東村農業委員の任命について
- 日程第12 同意第13号 榛東村農業委員の任命について
- 日程第13 同意第14号 榛東村農業委員の任命について
- 日程第14 議案第28号 平成29年度榛東村一般会計予算について
- 日程第15 議案第29号 平成29年度榛東村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第16 議案第30号 平成29年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第17 議案第31号 平成29年度榛東村介護保険特別会計予算について
- 日程第18 議案第32号 平成29年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予算について
- 日程第19 議案第33号 平成29年度榛東村公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第20 議案第34号 平成29年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第21 議案第35号 平成29年度榛東村学校給食事業特別会計予算について
- 日程第22 議案第36号 平成29年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算について
- 日程第23 議案第37号 平成29年度榛東村上水道事業会計予算について
- 日程第24 議案第39号 村道の路線認定について
- 日程第25 請願・陳情について
- 日程第26 委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第27 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第 28 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第 29 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 29 まで議事日程に同じ

追加日程第 1 議案第 40 号 榛東村都市計画審議会の設置及び運営に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

追加日程第 2 議案第 41 号 平成 28 年度榛東村一般会計補正予算（第 7 号）

出席議員（12名）

1番	高田清一君	2番	清水健一君
3番	梶井保夫君	4番	小山久利君
5番	山口宗一君	6番	小野関武利君
7番	松岡稔君	8番	南千晴君
11番	岩田好雄君	12番	岸昭勝君
13番	早坂通君	14番	金井佐則君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村長	真塩卓君	副村長	倉持直美君
総務課長	小山美子君	企画財政課長	清村昌一君
税務課長	山本正子君	住民生活課長	久保田邦夫君
健康保険課長	安田睦君	産業振興課長 (兼農業委員会事務局長)	青木繁君
建設課長	久保田勘作君	上下水道課長	清水義美君
教育長	阿佐見純君	教育委員会 教務局長	青木芳弘君

事務局職員出席者

事務局長	岩田健一	書記	津久井久美
------	------	----	-------

◎開 議

午前9時開議

○議長（金井佐則君） 皆さん、おはようございます。

平成29年第1回榛東村議会定例会3日目であります。今期、恐らく本日が最後の議会になるのではないかという感じがしております。議員諸君には、厳正そして公正、公平な審議がなされますようお願いを申し上げて、開会いたします。

出席議員の確認を行います。出席議員は12名であります。

よって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

なお、地方自治法第121条の規定による村長以下説明のための管理職は、体調不良により欠席の申し出があった清水会計課長を除き、全員出席であります。

直ちにお手元に配付した日程により会議を行います。



◎日程第1 同意第1号 榛東村固定資産評価審査委員会の委員の選任について

○議長（金井佐則君） 日程第1、同意第1号 榛東村固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

真塩村長。

[村長 真塩 卓君登壇]

○村長（真塩 卓君） 改めまして、おはようございます。

きょうやっと少し雨が降っているかなというような、本当に乾いたときでございました。これから少しはよくなるのかなというように思っております。

それでは、同意第1号 榛東村固定資産評価審査委員会の委員の選任についてご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会の委員である野本誠さんから、任期は平成30年3月31日までとなっておりますけれども、29年3月31日をもって辞職したいという、そのような届け出がございました。これに伴いまして、平成29年4月1日から委員の選任が必要となってきました。

そこで、皆さんにお配りしたように、榛東村大字新井1470番地1にお住まいの小山三治さんを固定資産評価審査委員会の委員に選任したいと考えております。

小山さんにつきましては、昭和24年10月22日にお生まれになり、現在67歳でございます。

前橋工業高校を卒業後、榛東村役場に長年勤務され、定年退職されました。その後におかれましては、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの2年間、地元の9区の区長として活躍され、村の発展にご尽力をいただいております。公務経験もある方でございます。

過去の経験を十分に生かし、公平な立場で固定資産評価審査委員会の委員としてお力添えをいただけるものと考え、選任したいと考えておりますので、議会の皆様のご同意をよろしくお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、前任者の残任期間であります平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間でございます。

よろしくお願いたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 異議なしと認め、採決を行います。

同意第1号 榛東村固定資産評価審査委員会の委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎日程第 2	同意第 3	号	榛東村農業委員の任命について
◎日程第 3	同意第 4	号	榛東村農業委員の任命について
◎日程第 4	同意第 5	号	榛東村農業委員の任命について
◎日程第 5	同意第 6	号	榛東村農業委員の任命について
◎日程第 6	同意第 7	号	榛東村農業委員の任命について
◎日程第 7	同意第 8	号	榛東村農業委員の任命について
◎日程第 8	同意第 9	号	榛東村農業委員の任命について
◎日程第 9	同意第 10	号	榛東村農業委員の任命について
◎日程第 10	同意第 11	号	榛東村農業委員の任命について
◎日程第 11	同意第 12	号	榛東村農業委員の任命について
◎日程第 12	同意第 13	号	榛東村農業委員の任命について
◎日程第 13	同意第 14	号	榛東村農業委員の任命について

○議長（金井佐則君） 日程第2、同意第3号 榛東村農業委員の任命についてから日程第13、同意第14号 榛東村農業委員の任命についてまでの以上12同意を会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

議案の朗読を求めます。

なお、同意第4号以降につきましては、同意番号、住所氏名、生年月日のみといたします。

議会事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 真塩 卓君登壇〕

○村長（真塩 卓君） ただいま一括してご上程いただきました同意第3号から第14号までの内容についてご説明を申し上げたいというように思います。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。これは、農業委員会等に関する法律の改正に伴いまして、農業委員会の選出方法が選挙から村長任命制に変わりました。村長が委員を任命することになったことから、議会の同意を求めるものでございます。

初めに、同意第3号から説明申し上げますけれども、第3号は高橋英明さん、昭和36年9月6日生まれで、住所は記載のとおり榛東村の長岡63番地であります。高橋さんにつきましては、認定農業者でございます。

続きまして、第4号でございますけれども、岩田勝さんでございます。昭和32年2月23日のお生まれになり、住所は長岡の1975番地2でございます。同氏も認定農業者であり、現農業委員でございます。

第5号でございますけれども、松岡稔さん、昭和26年9月20日生まれ……

〔「柳岡だから」の声あり〕

○村長（真塩 卓君） すみません。第5号につきましては、昭和26年9月20日生まれで山子田1793番地であります。同氏も認定農業者に準ずる者ということでございます。

第6号でございますけれども、森田博さん、昭和27年3月11日生まれで、住所は山子田715番地3であります。現在農業委員をやっております。

第7号につきましては、浅見靖雄さん、昭和33年12月4日生まれで、住所は新井381番地でございます。現在農業委員でございます。

第8号でございます。萩原清己さん、昭和23年1月1日生まれ、榛東村新井2050番地であります。現在、農業委員でございます。

第9号でございますけれども、松下好さん、昭和31年6月27日生まれ、住所は新井3402番地でございます。松下さんは認定農業者でございます。

同意10号でございます。一倉隆さん、昭和22年11月18日生まれで、住所は広馬場2635番地でございます。一倉さんは区長経験者、今もそうですけれども、3月31日まで区長でございます。人望が厚い人でございます。

11号につきましては、富澤繁徳さん、昭和22年4月1日生まれで、住所は広馬場1255番地であります。現在、農業委員です。

12号につきましては、金井徹さん、昭和23年8月14日生まれで、住所は広馬場850番地1でございます。金井さんは認定農業者でございます。

13号でございます。小川博之さん、昭和31年1月30日生まれで、住所は広馬場23番地であります。現在、農協の臨時職員をやっております。

続きまして、同意第14号でございますけれども、伊与久強志さんは、昭和26年8月8日生まれで、住所は榛東村広馬場2163番地でございます。

農業委員会につきましては、今後については榛東村においては認定農業者を3名以上を選出しなければなりません。さらに、農業委員会等に関する法律の改正によりまして、農業委員会の委員に農業者以外の者で中立的な立場で公正な判断をすることができる人を1名以上入れるということになっております。これにつきましては、先ほど第14号で申し上げた伊与久強志さんを任命するというところでございます。

なお、農業委員の委員の任期は3年でございます。

以上ご説明申し上げましたけれども、よろしく審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 異議なしと認め、採決を行います。

同意第3号 榛東村農業委員の任命についてから同意第14号 榛東村農業委員の任命についてまで、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、同意第3号から同意第14号まで、原案のとおり同意されました。

◎発言の訂正

○議長（金井佐則君） 日程第14、議案第28号……

〔「議長、休憩をお願いします」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 暫時休憩いたします。

午前9時16分休憩

午前9時17分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

村長。

〔村長 真塩 卓君登壇〕

○村長（真塩 卓君） 先ほど、同意第5号で氏名を何か松岡稔さんと言ったらしいので、これを完全に取り消しまして、氏名を柳岡稔さんに変えたいと思います。よろしく願いいたします。

どうも失礼しました。

◎日程第14 議案第28号 平成29年度榛東村一般会計予算について

○議長（金井佐則君） 日程第14、議案第28号 平成29年度榛東村一般会計予算についてを議題といたします。

初めに、予算・決算特別委員会岸委員長に審査報告を求めます。

12番。

〔予算・決算特別委員長 岸 昭勝君登壇〕

○予算・決算特別委員長（岸 昭勝君） 予算・決算特別委員会の審査報告を申し上げます。

本委員会に付託されました議案第28号 平成29年度榛東村一般会計予算について、審査経過を報告いたします。

去る3月8日、301会議室において、議員全員、執行から村長、副村長、教育長、課長等の出席のもとに、各所属課から平成29年度一般会計予算に関する説明が行われました。なお、説明については、本年1月、副村長査定まで説明が済んでいることから、今回は村長査定での大きな変更となった点及び1月の予算・決算委員会終了後、本委員会で取りまとめた議員側の要望事項がどう村長査定に反映されているか、この2点について説明がありました。

歳入では、村税において前年度と比較し増額が見込まれる要因についての質疑がありました。

一方、歳出では、ごみの分別収集の強化、アクセス道路の計画と進捗状況、消防ポンプ車の更新、村民プールの撤去に伴う代替措置、中央コミセンの建設計画、自主財源確保の一環として村有地の有効活用について質疑がありました。

全ての説明が終了し、再度総括質疑を行い、討論を経て採決の結果、賛成多数で議案第28号 平成

29年度榛東村一般会計予算については可決されました。

委員会終了後、小委員会を開き、委員会としての次の改善要望事項をまとめました。

- 1つ、交通弱者の交通機関の充実を図ること。
- 1つ、村税の現年度の収納率は99%以上を目指すこと。
- 1つ、学童保育の長期休業日の保育料を設定すること。
- 1つ、不妊治療費の補助の対象条件を見直すこと。
- 1つ、新井緑地公園の有効活用を図ること。
- 1つ、ふるさと納税収納代行の業務委託を見直し、経費節減を図ること。

なお、平成27年度決算の認定時に本委員会として要望したALT（外国語指導助手）の増員などが29年度予算に反映されました。また、副村長査定段階での議会要望事項についても、高齢者の免許自主返納者に対する施策、またふるさと公園のミニ鉄道拡張に配慮した改修工事及びおむつがえのスペース設置などを予算化され、おおむね反映されたと評価いたします。

以上、委員長報告といたします。

○議長（金井佐則君） 岸委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審議の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

委員長、大変ご苦労さまでした。

これより討論に入ります。まず、反対討論ございませんか。

13番早坂通君。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 議案第28号 平成29年度榛東村一般会計予算に対する反対討論を行います。

平成29年度一般会計予算には、目新しい農業を初め産業活性化の事業予算がありません。前村政が計画した農業を初めとする産業活性化事業を潰し、違法な予算運用により子育て支援事業などに変更しました。私は、子育て支援事業を決して否定するものではありません。私は、長い議員活動の中で一番多く取り上げ推進してきたのは、福祉・教育問題です。しかし、現在は少子高齢化が進み、地方の衰退が叫ばれています。子育て環境の整備や高齢者福祉の充実とともに、農業を初めとする産業の活性化策は喫緊の課題です。今述べた両者をバランスよく進めていくことが榛東村の活性化につながります。

また、一方で、平成27年度一般会計予算の執行において、繰越明許費を違法に予算運用し、専決処分においては違法を行った上、議決権の侵害まで行っております。この件について、私は再三にわたり指摘をしましたが、村長は反省するどころか今後も行おうと言っています。そういうことであれば、

法治国家における二元代表制の根幹にかかわる重大問題です。

よって、議案第28号 平成29年度榛東村一般会計予算に反対をいたします。

以上です。

○議長（金井佐則君） ほかに討論ございませんか。

5番山口宗一君。

〔5番 山口宗一君発言〕

○5番（山口宗一君） 5番山口です。賛成の立場でお話をさせていただきます。

平成29年度一般会計予算は、村税が15億を超える15億300万円と見込みました。これは、かつてない数字であります。

また、歳出においては、10年計画にもありますように、「子どもに夢を、みんなに福祉と安心を」と、そういう観点から、子供からお年寄りまでの気配り、目配りのある村民ファーストの予算が成立したと、成立じゃないんですけども、策定されております。

よって、平成29年度予算に対して賛成をいたします。

以上です。

○議長（金井佐則君） ほかに討論ございませんか。

3番栢井保夫君。

〔3番 栢井保夫君発言〕

○3番（栢井保夫君） 29年度予算については賛成をいたします。

先ほど、27年度繰越明許、そして27年度の専決の問題が出ましたけれども、27年度の繰越明許につきましては村の防犯カメラ等を含めまして国から金が来ているということで、違法性は感じられておりません。それに、専決問題についても、再三村長が答弁をされているとおり、総計予算主義的な考えについては、会計の基本中の基本でございます。そういう中で、これも違法性は一つも感じられないと思っております。

なお、真塩村長につきましては、8年間の村長経験とそして今期の2年、これを見ても、今までの経験、これで専決等の違法性を含む措置は感じられないし、これからもないと私は確信をしております。そういう関係上、違法性、これを否定いたしまして、29年度予算については賛成の意見とさせていただきます。

以上です。

○議長（金井佐則君） ほかに討論ございませんか。

4番小山久利君。

〔4番 小山久利君発言〕

○4番（小山久利君） 4番小山です。

先ほど、早坂議員がおっしゃられました農業政策への批判ですが、機械化の導入しやすい補助制度

等、農業政策にも反映されていると思い、賛成いたします。

以上です。

○議長（金井佐則君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第28号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 賛成10名、反対1名。賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第15 議案第29号 平成29年度榛東村国民健康保険特別会計予算について

○議長（金井佐則君） 日程第16、議案第30号 平成29年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

議案の……

暫時休憩いたします。

午前9時29分休憩

午前9時30分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

大変失礼をいたしました。

日程第15、議案第29号 平成29年度榛東村国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

安田睦健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第29号 平成29年度榛東村国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億385万2,000円と定めるものでございます。

歳入総額では、前年度当初より575万8,000円、率にして0.8%の減でございます。

国民健康保険被保険者数については年々減少している状況となっております。

次に、予算説明資料217ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書、1総括により、主なものについて説明をさせていただきます。

まず、歳入でございます。

1款国民健康保険税3億9,762万8,000円。前年度予算額と比較して758万8,000円の減額でございます。国民健康保険被保険者数の減少、特に退職被保険者の減少の見込みによるものでございます。

4款国庫支出金3億7,837万8,000円。前年度予算額と比較して1,464万7,000円の減額でございます。主な要因といたしましては、普通調整交付金が1,958万2,000円の減額になっていることと、平成30年度の制度改革のため、被保険者を管理するシステム改修費の補助金の歳入見込みで増額になっております。

5款療養給付費等交付金1,036万5,000円。前年度予算額と比較して2,925万7,000円の減額でございます。これは、主に退職者医療制度の対象者が減少しているためになります。

6款前期高齢者交付金4億2,650万6,000円。前年度予算額と比較して6,147万2,000円の増額でございます。これは、65歳から74歳の前期高齢者の加入割合で交付されるもので、人数がふえている状況で増額となっております。

10款繰入金1億8,224万1,000円。一般会計からの繰り入れですが、前年度予算額と比較して1,535万5,000円の減額でございます。国保税軽減措置した場合に繰り入れる保険基盤安定繰入金と出産育児一時金に対する繰入金が減額になっていることが主な要因でございます。

218ページをお願いします。

歳出でございます。

1款総務費1,802万1,000円。前年度予算額と比較して888万4,000円の増でございます。これは、30年度の制度改革に向けて、被保険者を管理しているシステム改修費と、29年度に策定を予定しております保健事業計画策定に関する費用のため増額となっております。

2款保険給付費11億5,291万2,000円。前年度予算額と比較して2,842万2,000円の増額です。こちらは、過去12カ月の医療費を集計し、伸び率等を推計しまして積算したものでございます。

3款後期高齢者支援金等1億9,067万7,000円。前年度予算額と比較して3,462万7,000円の減を見込んでおります。これは、国民健康保険加入者に応じた支援金で、支払基金へ納付するものです。後期高齢者の医療費が昨年の予算編成時の見込みより実績見込みが少ないため、減額をしたものです。

6款介護納付金7,944万6,000円。前年度予算額と比較して727万1,000円の減を見込んでおります。これは、介護保険制度の第2号被保険者、40歳から64歳の方ですが、こちらの保険料については各保険者を通じて徴収し、社会保険診療報酬支払基金に納付するもので、第2号被保険者の減少によるも

のでございます。

議案第29号の説明は以上でございます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第29号 平成29年度榛東村国民健康保険特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第16 議案第30号 平成29年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（金井佐則君） 日程第16、議案第30号 平成29年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第30号 平成29年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,078万4,000円と定めるものでございます。

後期高齢者医療保険特別会計につきましては、後期高齢者の増加により歳入歳出は前年度当初より423万8,000円、4%の増額となっております。

続きまして、予算説明資料241ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書、1総括により、主なものについて説明いたします。

まず、歳入でございます。

1款後期高齢者医療保険料7,334万6,000円。前年度予算額と比較して310万6,000円の増額でございます。高齢者人口の増加により被保険者数の増加によるものでございます。

2款繰入金3,738万1,000円。前年度予算額と比較して108万5,000円の増額でございます。一般会計からの繰入金となります。

次に、242ページをお願いします。

歳出でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1億804万9,000円。前年度予算額と比較して419万2,000円の増額でございます。後期高齢者医療広域連合会からの請求による事務費負担金と保険料等負担金でございます。

議案第30号の説明は以上でございます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第30号 平成29年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第17 議案第31号 平成29年度榛東村介護保険特別会計予算について

○議長（金井佐則君） 日程第17、議案第31号 平成29年度榛東村介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

健康保険課長。

[健康保険課長 安田 睦君発言]

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第31号 平成29年度榛東村介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億1,335万2,000円と定めるものでございます。

介護保険特別会計につきましては、平成27年度から29年度までの3カ年を計画期間とする第6期介護保険事業計画の最終の年度であり、第7期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定の年となります。

次に、予算説明資料249ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書、1総括により、主なものについて説明をいたします。

歳入でございます。

1款保険料2億5,937万5,000円。前年度予算額と比較しまして186万3,000円の増額でございます。高齢者人口の増加による被保険者数の増によるものでございます。

3款国庫支出金2億7,367万9,000円。前年度予算額と比較して332万1,000円の増額でございます。こちらは、給付費に対して国から交付されるものでございます。

6款介護予防支援費432万5,000円。こちらは、29年度より包括支援センターを直営で実施するため新設したもので、包括支援センターが計画・立案した介護予防計画費の国保連合会からの歳入となり、包括支援センター事業費分の歳入となります。

8款繰入金1億7,760万8,000円。前年度予算額と比較して865万3,000円の増額でございます。事務費一般会計繰入金と地域支援事業繰入金の増額によるものでございます。

次に、250ページをお願いします。

歳出でございます。

1款総務費2,724万5,000円。前年度予算額と比較して760万4,000円の増額でございます。主なものとしましては、第7期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定のため、また制度改正のための介護保険システムを改修するための費用により増額となっております。

2款保険給付費11億3,274万1,000円。前年度予算額と比較して148万5,000円の増額でございます。本年度の実績を参考に29年度を予測し、計上しました。主なものとしては、地域密着型介護サービス給付費と介護予防サービス給付費が増額、また施設介護サービス給付費と地域密着型予防サービス給付費、特定入所者介護サービス費を減額しております。

3款地域支援事業5,214万2,000円。前年度予算額と比較して1,044万5,000円の増額でございます。

主に包括的支援事業費、在宅医療・介護連携推進事業費などの増額によるものです。

議案第31号の説明は以上でございます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第31号 平成29年度榛東村介護保険特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 賛成10、反対1。賛成多数。

よって、本案は可決されました。

◇

◎日程第18 議案第32号 平成29年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予算について

○議長（金井佐則君） 日程第18、議案第32号 平成29年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予算についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

久保田邦夫住民生活課長。

〔住民生活課長 久保田邦夫君発言〕

○住民生活課長（久保田邦夫君） それでは、議案第32号 平成29年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,302万5,000円と定めるものでございます。住宅新築資金等貸付事業は、平成8年度に貸し付けは終了しており、現在は貸付金の回収と起債償還が主な事業となっております。

予算説明資料の273ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書の総括、歳入でございます。

1 款県支出金、本年度予算額9万円は、償還事務に係る県補助金でございます。

2 款繰入金、本年度予算額190万6,000円は、比較152万4,000円の減額になります。これは、一般会計繰入金でございます。

3 款諸収入、本年度予算額1,102万9,000円、比較92万2,000円の減額になります。これは、貸付金元利回収金でございます。

次に、274ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款総務費、本年度予算額12万5,000円は、償還金回収に係る事務費でございます。

2 款公債費、本年度予算額1,290万円、比較244万6,000円の減額でございます。これは、かんぽ生命保険への起債元利償還金でございます。

次に、279ページをお願いいたします。

地方債の平成27年度末における現在高並びに平成28年度末及び平成29年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

平成29年度末現在高見込み額は、3,231万1,000円になる見込みでございます。

なお、起債償還につきましては、平成33年度をもって終了するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第32号 平成29年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第33号 平成29年度榛東村公共下水道事業特別会計予算について

○議長（金井佐則君） 日程第19、議案第33号 平成29年度榛東村公共下水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清水上下水道課長。

[上下水道課長 清水義美君発言]

○上下水道課長（清水義美君） それでは、議案第33号 平成29年度榛東村公共下水道事業特別会計予算について説明いたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億5,440万2,000円と定めるものでございます。前年度予算に対しましては7.3%の増となっております。

平成29年度予算の概要につきましては、公共下水道事業の全体計画面積316ヘクタールのうち、本年4月1日には261ヘクタール、おおよそ83%が供用開始となる見込みでございます。また、接続状況につきましては、2月末現在で供用戸数1,939戸に対し、接続戸数1,670戸、接続率約86%、供用人口につきましては6,217人に対し、接続人口4,550人、接続率約73%となっております。

主要事業につきましては、特定環境保全公共下水道区域において管渠工事392メートル、公共下水道区域において管渠工事1,753メートル、舗装本復旧工事2,538メートルを予定し、引き続き管渠整備を進めるものでございます。

100ページをお願いいたします。

第2表 地方債です。

起債の目的及び限度額は、特定環境保全公共下水道事業債、限度額3,330万円。公共下水道事業債、限度額1億65万円。合計1億3,980万円とするものです。

予算説明資料280ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書の総括により、主なものについて説明いたします。

初めに歳入です。

1款分担金及び負担金、本年度予算額1,962万5,000円、比較273万6,000円の減は、平成29年度に供用開始となる対象戸数の減少が見込まれることから、減額の要因となったものでございます。なお、受益者負担金には自衛隊官舎の広馬場官舎分と榛名女子学園分として529万2,000円が見込まれております。

2款使用料及び手数料、本年度予算額5,218万2,000円、比較91万6,000円の増は、公共分約950戸、特環分800戸で、前年度実績や新規使用者を見込み増額となったものでございます。

3款国庫支出金、本年度予算額7,500万円は、汚水処理交付金で、補助対象管渠工事分の補助率2分の1を計上しております。

4款県支出金370万円、比較50万円の減は、公共下水道事業費県補助金で、単独管渠の築造工事分の5%以内として計上しております。

5款繰入金1億6,408万8,000円、比較1,139万7,000円の増は、工事請負費の増額、起債償還費の増額などが主な要因で、一般会計の繰り出しが増額となったものでございます。

7款諸収入6,000円、比較142万3,000円の減は、消費税について平成29年度は還付から納付に転じる見込みであることから、減額となったものでございます。

8款村債1億3,980万円、比較2,320万円の増は、単独管渠整備費の割合がふえたことにより増額となったものでございます。

281ページをお願いいたします。

歳出です。

2款建設費、本年度予算額2億5,687万8,000円、比較3,160万円の増は、主に単独管の管渠整備の割合がふえたことにより増額となったものでございます。

3款管理費、本年度予算額3,431万3,000円、比較463万4,000円の減は、工事請負費及び流域下水道維持管理負担金の減が主な要因で減額となったものでございます。

4款公債費、本年度予算額1億5,711万2,000円、比較359万5,000円の増は、元金償還金の増加が原因となっております。

続いて、事項別明細書より主なものについて説明いたします。

286ページをお願いいたします。

1款1項1目27節公課費12万2,000円は、消費税について納付見込みとなるものでございます。

続いて、288ページをお願いいたします。

15節工事請負費2億3,766万1,000円となっております。特定環境保全公共下水道事業が5区地内の管渠工事、公共下水道事業が8区、9区、13区、14区の管渠工事、舗装復旧工事は4区、6区、7区を予定しております。

289ページをお願いいたします。

19節負担金、補助及び交付金214万9,000円は、流域下水道県央処理区への建設負担金となります。

290ページをお願いいたします。

19節負担金、補助及び交付金2,908万2,000円は、流域下水道維持管理負担金で、汚水の処理費用となります。

291ページをお願いいたします。

4款1項1目元金1億1,095万円、比較664万8,000円の増額、2目利子4,616万2,000円、比較305万3,000円の減額となります。

292ページから298ページは、給与明細書でございます。説明を省略させていただきます。

299ページは、地方債残高の見込み調書で、平成29年度末残高見込み額は24億7,930万4,000円となります。

以上で、議案第33号の説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 7番松岡です。

先ほど、公共下水道の接続率が83%という答弁だったんですけども、どうしても公共下水道につなげないといううちがあると聞いたんですけども、そういう人の、エリアに入っているんだけどもつなげない、そういうので、この方についてはどういうふうな措置を今までしているのか、お願いします。

○議長（金井佐則君） 清水課長。

〔上下水道課長 清水義美君発言〕

○上下水道課長（清水義美君） 公共下水道のエリアということで、エリアになっているところにつきましては、管渠整備が済んでいるところについては公共ますの取り出し、もしくは既設のうちは公共ますは取り出しになっております。ですので、エリアになっているところについて、管渠工事が終わっていないところは当然接続は無理なんですけれども、基本的には接続されるということでございます。

農業集落排水事業につきましてはそうではないんですけども、公共エリアは基本的には接続されるというふうに解釈しております。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 公共下水道が目の前に管が工事が始まって、うちは群馬用水の管があったりNTTの光ケーブルがあったりして、どうしてもうちは接続ができないという話を聞いたんですけども、そういううちはその後私も聞かなかったんですけども、我々考えてみると、合併浄化槽の推進だとか、その補助についての説明がそういう方についてはしているんですか。

○議長（金井佐則君） 清水課長。

〔上下水道課長 清水義美君発言〕

○上下水道課長（清水義美君） 公共下水道のエリアで囲まれた地域につきましては、当然下水道に入ります。ただし、管渠があって反対側というか、エリアの反対側で区域に入っていないところも当然ございます。目の前に管渠がありますので、そこについて管渠の接続が1宅地に関して接続は可能となる場所もあれば、またそこが合併浄化槽が現に接続されて、そこで補助金を受けているというようなケースもあります。エリアの道路の反対側について、いろんなケースが考えられるわけですが、公共下水道に接続できる場合と、浄化槽をもう既に補助金を受けて接続できない箇所と、またうちのほうから話をして、浄化槽でいいという方々もいらっしゃいますので、ケース・バイ・ケースでその辺についてはご相談に応じて進めているところというふうに解釈しております。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第33号 平成29年度榛東村公共下水道事業特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第34号 平成29年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算について

○議長（金井佐則君） 日程第20、議案第34号 平成29年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清水義美上下水道課長。

〔上下水道課長 清水義美君発言〕

○上下水道課長（清水義美君） それでは、議案第34号 平成29年度榛東村農業集落排水事業特別会

計予算につきましてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億7,615万円と定めるものでございます。前年度予算に対しまして46.3%の減となっておりますが、これにつきましては平成28年度に起債の繰上償還を行ったため、大幅な減額となったものでございます。

平成29年度予算の概要につきましては、長岡、広馬場地区の施設の運転、維持管理、設備等の修繕や更新工事、新規加入申し込みに伴う公共ます設置工事等を引き続き実施いたします。接続戸数につきましては、1月末現在で長岡地区412戸、接続率83%、広馬場地区530戸、接続率56%となっております。なお、全体では65%でございます。

予算説明資料300ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書の総括により、主なものについて説明いたします。

初めに、歳入です。

1款分担金及び負担金、本年度予算額362万1,000円、比較108万円の増額は、長岡の新規加入を5戸、広馬場新規加入を10戸を予定し、増額となったものでございます。

2款使用料及び手数料、本年度予算額3,068万円、比較91万7,000円の増額は、前年度実績と新規加入分を見込み、予算計上したものでございます。

3款県支出金、本年度予算額ゼロ、比較322万円の減は、長岡処理場の機能診断及び最適整備構想の県補助金事業が終了したことによる減額でございます。

4款繰入金、本年度予算額1億4,168万、比較1億5,067万5,000円の減は、平成28年度に起債の繰上償還を行ったため、大幅な減額となったものでございます。

301ページをお願いいたします。

歳出です。

1款総務費、本年度予算額1,785万円、比較1,663万円の減は、繰上償還を行ったための大幅減額となっております。

2款管理費、本年度予算額5,093万4,000円、比較612万9,000円の増は、電気料及び上下水道料の減額は見込まれるものの、長岡処理場が供用開始を行いまして12年を経過し、設備関係の更新時期となっております。設備の修繕工事、交換工事やマンホールポンプの更新工事が必要となるものでございまして、増額となったものでございます。

3款公債費、本年度予算額1億736万6,000円、比較1億4,139万6,000円の減は、平成28年度の繰上償還に伴い大幅な減額となったものでございます。

続いて、事項別明細書により、主なものについて説明いたします。

306ページをお願いいたします。

1款1項1目27節公課費551万5,000円は、消費税の納付見込み額でございます。

307ページをお願いいたします。

2款1項1目11節需用費、説明欄の電気料1,530万4,000円は、処理場及びマンホールポンプの電気料で、前年度と比較して241万5,000円の減額を見込んでおります。機械器具修繕費165万6,000円は、広馬場処理場の攪拌ポンプなどの修理を予定しております。13節委託料1,491万5,000円の主なものは、備考欄の施設管理委託料で、長岡、広馬場処理場の維持管理、電気保守点検、消防設備点検、マンホールポンプ保守点検などの費用でございます。15節工事請負費1,622万7,000円の主なものは、公共ますの設置工事、処理場の補修工事、マンホールポンプ修繕工事となります。また、長岡地区処理場が供用開始後13年経過しまして、修理や交換が必要になったもので、スクリーンユニット補修、流入ポンプ、次亜塩素タンク、水位計の交換を予定しております。広馬場地区処理場では、スクリーンユニット補修工事を予定しております。また、マンホールポンプにつきましては、長岡地区の2カ所の更新を予定しております。

308ページをお願いいたします。

3款1項1目元金7,441万3,000円、比較1億3,997万2,000円の減となっておりますが、これは平成28年度の繰上償還となっております、大幅な減額となったものです。2目利子3,295万3,000円、比較142万4,000円の減は、起債償還の利子が減額となったものでございます。

310ページから316ページは、給与費明細書です。説明は省略させていただきます。

317ページは、地方債の残高の見込み調書で、平成29年度末残高見込み額で15億2,045万1,000円となります。

以上で議案第34号の説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

11番岩田好雄君。

〔11番 岩田好雄君発言〕

○11番（岩田好雄君） 11番岩田です。

先ほどの課長の説明で、長岡の加入率が83%、広馬場の加入率が56%と。広馬場の加入率が特に進まないんですが、そういった中で、使用料と維持費のバランスが非常に不均衡な中で、長岡も12年経過しているということで、もう大きな修理が年々増加してくるわけなんですけど、収益率を上げるためにも、この加入率の増加というのが不可欠な問題だと思うんですが、過去に一般質問でも質問したことがあるんですが、管路整備が終わって接続ますが設置された場所については、条例で加入が義務づけられていると思うんですが、なぜこれが実行されていないのか。説明をお願いします。

○議長（金井佐則君） 清水課長。

〔上下水道課長 清水義美君発言〕

○上下水道課長（清水義美君） 農業集落排水事業につきましては、先ほど岩田議員さんからもご指

摘がありますように、本来接続同意という形の中で農業集落排水事業の整備が進められてきたということでございます。

長岡地区につきましては、そこそこ80%台ということで、問題は広馬場地区だということだと思います。本来であれば、接続同意ということであれば、加入していただくのが原則ということには変わりはありません。ただ、社会情勢等の変化によりまして、なかなか接続費用に金がかかるというところでなかなか進まないというのも確かに現状としてあります。

そこら辺を踏まえながら、今後も上下水道課とすれば接続加入というところを個人個人にお話ししながら進めていきたいと思っております。少しでも広馬場地区の接続率が上昇するよう今後も努力を続けていきたいと考えております。

○議長（金井佐則君） 11番。

〔11番 岩田好雄君発言〕

○11番（岩田好雄君） 農業集落排水事業を開始するに当たり、そのエリアの住民から同意を得てこの事業が始まったわけです。そして、条例でも加入が義務づけられている中で、確かに経済情勢とかいろいろの理由はあるんでしょうが、一応は条例ですから、この部分を今後どうに考えていくのか、再度課長の答弁をお願いします。

○議長（金井佐則君） 清水課長。

〔上下水道課長 清水義美君発言〕

○上下水道課長（清水義美君） お答えします。

先ほども申しましたように、接続同意に基づいて処理場の建設が始まったものということでございますので、接続同意をなさっている方につきましては、経済事情等もありましようけれども、同意なさった以上、接続していただくというふうにうちのほうからお話をして、接続していただくということで今後も進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 11番。

〔11番 岩田好雄君発言〕

○11番（岩田好雄君） 何かはっきり答えが出ないんですが、村長に伺います。条例でこういうふうに制定されたにもかかわらず、なかなか実行されない。もう広馬場についても供用開始になって数年たって、今後大規模改修も出てくるという中で、なかなか維持管理費が上がってこないという状況の中で、村長、この条例という認識の中で、村長の認識はどうですか。今後条例の内容を変更するとか、現状のままで対応するとか、考えを伺います。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 条例では接続するようというふうな規則はございます。しかし、これにつ

いて、最終的に強制力がないというのが一つの問題。これは、榛東村だけでなく、全国でも同じような内容でございます。当初のときに、これの同意書をとるときに、相当な無理でやったような、何でもいいから書いてくれというような話もちょっと聞きました。これについて、私のほうでちょっと違うのは、北部地区については相前から住宅地がある。南部地区については新興住宅がいっぱいあると。そういう中で、新興住宅のときにもう個別のますをつくって、それで生活している。それが新しくなるときにまた接続するのにお金が相当かかるというようなことでちゅうちょしているのが大分あるということは、話は聞いております。これらについても我々はそういう人たちについて接続するようなお願いと協力を強力に進めていかなければならないというように考えております。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第34号 平成29年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第35号 平成29年度榛東村学校給食事業特別会計予算について

○議長（金井佐則君） 日程第21、議案第35号 平成29年度榛東村学校給食事業特別会計予算についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

青木教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 青木芳弘君発言〕

○教育委員会事務局長（青木芳弘君） それでは、議案第35号 平成29年度榛東村学校給食事業特別

会計予算について説明をさせていただきます。

予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ1億3,933万円とするものでございます。

主なものについて説明を申し上げます。

予算説明資料の318ページをお願いいたします。

事項別明細書の歳入です。

1款事業収入、本年度額6,279万8,000円、比較126万4,000円の減です。減額理由ですが、中学の生徒数の減少と第3子無料対象者の増加が主な要因でございます。

3款繰入金、本年度額7,651万9,000円は、施設維持管理費、運営費等で食材購入に係るもの以外の歳出に伴う不足分について、一般会計からの繰り入れでございます。増額理由ですけれども、修繕費や工事請負費の増額が主な要因でございます。

次に、歳出予算についての説明をさせていただきます。

322ページをお願いいたします。

中ほどにあります11節需用費、説明欄の中ほどにあります機械器具修繕費214万7,000円につきましては、自動食器洗浄機の修繕費26万円を含む修繕費でございます。

324ページをお願いします。

下のほうにあります15節工事請負費257万3,000円につきましては、屋根のといの修繕30万4,000円、屋上換気筒周りの修繕111万6,000円などでございます。

325ページをお願いいたします。

一番下の段にあります11節需用費7,667万3,000円は、食材の購入費でございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

直ちに討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第35号 平成29年度榛東村学校給食事業特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第36号 平成29年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算について

○議長（金井佐則君） 日程第22、議案第36号 平成29年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

青木繁産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 議案第36号 平成29年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

議案参考資料327ページをごらんください。

平成29年度太陽光発電事業特別会計予算の歳入合計は、前年度予算より205万5,000円少ない3,230万8,000円でございます。

328ページをごらんください。

歳出合計も歳入合計と同じく前年度より205万5,000円少ない3,230万8,000円でございます。

329ページをお願いいたします。

事項別明細書の歳入です。

1款1項1目1節売電収入は、平成27年度の実績を参考に、前年度より205万5,000円少ない3,228万8,000円としております。

330ページをごらんください。

歳出は、1款1項1目一般管理費は、前年度より152万8,000円少ない2,772万3,000円とし、その主な内容は、27節公課費、消費税220万円、28節一般会計の繰出金2,500万4,000円です。

その下にあります2款1項1目管理費は、前年度より2万7,000円少ない458万5,000円とし、その主な内容は、331ページにあります13節委託料239万4,000円、14節使用料及び賃借料171万7,000円です。

その下3款予備費は、前年度の50万円を皆減してゼロ円としております。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

11番。

〔11番 岩田好雄君発言〕

○11番（岩田好雄君） 11番岩田です。

331ページの3款の予備費ですが、今までこの項目で何か故障があったとき、または天災で被害を受けたときに、保険で対応するというのでここに予算をとってあったんですが、ここをゼロにしたという理由の説明をお願いします。

○議長（金井佐則君） 青木課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） これまで予備費を予算化しておりましたが、いずれにしても補正予算を組まないと対応できないというのが実際のところでございますので、補正予算対応を前提に予備費を皆減した次第です。

以上です。

○議長（金井佐則君） 11番。

〔11番 岩田好雄君発言〕

○11番（岩田好雄君） 不足があれば補正で対応するというのですが、天災、いつ起きるかわかりません。そのときに、すぐ対処しなければならないような施設だと思うんですが、補正で間に合いますか。

○議長（金井佐則君） 青木課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 補正で間に合うように処置していきたいと思っております。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結し、直ちに採決を行います。

議案第36号 平成29年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第37号 平成29年度榛東村上水道事業会計予算について

○議長（金井佐則君） 日程第23、議案第37号 平成29年度榛東村上水道事業会計予算についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 清水義美君発言〕

○上下水道課長（清水義美君） それでは、議案第37号 平成29年度榛東村上水道事業会計予算につきましてご説明申し上げます。

3条の収益的収入及び支出の予定額を水道事業収益3億796万7,000円、水道事業費用2億7,590万9,000円と定め、第4条資本的収入及び支出の予定額を資本的収入1,054万円、資本的支出6,500万2,000円と定めるものでございます。

上水道事業の状況につきましては、平成29年度におきましても節水型の機器の普及等により給水収益が伸び悩み傾向が続き、利益は減少傾向に向かうと予想されております。このような状況を踏まえまして、今後も安全安心でおいしい水を安定供給すべく、取り組んでまいりたいと考えております。

主要事業につきましては、建設改良では昨年度に引き続き3号計画道路配水管布設及び老朽管の布設がえ工事を実施し、新管布設と漏水対策を進めることとしております。

予算に関する説明書332ページをお願いいたします。

平成29年度の実施計画書になります。

332ページから333ページは、収益的収入及び支出の予定額、334ページから335ページは資本的収入及び支出の予定額の内訳となっております。

336ページをお願いいたします。

予定キャッシュ・フロー計算書になります。

1の業務活動から次の337ページの3の財務活動までにより資金の増減を予測するもので、平成29年度につきましては、337ページの下のところの資金増加4,280万9,040円を見込み、期末残高8億4,973万1,841円を予定するものでございます。

338ページから343ページは給与明細でございます。説明は省略させていただきます。

344ページをお願いいたします。

平成29年度予定貸借対照表になります。

貸借対照表は、財務状況を明らかにするため、保有する資産、負債、資本全てを明示するものでご

ざいます。345ページ中段の資産合計の金額、そして347ページ下段の負債・資本合計の金額ともに総額34億282万4,733円を予定するものでございます。

350ページは平成28年度、前年度の予定損益計算書、351ページは平成28年度、前年度の予定貸借対照表です。説明は省略させていただきます。

357ページをお願いいたします。

予算説明書になります。

主なものについて説明いたします。

収益的収入及び支出の収入でございます。

1款1項1目給水収益、本年度予算額2億4,149万8,000円、比較144万3,000円の増額は、1節の水道料金で5,500戸を予定しております。

1款2項1目受取利息及び配当金、本年度予算額412万2,000円は、定期預金及び群馬県公募公債の利息分となります。

358ページをお願いいたします。

3目長期前受金戻入、本年度予算額5,075万7,000円は、国庫補助金、県補助金、鉄建公団からの受贈財産などについてみなし償却をしていますが、これら補助金を平成29年度の地方公営会計制度の改正によりまして、改めて各年度で減価償却を行い生じた費用を収益化したものでございます。4目雑収入、本年度予算額915万3,000円の主なものは、1節の新規加入負担金730万円で、70戸の新規加入を予定しております。4節その他雑収益176万3,000円は、主に公共下水道事業及び農業集落排水事業の水道総合システム利用などの事務委託料となっております。

359ページをお願いいたします。

歳出になります。

1款1項1目原水及び浄水費、本年度予算額6,973万8,000円の主なものは、3節の受水費6,859万1,000円で、県央第一水道の受水費用でございます。2目配水及び給水費、本年度予算額5,161万8,000円の主なものは、2節委託料953万6,000円で、施設の保守点検、量水器の交換業務及び360ページの検針業務となっております。3節手数料419万5,000円は、水質検査費用が主なものでございます。4節賃借料282万6,000円は、水道総合システムリース料が主なものでございます。5節修繕費1,216万7,000円の主なものは、上水道施設修理で1,026万円で、漏水等の修理費としてここは前年度よりも108万円ほど増額しております。既設の交換量水器は147万5,000円、これは計量法に基づく量水器の交換で、249個の量水器の購入費でございます。7節動力費2,170万8,000円は、農業用水電気料の水道分の負担としまして、1,620万円を予定しております。なお、負担割合は30%となっております。

361ページをお願いいたします。

3目総係費、本年度予算額2,598万2,000円の主なものは、職員の給与関係でございます。

363ページをお願いいたします。

4目減価償却費、本年度予算額1億1,142万7,000円は、有形固定資産の減価償却費となっております。2項1目支払利息、本年度予算額836万4,000円は、企業債の利息分となります。2目消費税657万円は、納付見込み額となっております。

365ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入になります。

1款資本的収入、本年度予算額1,054万円は、1項企業債1,000万円の企業債の借り入れと2項の工事負担金54万円となっております。

366ページをお願いいたします。

支出です。

1款1項1目建設改良費、本年度予算額3,694万2,000円の主なものは、2節の委託料418万円、新規配水管の実施設計委託料でございます。4節建設改良費3,267万円は、配水管の布設がえで、3号計画道路の配水管布設、ポリ管などの老朽管の布設がえ、民地内の配水管布設がえなどを予定しております。2項1目1節の企業債償還金2,736万5,000円は、元金分の償還金となります。

以上で議案第37号の説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただけますようよろしくお願いたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第37号 平成29年度榛東村上水道事業会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をとります。大分お疲れの模様なので、11時10分から再開いたします。

午前10時48分休憩

午前11時10分再開

○議長（金井佐則君） 休憩に続き会議を再開いたします。

◇

◎日程第24 議案第39号 村道の路線認定について

○議長（金井佐則君） 日程第24、議案第39号 村道の路線認定についてを議題といたします。
議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

久保田勘作建設課長。

〔建設課長 久保田勘作君発言〕

○建設課長（久保田勘作君） 路線認定の説明をさせていただきます。

115ページ、路線認定調書をお願いいたします。

路線番号1327、長谷津28号線、起終点ですけれども、新井字長谷津2558番1地先から2558番7地先までです。延長につきましては34.9メートル、道路幅員につきましては最大5メートル。道路幅員が5メートル、車道幅員が4メートルとなっております。

場所につきましては、議案参考資料160ページをお願いいたします。

場所ですけれども、県道南新井前橋線、柿の木坂の上で、分譲住宅地の道路となっております。

ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） 3番松井です。

今の課長の説明の中に、ここの村道認定については通り抜けができないという状況ですけれども、これについては法的に全然問題ありませんか。

○議長（金井佐則君） 建設課長。

○建設課長（久保田勘作君） 開発地内の道路で通り抜けできない道路につきましても、村道と同等程度の舗装改良済みであるものについては道路認定のほうを、この場合につきましては寄附ですけれども、道路認定のほうをしております。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第39号 村道の路線認定について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第25 請願・陳情について

○議長（金井佐則君） 日程第25、陳情・請願についてを議題といたします。

過日付託を行いました請願・陳情の審査経過及び結果について山口総務産業建設常任委員長に審査報告を求めます。

5番山口宗一君。

〔総務産業建設常任委員長 山口宗一君登壇〕

○総務産業建設常任委員長（山口宗一君） 過日、総務産業建設常任委員会に付託されました陳情・請願の審査結果をご報告いたします。

陳情・請願の審査報告書。

本委員会に付託の陳情・請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第89条第1項の規定により報告いたします。

受理番号、平成29年第1回陳情第1号。付託年月日、平成29年3月1日。件名、村道北谷地4号線舗装工事について。

委員会の意見。本路線は、未舗装のため稲作の期間中、特に耕作放棄地周辺は雑草が生い茂り、交通の支障となっております。本路線を舗装することにより、地域住民の生活環境の改善と交通の利便性が図られます。

よって、本陳情は採択とします。

審査結果、採択。

以上です。

○議長（金井佐則君） ただいま山口総務産業建設常任委員長より審査の報告がございました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結し、直ちに採決を行います。

平成29年陳情第1号の採決に入ります。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、陳情第1号は採択することに決定いたしました。

◇

◎日程第26 委員会の閉会中の継続審査について

○議長（金井佐則君） 日程第26、委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

文教厚生常任委員長より委員会において審査中の陳情第2号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める陳情については、会議規則第71条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がございました。

お諮りいたします。

委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（金井佐則君） 異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◇

◎日程第27 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第28 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第29 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（金井佐則君） 日程第27、総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査についてから日程第29、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてまでを会議規則第34条の規定により一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（金井佐則君） 異議なしと認め、日程第27から日程第29までを一括議題といたします。

各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第71条の規定により、お手元に配付いたしました所管事務の調査項目について、閉会中の継続調査の申し出がございました。

お諮りいたします。

各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査にご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（金井佐則君） 異議なしと認め、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査と

することに決定いたしました。

ここで着座のまま暫時休憩といたします。

午前11時18分休憩

午前11時20分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

◇

◎日程の追加

○議長（金井佐則君） お諮りいたします。

ここで追加議案を上程したいと思います。

この案件を審議するため、会議規則第20条の規定により、お手元に配付の議事日程を追加することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 異議なしと認め、議事日程を追加することに決定いたしました。

◇

◎追加日程第1 議案第40号 榛東村都市計画審議会の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（金井佐則君） 追加日程第1、議案第40号 榛東村都市計画審議会の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

議会事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

久保田建設課長。

〔建設課長 久保田勘作君発言〕

○建設課長（久保田勘作君） それでは、議案第40号 榛東村都市計画審議会の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

説明につきましては、議案参考資料161ページをお願いいたします。

概要、趣旨、目的ですけれども、第4条関係、榛東村都市計画審議会の委員構成を改めるもの、附則第2項関係ですけれども、兼職報酬の禁止の例外に都市計画審議会委員を加えるもの。

新旧対照表にてご説明申し上げます。

162ページをお願いいたします。

4条関係ですけれども、1号の次に1号を追加し、村議会議員を加えるものです。2号、3号につきましてはそれぞれ3号、4号に繰り下げるものです。

163ページをお願いいたします。

附則第2項関係ですけれども、第2条の3第2項に8号の都市計画審議会委員を加えるものです。

議案書117ページをお願いいたします。

附則、施行日ですけれども、この条例は平成29年4月1日から施行する。

2項ですけれども、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。第2条の3第2項に次の1号を加える。8号、都市計画審議会委員。

なお、この改正につきましては、前回3月2日ですけれども、議案第16号での南議員の質問に対する回答につきましては、訂正をさせていただきます。確認不足で大変申しわけありませんでした。

例規集につきましては、1巻137ページから138ページまで。

ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結し、直ちに採決を行います。

議案第40号 榛東村都市計画審議会の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎追加日程第2 議案第41号 平成28年度榛東村一般会計補正予算（第7号）

○議長（金井佐則君） 追加日程第2、議案第41号 平成28年度榛東村一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清村企画財政課長。

〔企画財政課長 清村昌一君発言〕

○企画財政課長（清村昌一君） それでは、議案第41号について説明申し上げます。

本補正予算は、債務を負担する行為の追加をお願いするものでございます。

議案書は119ページでございます。

第1表債務負担行為補正、表記載の2つの事項を追加しようとするものでございます。

議案参考資料164ページでございます。

広報費につきましては、平成29年度の村広報紙の印刷製本業務について、また文書管理費につきましては、平成29年度に使用する印刷用紙の調達業務について、それぞれ平成28年度中にあらかじめ業者選定を行う必要があることから、予算外義務負担を設定しようとするものでございます。

ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結し、直ちに採決を行います。

議案第41号 平成28年度榛東村一般会計補正予算（第7号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長挨拶

○議長（金井佐則君） 以上をもちまして、本日までに付議されました案件は全て終了をいたしました。

ここで閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

3月1日の開会以来、本日までの14日間、5名の議員による一般質問、条例改正、補正予算、平成29年度当初予算など議案について熱心なご審議、活発な質疑・討論がなされ議決いただき、本定例会が閉会できますことを厚く御礼を申し上げます。

私たち15期議員の任期も1カ月余りとなりました。引き続き村民の付託に応えるべく村議選に出馬される議員もあろうかと思いますが、全員のご当選を心よりご祈念を申し上げる次第であります。

また、今季限りでご勇退される議員におかれましては、長年にわたる議員活動に対し、深く感謝を申し上げます。

また、執行におかれましても、住民福祉の向上のため、村長中心に一層のご尽力をお願いするものであります。

結びに、榛東村の限りない発展と議員、ご参会皆様方のより一層のご活躍をご祈念を申し上げますところであります。

私ごとで大変恐縮ではございますけれども、議長にさせていただいて以来、日は短かったわけでありましてけれども、私に対しまして、議員各位より特段のご協力、お力添えを賜りました。心よりまずもって厚く厚く御礼を申し上げます。大過なく過ごさせていただきましたことも、議員皆様方のお力と、感謝を申し上げますところであります。

なお、執行、村長を初めとする課長にも限りないご支援を賜り、心より厚く御礼を申し上げ、閉会に当たっての感謝の言葉とさせていただきます。

本当にお世話になりました、ありがとうございました。

◇

◎閉 会

○議長（金井佐則君） 以上をもちまして、平成29年第1回榛東村議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦勞さまでございました。

午前11時30分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 金 井 佐 則

榛東村議会議員 南 千 晴

榛東村議会議員 岩 田 好 雄